

2011 年度
調査報告書

中央競技団体の運営に関する調査研究



〔共同研究者〕

早稲田大学 スポーツ科学学術院 教授 武藤 泰明

目次

I. はじめに	-----	1
II. 国内中央競技団体事例研究	-----	2
II-1 公益財団法人 日本陸上競技連盟 (JAAF)	-----	2
II-2 公益財団法人 日本バレーボール協会 (JVA)	-----	28
III. 米国中央競技団体事例研究	-----	49
III-1 米国陸上競技連盟 (USATF)	-----	49
III-2 米国バレーボール協会 (USAV)	-----	74
IV. 日米における制度の違い	-----	94
IV-1 スポーツ仲裁制度	-----	94
IV-2 税制優遇制度	-----	97
IV-3 アンチ・ドーピング制度	-----	98
V. 4団体の比較	-----	101

I. はじめに

笹川スポーツ財団は、「中央競技団体现況調査」(2011)により、わが国の中央競技団体の全体像を概観した。これを踏まえて、個々の中央競技団体の包括的な分析を試みたのが本調査研究である。調査は国内にとどまらず、米国の中央競技団体も対象としており、同一競技間における競技団体の国際比較により、二国間の運営方法の違いを明らかにした。これらの結果から、わが国の中央競技団体の実態をより詳細に明らかにするとともに、組織運営強化につながるヒントが得られることを期待している。2012年3月に策定された「スポーツ基本計画」(文部科学省)においても、スポーツ団体のガバナンス強化が謳われるとともに、組織運営体制のあり方の指針となるガイドラインを策定することが記されているが、この観点から中央競技団体の実態の一例をみる資料ともなろう。

調査対象とした中央競技団体は、個人競技と団体競技の観点と、団体の財政基盤や事業規模を勘案し、「陸上競技」と「バレーボール」である。また、本調査研究をすすめるにあたり、国内の対象団体である公益財団法人日本陸上競技連盟、公益財団法人日本バレーボール協会と、国内種目統轄団体である公益財団法人日本体育協会のご協力のもと、早稲田大学・武藤泰明教授を座長として研究会を構成した。研究会は全4回開催し、調査項目の選定や調査の視点など、示唆に富むご意見を賜った。その他にも、個別のヒアリングを複数回もち、調査内容の充実を図った。米国については、過去に対象団体での勤務経験がある、もしくは勤務している2名の在米邦人に依頼し、日本と同一の項目について調査した。

本報告書は、はじめに日本および米国の4団体について運営実態を詳述する。続いて、スポーツ仲裁、スポーツ団体の税制と寄付、アンチ・ドーピングの3項目における日米の制度上の違いを整理する。最後に、団体間および日米間の比較とその分析をおこなっている。

II. 国内中央競技団体事例研究

II - 1 公益財団法人 日本陸上競技連盟 (JAAF)

1. 概要

1.1 基本事項

正式名称	公益財団法人日本陸上競技連盟 (Japan Association of Athletics Federations)
設立	1925 年
法人格	公益財団法人 (2011 年)
代表者	会長 河野洋平

1.2 事業内容

JAAF の事業内容は、定款によれば、(1) 陸上競技の普及及び振興に関すること、(2) 陸上競技の競技力の向上に関すること、(3) 陸上競技の指導者の養成に関すること、(4) 陸上競技の国際競技大会等に対する代表参加者の選定及び派遣に関すること、(5) 陸上競技の調査及び研究に関すること、(6) 陸上競技に関連する刊行物の発行に関すること、(7) 陸上競技の国際競技大会、日本選手権大会及びその他の競技会の開催に関すること、(8) 陸上競技に関する規則の制定に関すること、(9) この法人の登録会員に関すること、(10) 陸上競技の審判員の養成及びその資格の認定に関すること、(11) 陸上競技の施設及び用器具の検定並びにその公認に関すること、(12) 陸上競技の日本記録をはじめとする記録の公認及び日本における世界記録の公認の申請に関すること、の 12 である。そのほか、これらに関連する事業に加えて、JAAF の組織目的である「この法人は、わが国における陸上競技界を統轄し、代表する団体として、陸上競技を通じスポーツ文化の普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与し、豊かな人間性を涵養すること」を達成するために必要な事業をおこなっている。事業計画および事業報告書に記載された事業を定款に添って再編すれば表 II-1-1 のとおりである。また、JAAF が 2011 年度に主催した大会は 34 大会であった。

表Ⅱ-1-1 事業内容

分類	定款における事業内容および、事業計画・報告書による事業実施実績
普及・振興	(1) 陸上競技の普及及び振興に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・【JAAFアスリート発掘育成プロジェクトクリニック事業】28会場で実施（※普及・育成活動として） ・【キッズアスリート・プロジェクト夢の陸上キャラバン隊】（10小学校で実施）
競技力向上(発掘・育成・強化)	(2) 陸上競技の競技力の向上に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・【U-15トップトレーニングキャンプ】
指導者養成	(3) 陸上競技の指導者の養成に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・【全国小学生陸上競技指導者中央研修会】（埼玉・広島） ・【公認コーチ養成講習会】 ・【第11回JAAFコーチングクリニック】 ・【U-15指導者講習会】（4会場） ・【国際陸上競技連盟認定CEGSレベルIコーチコース講習会】
国際競技大会等への代表参加者の選定・派遣	(4) 陸上競技の国際競技大会等に対する代表参加者の選定及び派遣に関すること
調査・研究	(5) 陸上競技の調査及び研究に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・科学委員会を中心に、日本グランプリシリーズ、大阪GP、日本選手権、沖縄インターハイ、北海道マラソン、スーパー陸上、アジア大会等において各種測定を中心とした研究活動を実施
医事活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ドーピング検査の実施（競技会検査427件） ・【陸上競技者の為のドーピングコントロール便利帳2011】発行配布 ・【アンチ・違法薬物広報冊子2011】発行配布 ・日本陸連主催・後援大会へのNFR(ナショナルフェデレーションリプレゼンタティブ)派遣(25大会)
刊行物の発行	(6) 陸上競技に関連する刊行物の発行に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・【陸連時報】編集及び発行 ・【イヤーズブック作成】 ・【選手団ガイドブック作成】（3大会において） ・【陸上競技ルールブック2010版発行】電子化し、陸連HPにて公開 ・【陸上競技者の為のドーピングコントロール便利帳2011】発行配布 ・【アンチ・違法薬物広報冊子2011】発行配布
競技会の開催	(7) 陸上競技の国際競技大会、日本選手権大会及びその他の競技会の開催に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・【第94回日本陸上競技選手権大会】香川県で開催 ・主催競技会の開催（34大会）
規則の制定	(8) 陸上競技に関連する規則の制定に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・主要主催大会のリハーサル大会の指導に委員を派遣 (11) 陸上競技の施設及び用具の検定並びにその公認に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・陸上競技場・長距離走（歩）路の検定・審査作業の実施 ・定期的な委員会の開催 ・国際化に伴う情報収集、討議会議の開催 ・【全国検定会員会議】（施設及び用具の）検定員の養成及び技能の向上のため
競技者登録	(9) この法人の登録会員に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・登録手続きの省力化の為のWEBシステムの開発 ・登録会員数：291,250人
審判員についての養成・資格認定・派遣	(10) 陸上競技の審判員の養成及びその資格の認定に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・競技運営委員会で競技規則の検討と、運営上の問題点について定期的に検討 ・全国レベル競技会のリハーサル大会の指導に委員を派遣 ・【全国レベル競技会の運営に関する実務者研修会】 ・【全国JT0研修会】 ・【全国競技運営責任者会議】トラブル事例での問題点の共有を通して円滑な競技会運営に資する ・【全国検定会員会議】（施設及び用具の）検定員の養成及び技能の向上のため ・各国際大会に代表選手団を派遣
公式記録・申請	(12) 陸上競技の日本記録をはじめとする記録の公認及び日本における世界記録の公認の申請に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・競技運営委員会において、記録の公認を実施
財源調達	財源確保の為の積極的なPR活動・折衝活動・マーケティング活動の展開
その他	(13) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業 <ul style="list-style-type: none"> ・【環境活動】植樹・チャレンジ25会員募集・募金活動等の啓蒙と実践 ・法人化に向けた会計基盤強化の為に、加盟団体へ会計システムを寄付（43団体）

※事業内容の括弧内番号は、定款において振られたものに準じている。

JAAF「定款」などより作成

1.3 種目体系

「陸上競技ルールブック 2011」により、日本記録として公認される種目を整理すると、男子は室内競技 22 種目、屋外競技 57 種目、女子は、室内競技 22 種目、女子屋外 49 種目がある。(表Ⅱ-1-2)。これらの種目に、クロスカントリー競走、駅伝競走を加えたものが、JAAF 競技規則に含まれる種目である。

表Ⅱ-1-2 種目体系

性別	種別	種目名	詳細	
男子	室内競技 (22種目)	競走	50m、60m、200m、400m、800m、1,000m、1,500m、1マイル、3,000m、5,000m	
		ハードル	50m、60m	
		リレー	4×200m、4×400m、4×800m	
		競歩	5,000m	
		跳躍	走高跳、棒高跳、走幅跳、三段跳	
		投てき	砲丸投	
		混成競技	七種競技	
	屋外競技 (57種目)	競走	100m、200m、300m、400m、800m、1,000m、1,500m、2,000m、3,000m、5,000m、10,000m、15,000m、20,000m、25,000m、30,000m、1時間、1マイル	
		ハードル	110m、400m	
		障害物	3,000m	
		リレー	4×100m、4×200m、100m+200m+300m+400m、4×400m、4×800m、4×1,500m	
		道路競走	10km、15km、10マイル、20km、ハーフマラソン、25km、30km、35km、マラソン、100km、ロードリレー	
		競歩(トラック)	5,000m、10,000m、20,000m、30,000m、50,000m、2時間	
		競歩(道路)	10km、15km、20km、30km、50km	
		跳躍	走高跳、棒高跳、走幅跳、三段跳	
		投てき	砲丸投、円盤投、ハンマー投、やり投	
		混成競技	十種競技	
	女子	室内競技 (22種目)	競走	50m、60m、200m、400m、800m、1,000m、1,500m、1マイル、3,000m、5,000m
			ハードル	50m、60m
リレー			4×200m、4×400m、4×800m	
競歩			3,000m	
跳躍			走高跳、棒高跳、走幅跳、三段跳	
投てき			砲丸投	
混成競技			五種競技	
屋外競技 (49種目)		競走	60m、100m、200m、400m、800m、1,000m、1,500m、2,000m、3,000m、5,000m、10,000m、20,000m、25,000m、30,000m、1時間、1マイル	
		ハードル	100m、400m	
		障害物	3,000m	
		リレー	4×100m、4×200m、100m+200m+300m+400m、4×400m、4×800m	
		道路競走	10km、15km、20km、ハーフマラソン、25km、30km、マラソン、100km、ロードリレー	
		競歩(トラック)	5,000m、10,000m、20,000m	
		競歩(道路)	5km、10km、15km、20km	
		跳躍	走高跳、棒高跳、走幅跳、三段跳	
		投てき	砲丸投、円盤投、ハンマー投、やり投	
		混成競技	七種競技	

JAAF「競技規則」などより作成

2. 役職員

2.1 役員

(1) 役員数および雇用形態

JAAF の役員は、理事 29 人、監事 3 人で構成されている。役員は、専務理事 1 名を除き非常勤である。

表 II-1-3 役員の勤務形態と人数

	(人)		
	合計	男性	女性
常勤役員	1	1	0
理事	1	1	0
非常勤役員	31	29	2
理事	28	26	2
監事	3	3	0
(参考)評議員	20	19	1

※公益法人の定款上、評議員は役員に含まれない。

(2) 役員競技歴

常勤の役員は、地域の陸上クラブや学校の運動部活動などに所属し、大会や記録会等に参加した競技経験がある。

(3) 役員選定と構成

役員の選定は、新公益法人制度に則り、その方法を定款に定めている。評議員の選任は、評議員選定委員会においておこない、理事および監事は、評議員会の決議によって選任される。JAAF の場合、評議員選定委員会により選任された 20 人の評議員が、評議員会において 30 人の理事を選任している。理事の任期は、「選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」である。理事会は 2 回、評議員会は 1 回を年度の定例会議とし、そのほか必要に応じて招集することとしている。また、理事および評議員の構成についても、表 II-1-4 のとおりに定めている。

表Ⅱ-1-4 理事および評議員の構成

所属		理事	評議員
学識経験※		14	10
北海道	北海道	1	1
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	1	
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨	2	1
東京	東京	1	1
北陸	新潟、富山、石川、福井	1	1
東海	長野、静岡、愛知、岐阜、三重	2	
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	2	1
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	1	1
四国	徳島、香川、愛媛、高知	1	
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	2	1
協力団体	実業団、学連	2	3
	実業団、学連、高体連、中体連、マスターズ		

※学識経験者は、教職に限らない。

JAAF「定款細則」より

(4)役員および評議員の現職

JAAF 役員および評議員の現(もしくは元)職は以下の表Ⅱ-1-5 に示すとおりである。

表Ⅱ-1-5 役員および評議員の現(元)職一覧

役職	氏名	公職・スポーツ団体役員等	区分	
会長	河野 洋平	(衆議院議員 議長)	学識経験者	
副会長	横川 浩	会社役員		
	澤木 啓祐	(大学教授)		
	三宅 勝次	(財)広島陸上競技協会 副会長	加盟団体(中国)	
専務理事	尾縣 貢	大学教授	学識経験者	
理事	林 義寛	(財)北海道陸上競技協会 専務理事	加盟団体(北海道)	
	安田 信昭	青森陸上競技協会 理事長	加盟団体(東北)	
	諏佐 収	栃木陸上競技協会 副理事長	加盟団体(関東)	
	武藤 顕	群馬陸上競技協会 理事長	加盟団体(関東)	
	★小松 邦江	(社)東京陸上競技協会 理事	加盟団体(東京)	
	長谷川 巧治	新潟陸上競技協会 理事長	加盟団体(北陸)	
	外山 幸男	愛知陸上競技協会 理事長	加盟団体(東海)	
	細田 完二	長野陸上競技協会 理事長	加盟団体(東海)	
	川野 博康	京都陸上競技協会 理事長	加盟団体(近畿)	
	薬師寺 茂夫	大阪陸上競技協会 理事長	加盟団体(近畿)	
	東 工曜	NPO高知陸上競技協会 理事長	加盟団体(四国)	
	八木 雅夫	福岡陸上競技協会 理事長	加盟団体(九州)	
	岡崎 寛	長崎陸上競技協会 理事長	加盟団体(九州)	
	友永 義治	日本実業団陸上競技連合 理事長	協力団体	
	★永井 立子	(社)日本学生陸上競技連合 理事		
		高野 進	大学教授	学識経験者
		山本 征悦	((財)日本陸上競技連盟 事務局長)	
		杉本 隆志	会社員	
		吉儀 宏	(大学教授)	
		繁田 進	大学教授	
		田中 克之	大学教授	
		山澤 文裕	医師	
		原田 康弘	会社役員	
	瀬古 利彦	会社員		
監事	平田 竹男	大学教授		
	前島 伸行	会社役員		
	山田 浩一	公認会計士		
評議員	岡部 壽一	(財)北海道陸上競技協会 会長	加盟団体(北海道/東北)	
	潮田 茂	茨城陸上競技協会 理事長	加盟団体(関東)	
	田中 利雄	(社)東京陸上競技協会 専務理事	加盟団体(東京)	
	豊田 利一	三重陸上競技協会 会長	加盟団体(北陸/東海)	
	植月 正章	兵庫陸上競技協会 会長	加盟団体(近畿)	
	神達 靖久	岡山陸上競技協会 理事長	加盟団体(中国/四国)	
	竹之内 宏	鹿児島陸上競技協会 理事長	加盟団体(九州)	
	鈴木 泰信	日本実業団陸上競技連合 副会長	協力団体	
	神尾 正俊	(社)日本学生陸上競技連合 専務理事		
	竹内 章	全国高等学校体育連盟 陸上競技部 副部長		
		芦田 昭充	会社役員	学識経験者
		安藤 宏基	会社役員	
		★石井 幹子	会社役員	
		尾崎 宏	弁護士	
		鈴木 存	(社)東京陸上競技協会 副会長	
		中曾根 弘文	参議院議員	
		名古 岳彦	三重陸上競技協会 副会長	
	野田 健	団体役員		
	平方 亨	県職員		
	松本 正義	会社役員		

※★は女性役員

JAAF 資料より

2.2 職員

(1)職員数および雇用形態

職員は、正規雇用者 14 人、契約・嘱託職員 6 人、出向 1 人、派遣職員 3 人の計 24 人で構成されている（表Ⅱ-1-6）。

表Ⅱ-1-6 職員の雇用形態と人数

雇用形態	(人)		
	合計	男性	女性
正規雇用者	14	11	3
契約/嘱託職員	6	0	6
出向	1	1	0
派遣職員	3	0	3
アルバイト	0	0	0
インターン	0	0	0
職員数	24	12	12

(2)職員の競技歴

JAAF 職員 24 人のうち、正規雇用者 14 人は地域の陸上クラブや学校の運動部活動などに所属し、大会や記録会等に参加した陸上競技経験がある。

(3)採用状況と入職経路

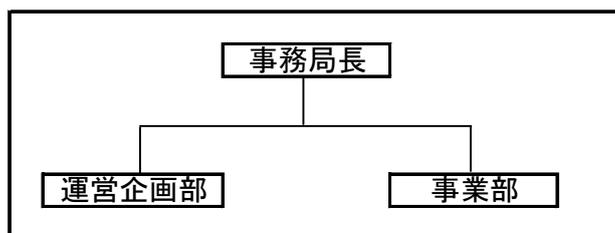
過去 5 年間の職員採用数は 8 人であり、知人の紹介や縁故、限定募集にて入職している。限定募集とは、複数の関係者に候補となる人材を推薦してもらい、その中で選考することを指す。

3. 組織

3.1 事務局組織

JAAF の事務局は、事務局長のもとに運営企画部と事業部がある（図Ⅱ-1-1）。運営企画部は、経理や人事などの管理部門のほか、選手登録や普及に関する業務を担当する。事業部は、国際大会や国内大会（競技・イベントとも）の運営、JOC などとの折衝などを主な業務としている。

図Ⅱ-1-1 事務局組織図



3.2 委員会

(1)委員会数と種類

JAAFの委員会は、「強化委員会」「競技運営委員会」「普及育成委員会」「科学委員会」「医事委員会」など11種類がある(表Ⅱ-1-7)。委員の数は、委員会の所掌する業務内容に比例し、たとえば「強化委員会」のように短距離や投てきなど全ての競技種目別に専門部会を有している委員会は、その数が必然的に多くなる。ただし、委員が複数の委員会を掛けもつことを妨げていない。また、女性委員会の委員は、女性のみで構成されている。

表Ⅱ-1-7 各委員会の業務内容と人数

委員会名	業務内容	委員数
総務委員会	主要競技会・行事についての組織・運営準備、各専門委員会間の調整	18
強化委員会	選手強化に関する(ユース、ジュニアを含む)強化基本方針の策定及び実施や、日本代表選手の選考案作成、強化競技者の指定、競技力向上のための環境整備、一貫性指導の研究と実践、協力団体強化委員会との連絡調整	124
法制委員会	法制に関する陸連の規則の作成・解釈・運用や競技者代理人の契約、放送権の契約、商標権、著作権のマーチャンダイジング(商品化権)に関する審査、契約、その他の法制	14
財務委員会	日本陸連の収入及び支出の状況ならびに財政状態、予算の編成、金銭・資金・資産の管理及び決算に関する事務執行についての指導・助言、一般会計及び特別会計の内部監査、その他財務等	8
競技運営委員会	競技会の運営、記録の管理、審判員の資質向上のための方策および競技規則の研究、審判研修会の開催	25
普及育成委員会	陸上競技者の普及ならびに指導者育成のための講習・研修会の開催、調査研究、広報活動などをおこなうとともに、陸上競技の指導者育成に関する事業として、日体協公認スポーツ指導者養成講習会の実施や陸上競技の指導者向けのコーチングクリニック等	75
国際委員会	国際関係団体への渉外や、国際競技会の諸情報収集、調査および発信、国際関係文書の処理、各種人材育成・国際会議、主要国際競技会、諸行事における外国役員接遇、プロトコールに関すること、国際競技会、行事における通訳および外国ボランティアの手配業務、その他国際関係全般に関すること	24
施設用器具委員会	競技場、長距離競走(歩)路、ならびに用器具の研究、指導と審査・検定等	14
科学委員会	競技者の体カテスト、バイオメカニクス活動、栄養サポート、トレーニングにおける科学的なサポート、コントロールテストの開発、その他の科学サポート、医科学・コーチング知識の普及と応用	25
医事委員会	競技会における医事業務、スポーツ傷害の予防と治療、競技者の健康管理、トレーナーの管理・研修・競技会への派遣、チームドクター及びチームトレーナーの派遣に関すること、また、ドーピングコントロールにおいては、競技会におけるドーピング検査の企画及び運営、競技会外のドーピング検査の企画及び運営、ドーピング違反に関する対応、諸問題の調整	31
女性委員会	各専門委員会の女性委員と連携をとりそれぞれの活動の活性化、地域女性委員との連絡と活動の全国化、全国女性委員会議の開催、女子新種目の普及、その他の女性競技、委員(審判)	14

JAAF ウェブサイトなどより作成

(2)委員会についての規程および委員の選定方法

JAAFでは、全委員会共通の事項につき定める運営規則に基づき、各委員会の委員を

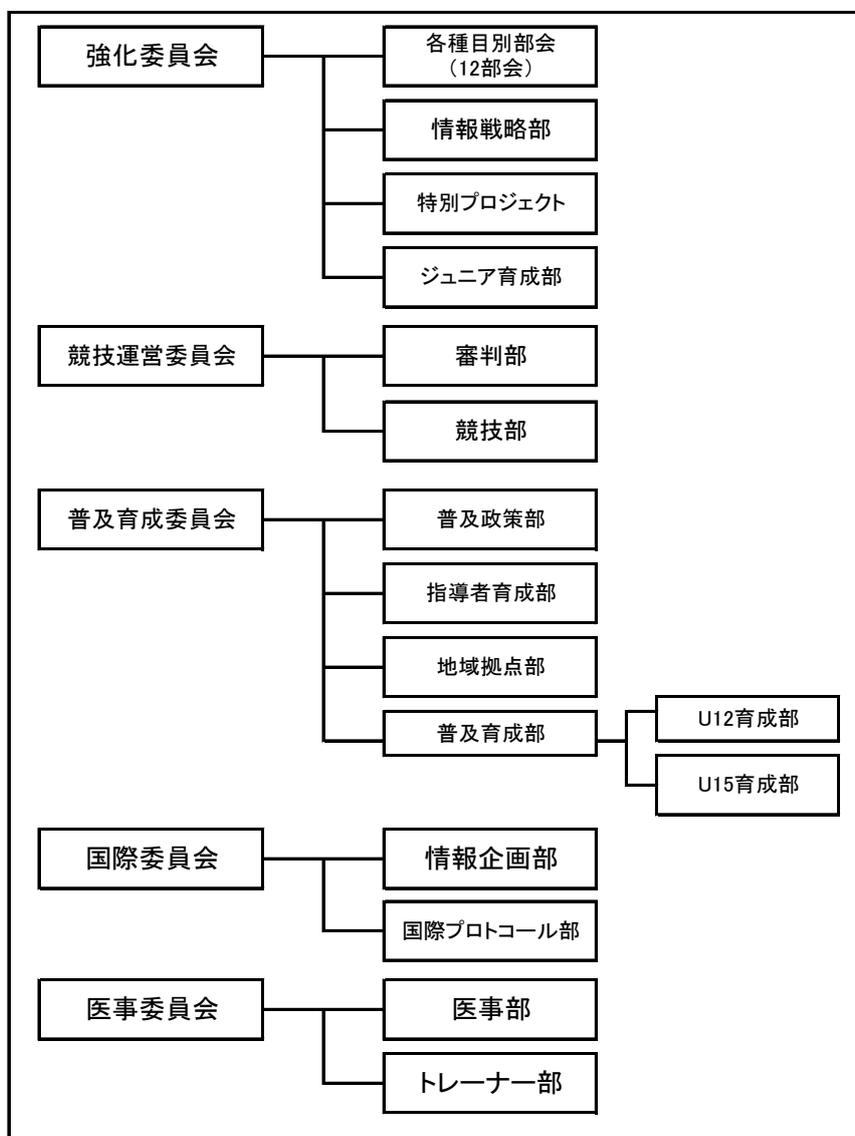
選定している。委員の選定は、まず専務理事が委員長を選定する。任命を受けた委員長が委員を選定し、専務理事が承認する形式を全委員会で採用している。委員会の開催も各委員会に任せられている。

委員の人選に際しては、専門性が重視される。たとえば、医事委員の多くは医師であり、その他のメンバーもトレーナーなどが選定されている。

(3)委員会と専門部会の構成

専門部会をもつ各委員会は以下の図Ⅱ-1-2 のとおりであり、5つの委員会のもとに、プロジェクトや部門が存在している。強化委員会の種目別専門部会は、短距離、マラソン、投てき、跳躍など男女合わせて12部会からなっている。また、普及育成委員会の普及育成部は2011年に立ち上がり、普及育成に関する総合的な施策を検討している。

図Ⅱ-1-2 委員会・専門部会構成図



JAAF 資料より作成

4. 他機関との連携

4.1 加盟統轄団体

JAAF は、陸上競技を統轄する国際組織である国際陸上競技連盟（IAAF）とアジア陸上競技連盟（AAA）に加盟している。また、国内の競技種目を統轄する団体として、（公財）日本オリンピック委員会（JOC）と（公財）日本体育協会（日体協）に加盟している。

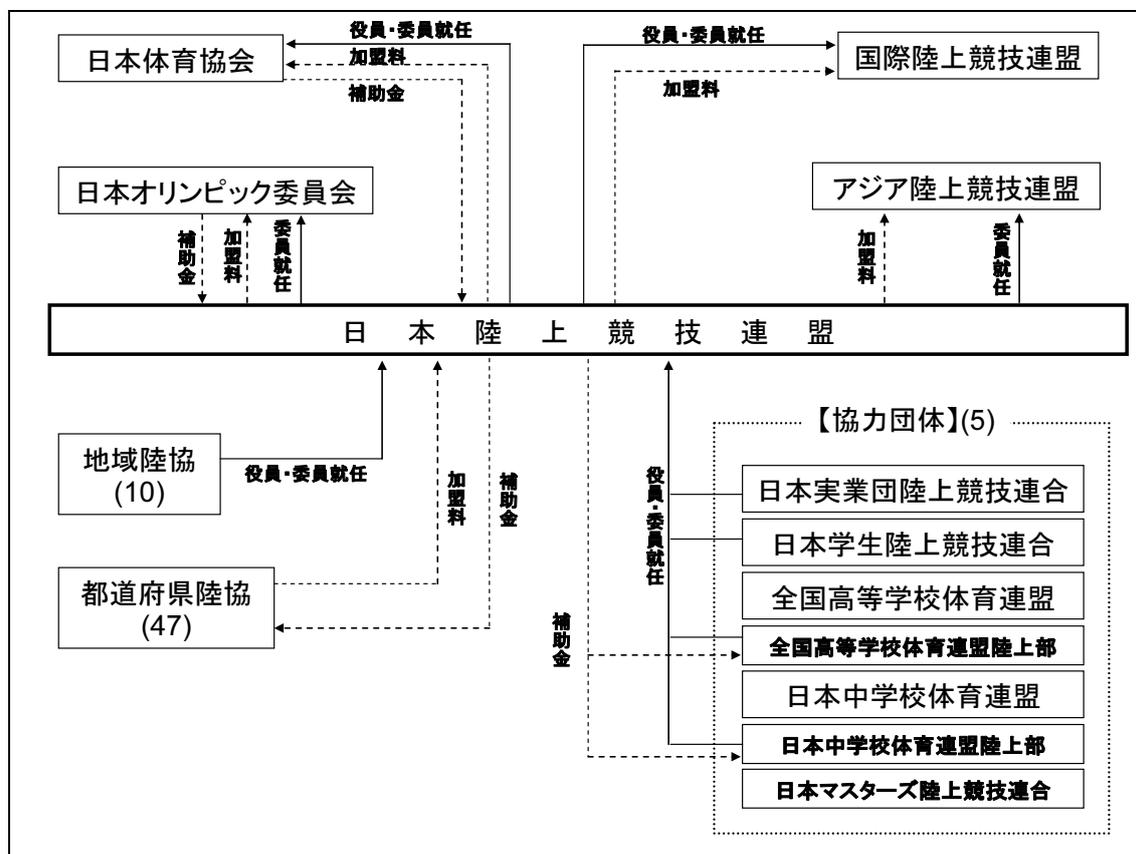
4.2 下部組織と他の全国組織

JAAF には 47 都道府県陸協が加盟している。それらの都道府県陸協は、国内を 10 のブロックに分けて地域陸協（北海道、東北、関東、東京、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州）を構成しているが、地域陸協は JAAF へ加盟していない。その他、協力団体として、日本実業団陸上競技連合や（公社）日本学生陸上連合など 5 つの全国組織がある。

4.3 JAAF と各機関の関係

JAAF と、その上部組織にあたる国際組織と国内種目統轄団体、下部組織である地域陸協と都道府県陸協および全国的な組織（協力団体）の関係について、人材と財政の観点から相関図を作成した（図Ⅱ-1-3）。

図Ⅱ-1-3 組織関係図



財政の関係については、このほか IAAF と AAA から大会時にクォータ（大会主催者の一部費用負担）を受け取る。また、国内種目統轄団体から選手強化事業のための助成金の交付（JOC）や、公認指導者養成事業の委託費等（日体協）を受けている。都道府県陸協から会員登録システムの使用料およびデータ入力料として「データバンク料」（p.13 参照）が納められる。

5.登録制度

5.1 登録者数

JAAF に登録する競技人口は表Ⅱ-1-8 に示すとおりである。2010 年度は 291,250 人が登録し、2005 年度からの 5 年間で約 10 万人増加した。どの年代においても増加傾向がみられたが、特に顕著な増加を示したのは中学生の登録人口である。これは（公財）日本中学校体育連盟（中体連）加盟生徒の登録状況の変化によるところが大きい、これ以外の区分でも登録者数は増加傾向にある。

表Ⅱ-1-8 登録者数

	(人)					
	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
一般	60,137	59,943	60,637	63,219	64,507	70,906
学連	15,755	16,206	14,887	16,634	16,837	17,245
高校	92,080	91,902	91,734	98,291	100,793	105,271
中学	31,430	44,672	60,182	71,034	77,176	97,828
合計	199,402	212,723	227,440	249,178	259,313	291,250

JAAF 資料などより作成

中体連の加盟生徒数を JAAF の中学生の登録者と比較すると、2005 年度は 181,408 人で JAAF (31,430 人) の 5.8 倍、2010 年度は 215,444 人 (表Ⅱ-1-9) で JAAF (97,828 人) の 2.2 倍であり、両者の差は小さくなっている。これまで、「学校教育活動内の大会参加については、競技団体への登録を条件としない」とする中体連の方針から、競技団体に登録せずに中学校の陸上部で活動する生徒が多数を占めたが、中体連から各競技団体への 2001 年の依頼の中で、「但し、関係競技団体はその競技人口の把握及び全国中学校体育大会等の運営に必要な場合は、本連盟と協議の上、登録に求められることについては協力すること」としたことで、JAAF に登録する中体連加盟の生徒の割合が増えているものと考えられる。

表Ⅱ-1-9 中体連・高体連登録者数

		(人)	
		2010年度	2011年度
中体連	男子	124,611	127,248
	女子	90,833	91,168
	合計	215,444	218,416
高体連	男子	65,234	65,646
	女子	36,716	36,403
	合計	101,950	102,049

日本中学校体育連盟および全国高等学校体育連盟ウェブサイトより作成

5.2 登録制度の概要

JAAF の登録制度は、「日本陸上競技連盟登録会員規程」により定められており、各都道府県においてもこれに準じた制度となっている。2011 年度の陸連登録より、登録業務の効率化のために、ウェブによる登録・管理システム「JAAF-Start」を導入した。競技者は、陸連登録をすることにより、JAAF や都道府県陸協、協力団体が主催する競技会に出場でき、記録が公認される。

JAAF の競技者登録は、各都道府県陸協もしくは郡市陸協が取りまとめている。その方法として、各都道府県陸協および郡市陸協は、それぞれのウェブサイトを経由して JAAF の「JAAF-Start」を利用し、個人および団体、中学校・高校の登録と管理をおこなっている。

登録の種類は、「加入団体に所属しておこなう団体登録」と、「個人でおこなう登録」の2種類が基本となる。中学生・高校生・大学生は、それぞれ中体連、高体連、学連に所属する競技者である必要がある（表Ⅱ-1-10）。

表Ⅱ-1-10 登録カテゴリー

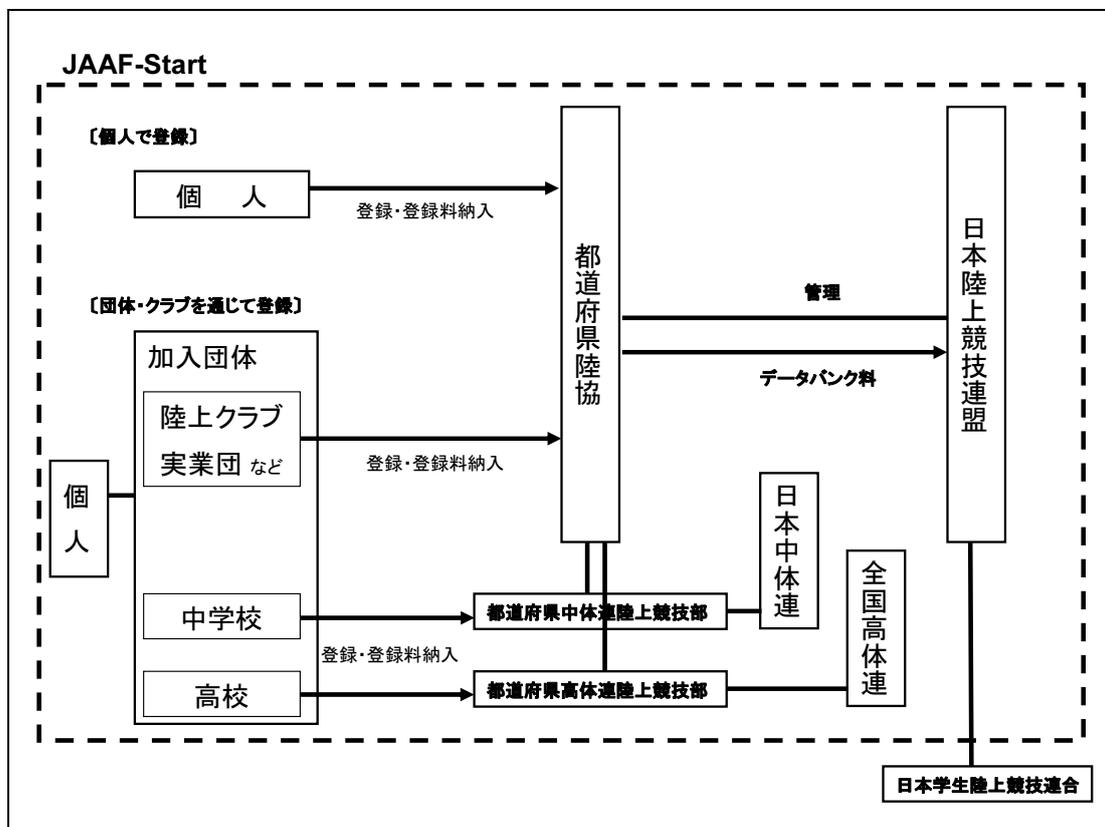
登録カテゴリー	対象
団体	加入団体に所属しておこなう登録
個人	個人でおこなう登録
大学生	社団法人日本学生陸上競技連合登録者
高校生	財団法人全国高等学校体育連盟陸上競技部および定通制部登録競技者
中学生	財団法人日本中学校体育連盟登録競技者

JAAF「日本陸連登録規程」より

JAAF の登録制度では、登録料の設定は各都道府県陸協および郡市陸協に委ねられており、地域によって異なる。個人でおこなう登録の場合、登録料をみると 1,000 円から 5,200 円と幅広い設定になっている。個人登録、団体登録ともに、登録料は所属する都道府県陸協もしくは郡市陸協へ納入する。JAAF への登録料の納入はなく、各都道府県陸協および郡市陸協から、「JAAF-Start」使用料（データバンク料）として会員登録 1 人あたり 100 円（中学生、高校生は 1 人あたり 50 円）が支払われる。

「JAAF-Start」を利用した登録方法は、以下のように図示できる（図Ⅱ-1-4）。

図Ⅱ-1-4 登録制度の概要



※本図は、都道府県陸協が競技者登録を取りまとめるケース。

○個人登録の場合

個人とは、競技者登録をする都道府県に居住し、クラブや学校などの団体に加入していない者をさす。「JAAF-Start」を利用し都道府県陸協へ登録ののち、登録料を納入する。個人登録の場合は、大会等出場時の所属名は「(都道府県) 陸協」となる。

○団体登録の場合

5人以上のクラブ組織が団体登録の対象となる。登録する団体は、「JAAF-Start」を利用し都道府県陸協へ登録ののち、団体に所属する人数分の登録料と、団体の加盟料(地域によっては「分担金」とよぶ)を納入する。団体登録の場合、個人登録よりも1人あたりの登録料が安価に設定されているケースもみられる。団体やクラブを通じて登録した場合は、大会等出場時の所属名はクラブ名等を使用する。

○中学校・高校運動部の場合

中学校および高校の登録は、団体登録の一部と位置づけられる。各学校が「JAAF-Start」を利用して競技者登録をするが、登録の申請および登録料の納入ともに、各都道府県の中体連および高体連に対しておこなう。

JAAFでは、中学生と高校生に限り、生徒が学校以外の団体・クラブにも所属できるとする二重登録を認めている。二重登録をした競技者は、同一の競技会（予選大会から全国大会まで）には、いずれか一方の所属のみに制限される。中体連・高体連主催競技会には、中学校名・高校名での参加のみ認められる。なお、陸上部がないなどの理由により中体連・高体連に属さない場合は、一般の団体および個人登録をして参加する。

その他、JAAFの協力団体である実業団連合と学連においても各団体の登録規程により独自の登録制度をもちながら、前者は団体登録のカテゴリーで各都道府県陸協へ登録し、後者は競技者の情報をJAAFの一元管理のもと、学連と各都道府県陸協で共有している。

5.3 未登録愛好者の状況

SSF「スポーツライフ・データ 2010」によると、成人のジョギング・ランニング人口は883万人と推測される。近年の皇居ランにみられるジョギングブームや、東京マラソンをはじめとする市民マラソンへの参加のように、陸連登録をしない愛好者は増加傾向にある。また、小学生の全国大会は、地方予選を含めると数万人規模が参加しているが、JAAFでは小学生の登録制度を実施していないため、正確な人数は把握していない。加えて、5.1で触れたように、中学校の陸上部には、JAAF未登録の陸上競技実施者が多数存在している。

6. 指導者

6.1 指導者制度概要

(1) 資格制度

JAAFでは、日体協公認スポーツ指導者資格「競技別指導者資格」として、指導者の養成・資格付与をおこなってきたが、従来制度の課題として、指導者資格を取得したいというニーズに十分に答えられないという点がある。年間で養成可能な人数は、現状で公認コーチ約60人、公認指導員約100人（年間で全国4会場程度）となっている。公認コーチに関してはJAAFが直接講習をおこなっていることもあり、年間の受け入れ可能数に限界がある。公認指導員の養成が進まない原因は、開催のノウハウがないために都道府県陸協が実施の立候補をできないことや、講習のカリキュラムは提示しているものの、具体的な内容・講師の選定等を開催都道府県陸協に一任していることなどがあげられる。

上記のような課題を受け、養成するカテゴリーとその受講対象を整理することにより、より積極的に指導者養成をおこなう環境を整えた（制度の改訂は2011年度）。改訂の内容は以下の図Ⅱ-1-5に示すとおり、日体協公認の上級指導員と上級コーチの新規養成をおこなわず、指導員とコーチの2カテゴリーに集約し、JAAF公認ジュニアコーチ、JAAF公認コーチと名称変更することなどが含まれている。JAAF公認ジュニアコーチは、特に初心者指導ができる指導者の大量養成を目指し、地域拠点において毎年1会場、年間10会場程度の開催を予定し、JAAF公認コーチは、毎年1会場JAAFが直接実施する。

図Ⅱ-1-5 資格制度の概要

(現行制度)		(新制度)		
資格名	指導者数(人)	資格名	役割・対象	年間養成目標数
日体協公認指導員	1,217	JAAF公認 ジュニアコーチ (日体協公認指導員)	地域クラブ、小中高の部活動で、幅広く指導を行う者	300人 (10会場)+α
日体協公認上級指導員	148			
日体協公認コーチ	687	JAAF公認 コーチ (日体協公認コーチ)	都道府県選手団のコーチを担う者 都道府県で指導者育成の中心的な役割を担う者	60人
日体協公認上級コーチ	295			
合計	2,347			

※2011年10月1日現在

JAAF「2011 競技者育成プログラム」などより作成

(2)指導者資格養成講習会および更新研修会

日体協公認スポーツ指導者資格の認定期間は、資格登録後4年間である。資格を更新するためには、資格登録後、資格有効期限までの4年間で、日体協および各都道府県体協もしくは当該中央競技団体等の定める研修会を最低1回受けることが義務づけられている。2010年度の指導者資格講習会および研修会事業は、以下のとおりである(表Ⅱ-1-11)。

表Ⅱ-1-11 指導者講習会実施実績

事業名	種別
公認コーチ養成研修会	養成
第10回JAAF公認コーチングクリニック	更新
全国小学生陸上競技指導者中央研修会(開催地:埼玉県・広島県)	その他
中学生陸上競技指導者講習会	その他
国際陸上競技連盟認定CECSレベルIコーチコース講習会	その他

JAAF「2011 競技者育成プログラム」より作成

上記のうち、たとえば「中学生陸上競技指導者講習会」は、指導者資格取得には直接的に関係ないが、陸上を専門としない陸上部顧問(教員)を対象に実施することなども試みている。なお、各種資格別の実施人数・箇所数の実績は表Ⅱ-1-12のとおりである。

表Ⅱ-1-12 公認指導者の新規養成数および資格更新数(2010年度)

資格名	新規養成数(人)	講習会開催箇所数	資格更新数(人)	講習会開催箇所数
日体協公認指導員	82	4	29	3
日体協公認上級指導員	0	0	3	
日体協公認コーチ	55	1	42	
日体協公認上級コーチ	0	0	10	
合計	137	5	84	3

7. 審判員

7.1 公認審判員制度概要

(1)資格制度と審判資格者数

陸上競技会では、多種目の競技が同時におこなわれるため、数多くの審判員が必要となる。競技者や役員の受付事務、写真判定や跳躍・投てきの判定、計測など、開催に伴う業務は多岐に渡っており、競技会の規模によって、これを担務する役員が70～80人程度の小規模競技会から300人を超える大規模競技会まである。

JAAFの公認する審判資格は、「B級審判員」(B級)、「A級審判員」(A級)、「S級審判員」(S級)の級別に構成されている。審判員は、取得した級別に定められた登録料を各都道府県陸協へ納入する。登録料の設定は各都道府県陸協が定めているが、B級2,000～6,000円程度、A級3,000～7,000円程度、S級4,000～8,000円程度となっている。また、資格認定時には登録料とは別に3,000円程度を納入し、公認審判員証(審判手帳)、審判員章(胸章)、審判員バッジ等を得る。

各級別の資格取得方法は表Ⅱ-1-13のとおりであり、初めにB級を取得し、取得後の経過年数に併せて、推薦や審査等によりA級やS級の取得となる。

表Ⅱ-1-13 審判員資格の取得者数と取得方法(2010年度)

資格名	取得者数(人)	取得方法
B級	25,243	18歳以上で登記競技者または登録会員である者。 各加盟団体(都道府県陸協)の講義・テスト・実技研修を受けて合格した者が日本陸連から公認審判員として委嘱される。 日本学生陸上競技連合に登録している学生競技者は日本学生陸上競技連合が主催する講習会を受講。
A級	9,118	B級取得後10年以上経験した者。 各加盟団体でその実績や技能を審査し合格した者(競技会出席状況や審判講習会の出席状況)。
S級	4,619	年齢満60歳以上でA級を取得後10年以上経験した者。 各加盟団体の推薦に基づき日本陸連競技運営委員会審判部で実績や技能を審査し合格した者(競技会出席状況や審判講習会の出席状況)。
合計	38,980	

JAAF ウェブサイトなどより作成

(2)公認審判員養成講習会および更新研修会

公認審判員の養成講習会および資格更新研修会は、各都道府県陸協が独自におこなっている。審判員資格取得のためには、競技参加の有無に関わらず、団体登録もしくは個人登録を通じて、JAAFへ登録しなくてはならない。また、各都道府県陸協の主催する講習会を受講し、テストを受けたのち、実技研修を受けて一定の基準に達した者がJAAFに対して公認審判員として報告され、JAAFから委嘱を受けることになるが、具体的な方法は各都道府県陸協によって異なっている。なお、日本学生陸上競技連合(学連)に登録している学生競技者は学連が主催する講習会を受講することで資格を取得できる。

JAAFの公認審判員資格は、原則として、資格取得後でも審判員および競技者としての登録を継続しないと資格は失効される。また、年度ごとのルール修正等を伝達する審判講習会を受講しないと昇格や競技役員の委嘱ができないことがある。

8. 予算

8.1 予算規模および収入構造

JAAF の予算を収入で見ると、2011 年度は 2,087,711,000 円、2010 年度は 2,012,302,000 円となっている（表Ⅱ-1-14）。なお、JAAF は 2011 年 8 月 1 日に公益法人制度改革により新法人へ移行されたため、2011 年度当初の予算は、7 月 31 日までの執行となった。新法人での予算は、新公益法人会計に基づき編成されている。

2011 年度予算における主な収入構成は、「その他事業収入」を含む事業収入全体で 61.2%、「寄付金収入」21.6%、「補助金収入」9.6%、「登録料受入収入」0.9%となっている。「登録料受入収入」については、競技者登録時に使用するウェブシステム（JAAF-Start）のデータバンク料として、各都道府県陸協から納入されるものであり、他の中央競技団体において一般的にいう登録料収入とは性格が異なるものである。

8.2 支出構造

JAAF の事業活動支出の構成（2011 年度）は、JOC 委託事業等を含む「事業費」全体で 79.2%、「管理費」12.9%となっている。事業費の中でも比率が大きいものは、委託事業以外の「一般会計」や「収益事業」にあたるもので、事業費の 8 割を占める。

表Ⅱ-1-14 予算における収支構造

【収入】	2011年度		2010年度	
	金額	率	金額	率
基本財産運用収入	8,000,000	0.4%	15,000,000	0.7%
登録料受入収入	19,000,000	0.9%	17,000,000	0.8%
寄付金収入	450,200,000	21.6%	452,200,000	22.5%
分担金	2,350,000	0.1%	5,250,000	0.3%
補助金収入	201,000,000	9.6%	162,500,000	8.1%
JOC委託金収入	80,000,000		80,000,000	
スポ振委託金収入	10,000,000		1,500,000	
体協委託金収入	1,000,000		1,000,000	
スポーツじ助成金収入	90,000,000		70,000,000	
復活プロジェクト助成金収入	20,000,000		10,000,000	
事業収入	1,213,350,000	58.1%	1,123,402,000	55.8%
協賛金	1,111,000,000		1,007,222,000	
参加料	10,000,000		9,280,000	
入場料	27,500,000		46,000,000	
プログラム売上	5,500,000		7,500,000	
放映権料	35,000,000		31,000,000	
助成金	1,350,000		10,400,000	
販賦収入	13,000,000		12,000,000	
肖像権料	10,000,000		0	
その他事業収入	64,300,000	3.1%	66,600,000	3.3%
器具検定料	7,000,000		7,000,000	
競技場公認料	20,000,000		21,000,000	
ナンバーカード広告料	17,000,000		18,000,000	
後援名義使用料	16,000,000		17,000,000	
印税	2,000,000		1,400,000	
販売手数料	300,000		200,000	
陸上マガジン編集料	2,000,000		2,000,000	
雑収入	4,600,000	0.2%	5,800,000	0.3%
繰入金収入	124,911,000	6.0%	169,800,000	8.4%
事業活動収入計	2,087,711,000	100.0%	2,012,302,000	100.3%
【支出】				
事業費支出	1,654,800,000	79.2%	1,502,052,000	76.4%
管理費支出	270,000,000	12.9%	264,700,000	13.5%
予備費	40,000,000	1.9%	30,000,000	1.5%
繰入金支出	124,911,000	6.0%	169,800,000	8.6%
事業活動支出計	2,089,711,000	100.0%	1,966,552,000	100.0%

JAAF 資料より作成

9. マーケティング事業

9.1 マーケティング事業の体制

JAAF のマーケティング業務は、事業部が担当している。担当スタッフは4人で、広告系代理店の業務経歴があるなど、専門的な知識と実務経験を有する人材を登用している。そのほか、大会担当スタッフが各大会のマーケティング業務に関わっている。マーケティング業務に関与する委員会は存在しない。また、JAAF が主催する大会をはじめとするマーケティング活動全般を一括して請け負う代理店との専任契約はしていない。

9.2 スポンサーの業種

JAAF のスポンサーには、「オフィシャルパートナー」「オフィシャルスポンサー」「オフィシャルサプライヤー」の3つのカテゴリーがあり、ナショナルチームウェアやトレーニング機器など協賛社の業種特性を活かした契約となっている（表Ⅱ-1-15）。

表Ⅱ-1-15 スポンサー一覧

スポンサー種別	企業名	業種およびサービス
オフィシャルパートナー	(株)アシックス	アパレル
	(株)ナイキジャパン	アパレル
オフィシャルスポンサー	大塚製薬(株)	スポーツドリンク
	日本航空(株)	エアライン
	(株)ニシ・スポーツ	スポーツ用具
	(株)セレスポ	イベント企画・運営
オフィシャルサプライヤー	日東メディカル(株)	スポーツ医療用品
	伊藤超短波(株)	コンディショニング器具

JAAF ウェブサイトなどより作成

10. 強化

10.1 代表選手の所属組織

2011年テグ世界選手権、2009年ベルリン世界選手権、2008年北京オリンピックにおける代表選手の所属先を、「企業」「クラブ」「大学」「その他」に分類した(表Ⅱ-1-16)。各大会の代表選手所属先をみると、多くは企業に所属していることがわかる。「その他」には、都道府県陸協を所属とする選手などが含まれる。

表Ⅱ-1-16 代表選手の所属先

大会名	企業	クラブ	大学	その他	合計
2011世界選手権(テグ)	31	8	8	2	49
2009世界選手権(ベルリン)	39	6	10	3	58
2008オリンピック(北京)	30	4	5	1	40

10.2 競技者支援制度

JAAFの競技者支援制度には、「日本陸連強化競技者制度」および「スポーツ活動支援制度」がある。

(1) 日本陸連強化競技者制度

ある一定の競技レベルに到達した競技者は、日本陸連強化競技者S~Cに指定され、強化活動を支援される。具体的には、各競技の基準記録を達成した者は、強化委員会の承認を経て、記録を達成した翌月より指定を受ける。各強化指定カテゴリーの基準は表Ⅱ-1-17のとおりである。

表Ⅱ-1-17 強化競技者制度におけるランクの定義

ランク	定義
強化競技者S	オリンピックまたは世界選手権でメダルを獲得した競技者 オリンピック、世界選手権でのリレー種目で金メダルを獲得した競技者
強化競技者A	オリンピックまたは世界選手権で入賞した競技者 日本陸連強化競技者標準記録Aを突破した競技者 オリンピックまたは世界選手権のリレー種目でメダルを獲得した競技者
強化競技者B	オリンピックまたは世界選手権で決勝または準決勝進出を果たした競技者 アジア大会で金メダルを獲得した競技者 日本陸連強化競技者標準記録Bを突破した競技者 オリンピックまたは世界選手権のリレー種目で入賞した競技者
強化競技者C	強化委員会が、今後強化競技者標準記録Bを突破できると判断した競技者 オリンピック、世界選手権のリレー種目で16位以内に入った競技者 アジア大会のリレー種目で金メダルを獲得した競技者

JAAF「2011 競技者育成プログラム」などより作成

1)指定期間

強化競技者の指定の期間は、1年間（4月1日より翌年3月末日）であるが、オリンピック、世界選手権の成績によるS、A指定の競技者は、当該大会の翌日より翌々年の年度末（2年超）までとなっている。

2)指定の見直し

格付け指定および見直しは、毎年1回、一般種目を12月、マラソン・競歩を3月の理事会・評議員会でおこなうが、年度中途に資格を有した競技者は、理事会による指定を待たずに強化委員会の承認を経て資格を有した翌月より適用される。また、中長期的な強化を視野に置き、年度の格付けの見直しでは、現役を引退した者以外の2ランク以上の格下げを原則としておこなわない。

3)指定の解除

引退した競技者、長期間競技会に出場しない競技者、著しく義務規定に違反した競技者は、強化委員会の決定により年度内においても指定を解除することがあるとしている。

4)競技者の処遇

①個人強化費の支給

個人強化費（全強化競技者）および個人合宿費（強化競技者S、A、B）が支給される（表Ⅱ-1-18）。

表Ⅱ-1-18 各強化競技者に年間支給する強化費

(人)

ランク	経費負担対象者	個人強化費 年間予算	個人合宿費 年間予算	対象者数
強化競技者S	本人、専任コーチ、スタッフ、パートナー	60万円	240万円以内	3
強化競技者A	本人、専任コーチ、スタッフ、パートナー		140万円以内	10
強化競技者B	本人、専任コーチ、スタッフ、パートナー		90万円以内	27
強化競技者C	本人		なし	47

JAAF「2011 競技者育成プログラム」などより作成

②大会強化費の支給

強化競技者が強化委員会の認めた強化計画に則して別途定める大会に出場する場合、以下の大会区分(表Ⅱ-1-19)に応じた大会強化費(強化合宿費、傷害防止費、用具費、研修費等)が支給される。

表Ⅱ-1-19 大会強化費一覧

(万円)

ランク	大会区分A	大会区分B	大会区分C
強化競技者S	180	40	20
強化競技者A	90	20	10
強化競技者B	45	10	5
強化競技者C	20	5	3

JAAF「2011 競技者育成プログラム」より

(2) スポーツ活動支援制度

長距離、マラソン以外の一般種目を中心として国際大会で将来活躍が期待できる若手競技者が、安定して競技を続けられる機会を提供する施策として、2005年より実施している。

1) 対象者の決定と期間

オリンピック、世界選手権での活躍が期待される競技力を有する競技者を対象に、この資格に適合すると思われる競技者からの申請を受け、強化委員会の資格審査を経て推薦された競技者を理事会で承認する。適用期間は、1年単位(年度)とし、最高2回まで指定を受けることができる。

2) カテゴリーと処遇

カテゴリーはランクⅠとⅡに分かれている。2005年度以降のランクⅠ・Ⅱの指定人数は合計で13人であるが、2011年度の適用者は、なしとなっている、各ランクの指定の条件と処遇は表Ⅱ-1-20のとおりである。

表Ⅱ-1-20 スポーツ活動支援制度における指定条件および処遇

ランク	指定条件	処遇(万円/月)
ランクⅠ	各種目の第一人者として第一線で活躍中の者が収入を閉ざされて競技の継続が難しくなった場合	25
ランクⅡ	今後、第一人者への成長が期待される若手で、競技を継続するための就職等の環境を得られなかった場合	20

JAAF「2011 競技者育成プログラム」より作成

(3)現状と課題

競技者支援制度に関する年間予算は、6,000～7,000万円である。近年は、強化競技者数に変動はないが、競技者のレベルが上がれば支給額が増えることになる。JAAFとしては、支給額の増加はわが国の陸上競技のレベルが上がることに繋がるという観点から望ましいと考えている。ただし、世界レベルの選手が増えることは、JAAFの予算全体も膨らむことになり、その予算措置は課題となろう。

10.3 その他の強化事業

JAAFがおこなう支援には、強化競技者と専任コーチの指定のほか、強化委員会が主導する「強化研修合宿」の開催などがある。

10.4 強化拠点

JAAFは、「味の素ナショナルトレーニングセンター(NTC)」を強化拠点としている。NTCには、JAAFから職員1人が出向し、常駐している。NTCが保有する陸上に関するトレーニング場およびアスリートヴィレッジには、以下の施設がある(表Ⅱ-1-21)。

表 II-1-21 拠点施設の概要

施設種別		内容
陸上トレーニング場		走路上屋根付400mトラック(全天候型) 傾斜走路、砂場走路、跳躍場、投てき場 ウェイトトレーニング室、ミーティング室、器具庫、研修室、コーチ室、更衣室、シャワー室
アスリート ヴィレッジ	宿泊人数	448人
	宿泊施設	ホテルタイプシングル・ツイン マンションタイプ個室・グループ個室・和室 リビング マッサージルーム
	共用施設	食堂 大浴場 インターネットコーナー ラウンジスペース
	研修施設	研修室 図書・学習室 ミーティングルーム等

※味の素ナショナルトレーニングセンター（NTC）において、陸上競技に利用できる施設を抜粋。

NTC ウェブサイトより作成

陸上トレーニング場の利用手続きは、「陸上トレーニング場申込書」を JAAF 事務局へメールで送信する方法（NTC への直接申込みはできない）と、利用希望日の 3 日前までに JAAF 事務局へ申込む方法がある。また、利用対象者は以下のとおりである（表 II-1-22）。

表 II-1-22 強化拠点施設利用対象者

a) 強化競技者 S、A、B、C および専任コーチ	e) a) から d) の練習パートナー
b) JOC 強化指定選手およびスタッフ	f) 強化委員会実施の合同・研修会参加者
c) JOC 専任コーチングディレクターの推薦する者	g) 都道府県陸協の選抜合宿
d) 日本陸連が推薦する者(強化委員会にて許可を判断)	

JAAF「2011 競技者育成プログラム」より作成

宿泊施設の利用方法は、JAAF 事務局への申込みが必要であり、陸上トレーニング場と同様に、NTC へ直接申込むことはできない。申込みは、希望日の 3 ヶ月前から受け付けている。

利用料金は、宿泊費：1泊 3,000 円、食費：3食 3,000 円（朝 700 円、昼 1,000 円、夜 1,300 円）である。なお利用料は、JAAF が強化競技者・個人合宿費から支払う。利用対象者は表 II-1-23 のとおりである。

表Ⅱ-1-23 宿泊施設利用対象者

a) 強化競技者S、A、B、Cおよび専任コーチ b) a)の練習パートナー c) 強化委員会が実施する各ブロック合宿と研修会
--

JAAF「2011 競技者育成プログラム」より作成

JOCの資料によると、2010年4月から12月の9ヵ月間における使用実績は、利用人数が10,305人、利用日数が275日中269日であった。なお、研究面においては、隣接する国立スポーツ科学センター（JISS）のスポーツ医学・科学・情報のサポートを受けている。

11. 育成

11.1 育成事業概要

JAAFにおけるタレント発掘および育成・強化を目的とする各年代の事業は、以下の表Ⅱ-1-24のとおりである。

表Ⅱ-1-24 各年代におけるタレント発掘および育成・強化事業

	タレント発掘	育成・強化
U12	記録会・競技会・各種講習会の実施によって、陸上競技の魅力を多くの子どもたちに体験させる ・全国小学生陸上競技大会の実施 ・U12優秀選手選抜研修会の実施 ・キッズアスリート・プロジェクト夢の陸上キャラバン隊	年齢に沿った適切な指導と、陸上競技活動を支える組織づくり ・全国中央研修会の実施 全国の小学生指導者を対象とした指導法やクラブ経営についての講習会 ・全国9箇所「アスリート発掘・育成プロジェクト」の実施
U15	・日本陸連強化委員会ジュニア育成部員を大会に派遣し、将来有望な競技者の情報収集をおこなう ・特に有望な選手は、強化指定競技者と認定し、陸連のジュニア強化合宿に参加させる ・高体連ブロック合宿に各都道府県から男女1人ずつ参加させる（toto助成事業）	・生徒と指導者を対象としたクリニック事業の展開 ・U15トップトレーニングキャンプの実施
U18	・全国大会でのトップ競技者のリストアップ 将来性を評価した上、強化指定選手対象者として選考 ・各都道府県大会におけるトップ競技者のリストアップ ・ジュニア育成部員による有望競技者リストアップ	・強化研修合宿の実施 ①日本陸連ジュニア強化指定選手研修合宿 ②日本陸連U18ジュニアブロック研修合宿 ③日本陸連U18ジュニア研修合宿兼全国高等学校春季選抜合宿練習会
U21	-	・指導者間の交流 ・U21育成プログラム ・競技者における自立行動の促進 ・海外研修の支援
U23	-	・強化の一貫性を強調すべく、U23の枠組みの中での強化の実施 ・競技者支援制度と企業への協力要請 ・海外派遣を積極的に展開

JAAF「2011 競技者育成プログラム」より作成

世代別の育成・強化事業のうち、指導者養成事業とU12の大会事業を除く予算と担当する人員は表Ⅱ-1-25のとおりである。育成と強化については、両者の側面をもつ事業が多くを占めているため、予算上においても明確な区分は困難である。また、世代別に担当する部署が異なっており、U12とU15は運営企画部、U18とU21は事業部が担当している。なお、タレント発掘は、予算、人員ともに独立しておこなっておらず、育成事業に含まれる。

表Ⅱ-1-25 育成・強化事業の予算および事務局体制

	育成・強化	
	予算(円)	人員(うち兼務)(人)
U12	8,750,000	2(2)
U15	16,555,000	
U18	30,000,000	7(4)
U21	37,100,000	

12. 近年の成果

近年の主要な国際大会から、JAAFの強化・育成事業の成果をみることができる(表Ⅱ-1-26)。

表Ⅱ-1-26 主要国際大会の競技結果

大会名	開催年	開催都市(国)	競技成績
オリンピック	2008	北京(中国)	銅1(男子4×100mリレー) 入賞1(入賞:男子50km競歩)
世界選手権	2011	テグ(韓国)	金1(男子ハンマー投げ) 入賞4(男子マラソン、女子マラソン、男子20km競歩、男子50km競歩)
	2009	ベルリン(ドイツ)	銀1(女子マラソン) 銅1(男子やり投げ) 入賞5(男子4×100mリレー、男子マラソン、女子10,000m、女子マラソン、女子20km競歩)
世界ジュニア選手権(U20)	2010	モンクトン(カナダ)	金1(男子200m) 銀2(男子400mハードル、男子やり投げ) 銅3(男子走高跳、女子400mハードル、女子10,000m競歩) 入賞10(男子110mハードル、男子5,000m(2)、男子10,000m、男子4×100m、男子4×400m、女子200m、女子5,000m(2)、女子10,000m競歩)
	2008	ビドゴシチ(ポーランド)	入賞6(男子10,000m、男子110mハードル、男子棒高跳、男子4×100mリレー、女子5,000m、女子10,000m競歩)
世界ユース選手権(U18)	2011	リール(フランス)	銀2(男子100m、男子メドレーリレー) 銅1(男子400mハードル) 入賞10(男子200m、男子400m、男子110mハードル、男子400mハードル、男子走高跳、女子400mハードル、女子1,500m(2)、女子3,000m(2))
	2009	ブレッサノーネ(イタリア)	銅1(男子メドレーリレー) 入賞12(男子100m、男子100m、男子400m、男子3,000m、男子400mハードル、男子棒高跳、女子1,500m(2)、女子3,000m、女子5,000m競歩(2)、女子メドレーリレー)

JAAF ウェブサイトより作成

13. 普及

JAAFとして、普及の公式な定義はないが、普及委員会において、そのあり方について検討をはじめた段階にある。普及・振興を図る事業としては、トップアスリートが子どもたちにスポーツの楽しさを伝え、陸上競技への興味を喚起し、体力向上のきっかけを提供することを目的として「キッズアスリート・プロジェクト夢のキャラバン隊」を実施している。2006年度より開始し、毎年全国の小学校を会場に10回程度開催している。この事業は、各競技のトップアスリートが小学校へ赴き、デモンストレーションやレッスンなどの陸上競技にふれ合うイベントであり、これまでに21,000人を超える児童が参加した。

普及の成果は、高校生年代の競技人口という考えがあり、小学生や中学生の年代からの陸上競技経験を求めるのではなく、他競技をおこなっている青少年が、どこかのタイミングで陸上競技に転向する場をつくる必要があると認識している。また、教育的見地からも、タレント発掘を優先するよりも、体格や年齢に即した指導を推奨している。

Ⅱ - 2 公益財団法人 日本バレーボール協会 (JVA)

1. 概要

1.1 基本事項

正式名称	公益財団法人日本バレーボール協会 (Japan Volleyball Association)
設立	1927年
法人格	公益財団法人 (2011年)
代表者	会長 中野泰三郎

1.2 事業内容

JVAの事業内容は、(1) バレーボールの普及及び振興に関する基本方針を確立すること、(2) バレーボール選手の育成・強化を行い、国際的に枢要かつ名誉ある地位を占めるための競技力向上を図ること、(3) バレーボール技術の調査研究及び選手の強化に関するスポーツ医・科学の調査研究を行うこと、(4) オリンピック及び国際バレーボール連盟が主催するバレーボール世界選手権大会、ワールドカップほかの競技大会に日本を代表する役員、選手を選定し、派遣すること、(5) 国際バレーボール連盟が主催するバレーボール世界選手権大会、ワールドカップほかの競技大会を国際バレーボール連盟と協力して日本で開催すること、(6) 国外へのチーム派遣及び外国チームの招聘に関すること、並びに国際交流を通じてバレーボールの国際的な普及・振興に寄与すること、(7) バレーボールに関する指導員、審判員及び判定員の養成及び資格認定・登録に関すること、(8) バレーボールに関する講習会を開催すること、(9) バレーボールの全日本選手権大会及びその他の競技大会を開催すること、(10) バレーボール競技規則に関すること、(11) バレーボールに関する地域グループの育成・強化に関すること、(12) 日本バレーボール界を代表する唯一の団体として国際バレーボール連盟及びアジアバレーボール連盟に加盟すること、(13) 公益財団法人日本体育協会及び公益財団法人日本オリンピック委員会に対して、バレーボール界を代表して加盟すること、(14) バレーボールの器具・用具の検定及び認定に関すること、(15) バレーボール競技の公式記録の作成を行うこと、(16) バレーボールの宣伝啓発を図ること、(17) バレーボールに関する刊行物の発行、(18) 事業の遂行に必要な財源調達を図るための事業、(19) 上記事業に関連する事業、をおこなっている。詳細については、以下の表Ⅱ-2-1に示す。

また、JVAが主催している大会は、6人制、9人制、ビーチバレー、ソフトバレーなどを合わせると、2011年度は40大会にのぼった。小学生の大会からマスターズの大会まで、各年代で大会を主催している。

表Ⅱ-2-1 事業内容

分類	定款における事業内容および、事業報告書による事業実施実績
普及・振興	(1)バレーボールの普及及び振興に関する基本方針を確立すること
競技力向上 (発掘・育成・強化)	(2)バレーボール選手の育成・強化を行い、国際的に枢要かつ名譽ある地位を占めるための競技力向上を図ること <ul style="list-style-type: none"> ・【シニア男子・女子日本代表チーム強化合宿】・【ユニバーシアード男子・女子日本代表チーム強化合宿】 ・【ジュニア男子・女子日本代表チーム強化合宿】・【ユース男子・女子日本代表チーム強化合宿】 ・【ビーチバレー日本代表選手強化合宿】・【バレーボールアカデミー事業】 ・【全国選抜中学生強化合宿】・【全国9ブロック選抜高校生強化合宿事業】
調査・研究	(3)バレーボール技術の調査研究及び選手の強化に関するスポーツ医・科学の調査研究を行うこと <ul style="list-style-type: none"> ・日本代表選手の体力測定評価、測定結果に基づくトレーニング処方立案 ・日本チームとの対戦が想定される外国チームの戦力掌握 ・トレーナーの育成、教育を行い日本代表チームに派遣 ・日本代表チームにドクターを派遣するとともに薬剤の手配 ・アンチ・ドーピングの啓発と普及及び研修
国際大会派遣事業	(4)オリンピック及び国際バレーボール連盟が主催するバレーボール世界選手権大会、ワールドカップほかの競技大会に日本を代表する役員、選手を選定し、派遣する <ul style="list-style-type: none"> ・各国際大会に選手を派遣
国際大会開催事業	(5)国際バレーボール連盟が主催するバレーボール世界選手権大会、ワールドカップほかの競技大会を国際バレーボール連盟と協力して日本で開催すること <ul style="list-style-type: none"> ・【世界選手権女子大会】を国際バレーボール連盟と協力し日本で開催 ・【FIVBワールドグランプリ2010】の開催（岡山県、東京都） ・【FIVBワールドリーグ2011予選大会】の開催（長野県）
国際貢献・交流事業	(6)国外へのチーム派遣及び外国チームの招聘に関する事、並びに国際交流を通じてバレーボールの国際的な普及・振興に寄与すること <ul style="list-style-type: none"> ・国際バレーボール連盟及びアジアバレーボール連盟役員派遣事業 ・【バレーボールバンク事業】発展途上国へボールほかバレーボール用具を寄贈
講習会開催事業	(7)バレーボールに関する指導員、審判員及び判定員の養成及び資格認定・登録に関する事 (8)バレーボールに関する講習会を開催すること <ul style="list-style-type: none"> ・【バレーボールをやってみよう～Vリーグ選手と一緒にバレーボール教室】8府県で実施。 ・【バレーボールを上手になろう～全国小学生バレーボール教室・指導者研修会】8道県で実施。 ・【全国小学生バレーボール指導者講習会】小学生の指導者を対象とした研修会。11都県で開催。 ・【全国中学生バレーボール指導者講習会】中学生の指導者を対象。3都県で実施。 ・【都道府県別バレーボール指導者研修会】各都道府県の指導者の資質向上を目的とした研修。(11県) ・【ソフトバレーボールリーダー・マスターリーダー養成講習会】 ・【ビーチバレー指導者講習会】 ・【日本体育協会公認上級コーチ、コーチ、指導員、バレーボール専門教科認定講習会】 ・【日本バレーボール協会公認講師認定講習会、公認講師研修会】 ・審判員及び技術統計判定員養成講座の実施 ・指導者等資格認定事業
全国大会等 国内競技会 開催事業	(9)バレーボールの全日本選手権大会及びその他の競技大会を実施すること <ul style="list-style-type: none"> ・【天皇杯皇后杯全日本選手権大会開催事業】 ・【全日本小学生大会】 ・【全国都道府県対抗中学大会】 ・【全日本高等学校選手権大会】 ・【秩父宮賜杯・秩父宮妃支配全日本大学選手権大会】 ・【ビーチバレージャパン】 ・【国民体育大会バレーボール競技】財団法人日本体育協会等との共催 ・【日本スポーツマスターズ2010】財団法人日本体育協会等との共催 ・【全国高等学校総合体育大会バレーボール競技】財団法人全国高等学校体育連盟等との共催 ・【全日本中学校バレーボール選手権大会】財団法人日本中学校体育連盟との共催
規則の制定	(10)バレーボール競技規則に関する事
地域グループ育成 強化事業	(11)バレーボールに関する地域グループの育成・強化に関する事 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県バレーボール協会及び全国的に組織されたバレーボール競技団体の育成、強化を目的に、団体運営ほか各種の支援
バレーボール用品・用具の公認及び公認物品販売事業	(14)バレーボールの器具・用具の検定及び認定に関する事
公式記録・申請	(15)バレーボール競技の公式記録の作成を行うこと
宣伝・啓発	(16)バレーボールの宣伝啓発を図ること
出版物等販売事業	(17)バレーボールに関する刊行物の発行 <ul style="list-style-type: none"> ・公認ルールブックの出版販売
マーケティング事業	(18)事業の遂行に必要な財源調達を図るための事業 <ul style="list-style-type: none"> ・協賛社とのパートナーシップの強化及び新規協賛社の獲得に向け積極的に活動 ・各種標章、日本代表選手の肖像検討の管理運営
Vリーグ開催及び開催支援事業	(18)事業の遂行に必要な財源調達を図るための事業 <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人日本バレーボールリーグ機構が主催するVリーグについて、一部大会の開催権を取得し、バレーボールの普及、振興及びバレーボール協会が行う公益目的事業の遂行に必要な財源調達を図ることを目的として開催するための準備
その他	(12)日本バレーボールを代表する唯一の団体として国際バレーボール連盟に加盟すること (13)公益財団法人日本体育協会及び公益財団法人日本オリンピック委員会に対して、バレーボール界を代表して加盟すること (19)その他前各号に定める事業に関する事業

※事業内容の括弧内番号は、定款において振られたものに準じている。

JVA「定款」などより作成

1.3 種目体系

バレーボールの種別としては、6人制競技、9人制競技、ソフトバレー、ビーチバレーの4種別に分けられる。統轄団体は、6人制競技と9人制競技がJVA、ソフトバレーが日本ソフトバレーボール連盟(JSVF)、ビーチバレーが日本ビーチバレー連盟(JBV)とそれぞれ異なっている。ただし、JSVF、JBVともに全国連盟としてJVAに加盟しており、JVAは4種別をとりまとめている。

表Ⅱ-2-2 種目体系

種別	1チーム人数	セット数
バレーボール6人制競技	6	5セット
バレーボール9人制競技	9	3セット
ソフトバレー	4	3セット
ビーチバレー	2	3セット

JVA ウェブサイトより作成

2. 役職員

2.1 役員

(1) 役員数および雇用形態

JVAの役員は、理事19人、監事3人で構成されている。常勤理事は3人で、その他は全て非常勤であるが、非常勤理事のうち6人は、週2～3回の頻度で出勤している。

表Ⅱ-2-3 役員の勤務形態と人数

	(人)		
	合計	男性	女性
常勤役員	3	3	0
理事	3	3	0
非常勤役員	19	18	1
理事	16	15	1
監事	3	3	0
(参考)評議員	20	17	3

※公益法人の定款上、評議員は役員に含まれない。

(2) 役員の競技歴

常勤役員3人は、地域のバレーボールクラブや学校の運動部活動に所属し、大会等に参加した競技経験がある。

(3) 役員選定と構成

役員の選定は、新公益法人制度に則り、その方法を定款に定めている。評議員の選任は、評議員選定委員会においておこない、理事および監事は、評議員会の決議により選定される。評議員選定委員会により選任された評議員(15人以上20人以内)が、評議員会において理事(15人以上20人以内)および監事(3人以内)を選定する。理事の任期は、「選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員

会の終結の時まで」である。監事については、「選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」である。理事会は4回、評議員会は2回を年度の定例会議とし、そのほか必要に応じて招集することとしている。役員構成に関する規程はないが、学識経験者、専門家などバランスをみて構成している。

(4)役員および評議員の現職

JVA 役員および評議員の現(もしくは元)職は以下の表Ⅱ-2-4に示すとおりである。

表Ⅱ-2-4 役員および評議員の現(元)職一覧

役職	氏名	公職・スポーツ団体役員等
会長	中野泰三郎	東京コカ・コーラボトリング(株)取締役 副社長執行役員
業務執行理事 事務局長 業務推進事業本部長	岩満一臣	(株)イワミツ代表取締役
業務執行理事 国内事業本部長	下山隆志	(都立小平高等学校教諭)
業務執行理事 強化事業本部長	森田淳悟	日本体育大学教授
業務執行理事 マーケティング&マー チャンダイジング事業	豊原祥徳	株式会社電通より出向
業務執行理事 国際事業本部長	羽牟裕一郎	医師 医療法人博医会
理事	竹内浩	(社)共同通信社論説委員
理事	★三屋裕子	スポーツアドバイザー
理事	小嶋貴之	公認会計士/税理士
理事	大塚慶二郎	(都立城東高等学校主幹教諭)
業務執行理事	小島和行	日本バレーボール協会職員
理事	富澤龍一	(株)三菱ケミカルホールディングス取締役会長
理事	藤井重機	(滋賀県立八幡高等学校教諭)
理事	小野元之	独立行政法人日本学術振興会 顧問
理事	堤義成	弁護士
理事	木村憲治	(株)扇港電機 顧問
業務執行理事	五十嵐三夫	日本バレーボール協会職員
業務執行理事	橋口陽一	(旭硝子保険マネジメント株式会社取締役社長)
理事	林義治	桃山学院高等学校教諭
監事	岡崎庄蔵	(宮城第二女子高等学校教諭)
	高橋治憲	福生市教育センター研究指導員
	大久保正明	(株)ホンヤク出版社社員
	梅野貴	(株)JTクリエイティブサービス顧問
評議員	遠藤俊郎	大東文化大学教授
	河合信行	太成学院大学教授
	河本信正	(株)ゴードーキヨー社員
	迫田義人	(東京都北区役所職員)
	嶋岡健治	(株)オーテック常務取締役
	清水雅彦	学校法人慶応義塾常任理事
	立木正夫	(公益財団法人日本バレーボール協会会長)
	★田村悦智子	主婦
	中島茂	弁護士 中島経営法律事務所代表
	★永井多恵子	財団法人せたがや文化財団副理事長
	成田明彦	(東海大学教授)
	西川友之	富山大学教授
	萩原秀雄	(埼玉県立坂戸西高等学校教諭)
	★坂東真理子	昭和女子大学学長
	不老浩二	十文字高校学監
	村井恒夫	(埼玉県立川越高等学校教諭)
	柳橋武	(フェリス女学院中高等学校教諭)
	山田道人	東京都教育庁職員
	山根武	(四條畷学園高等学校教諭)

※★は女性

JVA ウェブサイトより

2.2 職員

(1)職員数および雇用形態

職員は、正規雇用者 16 人、契約・嘱託職員 2 人の計 18 人で構成されている（表Ⅱ-2-5）。

表Ⅱ-2-5 職員の雇用形態と人数

雇用形態	合計	(人)	
		男性	女性
正規雇用者	16	6	10
契約/嘱託職員	2	1	1
出向	0	0	0
派遣職員	0	0	0
アルバイト	0	0	0
インターン	0	0	0
職員数	18	7	11

(2)職員の競技歴

JVA 職員 18 人のうち、7 人は地域のバレーボールクラブや学校の運動部活動に所属し、大会等に参加した競技経験がある。

(3)採用状況と入職経路

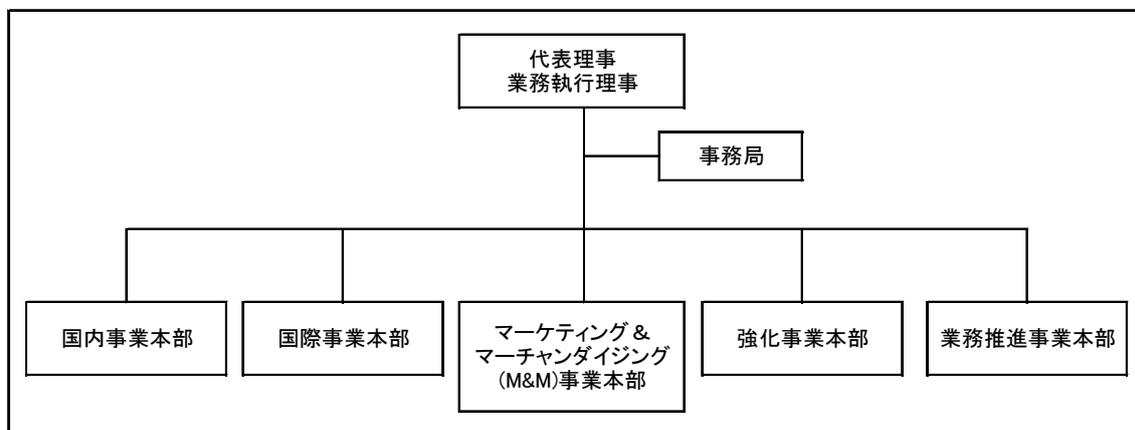
過去 5 年間における職員の採用人数は 7 人であり、一般公募、知人の紹介や縁故、出向からの転籍により入職している。

3. 組織

3.1 事務局組織

JVA の事務局組織体制は、以下の図Ⅱ-2-1 に示されるとおり、事務局の内部に 5 つの事業本部がある。

図Ⅱ-2-1 事務局組織図



3.2 委員会

(1)委員会数と種類

JVAの委員会は、「男子強化委員会」「女子強化委員会」「ビーチ強化委員会」「一貫指導委員会」「科学技術委員会」「メディカル委員会」「マーケティング委員会」など17種類がある（表Ⅱ-2-6）。

表Ⅱ-2-6 各委員会の業務内容と人数

委員会名	業務内容	委員数
広報委員会	試合結果外部発信、記者会見等メディア対応、ホームページの維持	8
環境委員会	JOC環境委員会の活動に参画、ボールバンク事業サポート	6
表彰委員会	永年表彰に関し加盟団体に対し募集、表彰式開催	5
女性アスリート委員会	女性アスリートの地位向上、活躍の場の提供	7
用具検定委員会	JVA検定と検定印捺印手続き、ルールブックの制作	7
国内競技委員会	国内競技会の組織委員会・実行委員会開催、大会の運営	11
指導普及委員会	指導普及に関する講習会の開催	8
審判規則委員会	国際連盟との連携、審判規則に関する講習会の開催	11
男子強化委員会	全日本男子選手選出、全日本チーム支援、強化方針の設定	10
女子強化委員会	全日本女子選手選出、全日本チーム支援、強化方針の設定	10
ビーチ強化委員会	ビーチ全日本選手選出、全日本チーム支援、強化方針の設定	11
一貫指導委員会	小中高大の一貫指導マニュアル設定、底辺拡大	18
科学技術委員会	アナリストの育成、対戦相手の分析	6
メディカル委員会	医事関連業務、ドーピング対策	11
マーケティング委員会	スポンサーとの協賛金に関する契約、新規契約先との交渉	3
国際事業委員会	国際大会の日本開催に際し、その交渉や大会運営等	12
国際事業企画調整委員会	FIVB世界協会とJVA日本協会間の全ての交渉	7

JVA 資料などより作成

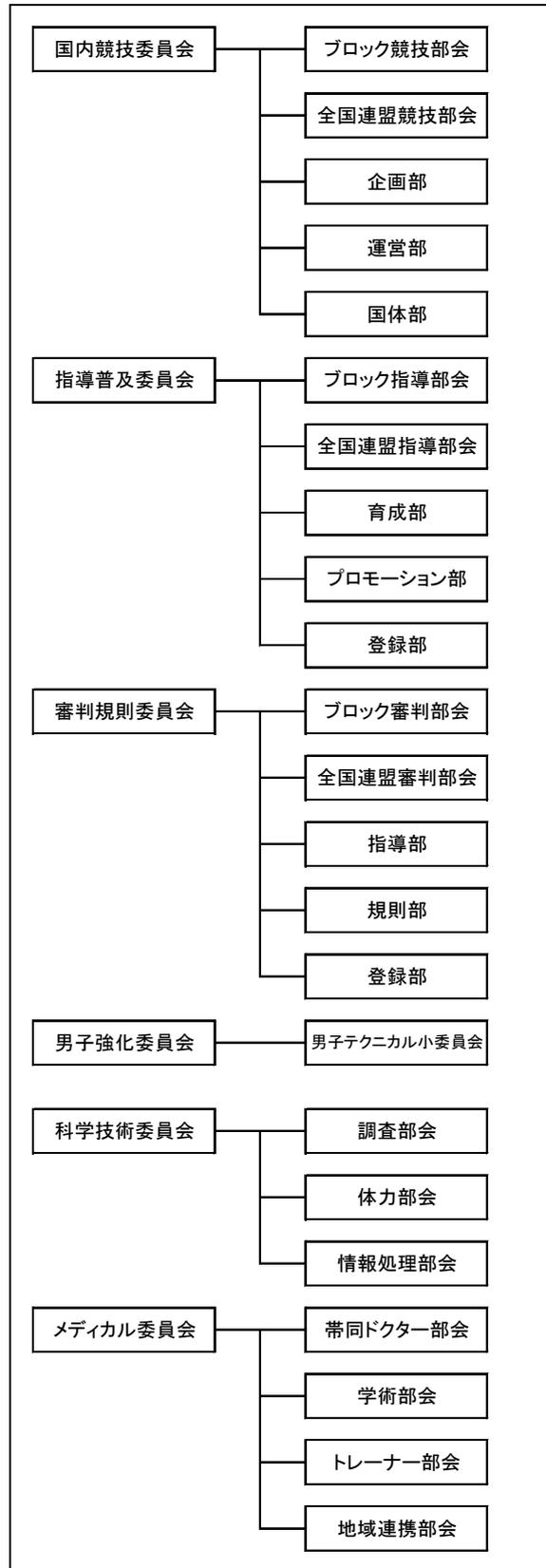
(2)委員会についての規程および委員の選定方法

JVAでは、委員は学識経験者などから理事会が選任し、任務、構成、運営に関しては、理事会により決定される。委員の構成についての内規などはない。委員会の開催は、各委員会の判断に委ねられている。

(3)委員会と専門部会の構成

委員会と専門部会は、図Ⅱ-2-2のように構成されている。「業務推進事業本部」「国内事業本部」「強化事業本部」「マーケティング&マーチャンダイジング事業本部（M&M事業本部）」「国際事業本部」の各事業本部（p.32 図Ⅱ-2-1）のもとに委員会があり、さらにその下に小委員会および部会が存在している。

図 II-2-2 委員会・専門部会構成図



4. 他機関との連携

4.1 加盟統轄団体

JVA は、バレーボールを統轄する国際組織である国際バレーボール連盟（FIVB）とアジアバレーボール連盟（AVC）に加盟している。また、国内の競技種目を統轄する団体として、（公財）日本オリンピック委員会（JOC）と（公財）日本体育協会（日体協）に加盟している。

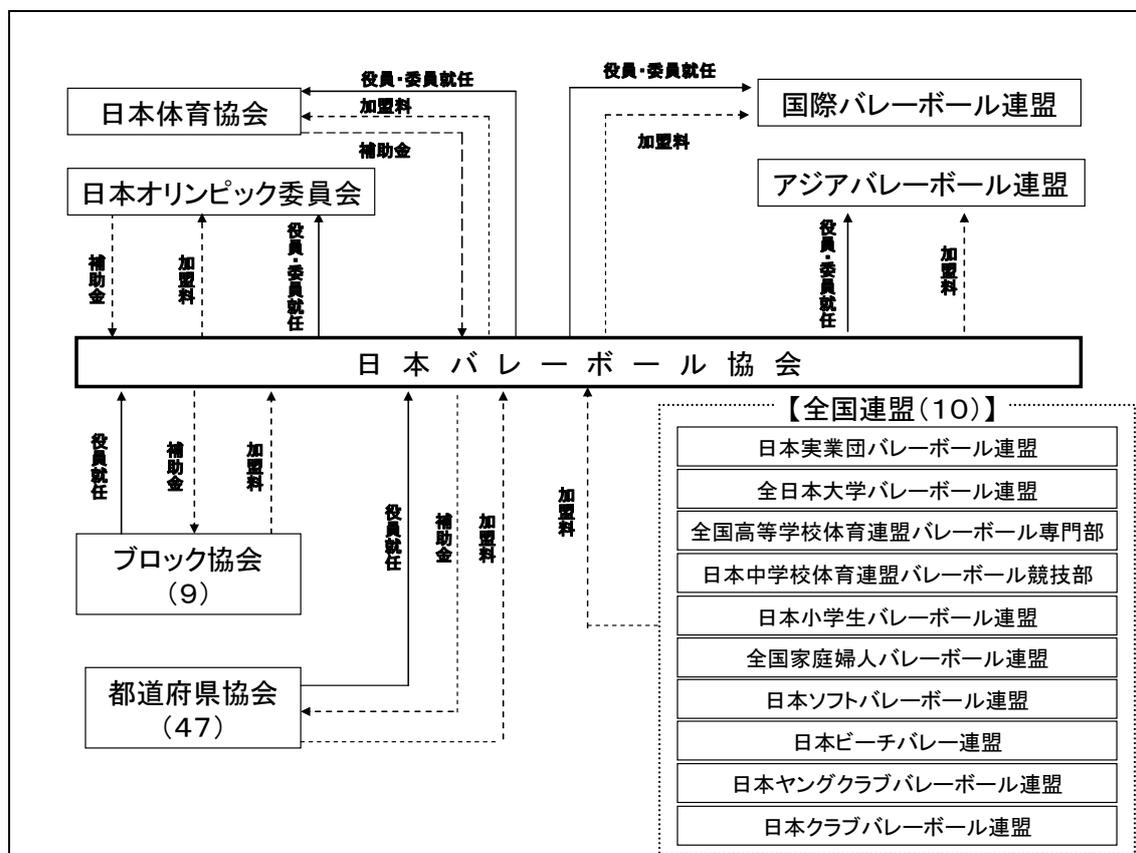
4.2 下部組織と他の全国組織

JVA には、国内を 9 の地域に分けたブロック協会（北海道、東北、関東、北信越、東海、近畿、中国、四国、九州）と、47 都道府県バレーボール協会が加盟している。その他の加盟団体として、日本実業団バレーボール連盟や全日本大学バレーボール連盟など 10 の全国連盟がある。

4.3 JVA と各機関の関係

中央競技団体と、その上部組織にあたる国際組織と国内種目統轄団体、下部組織であるブロック協会と都道府県協会および全国的な組織（加盟団体）の関係について、人材と財政の観点から相関図を作成した（図Ⅱ-2-3）。

図Ⅱ-2-3 組織関係図



上図のほかに、国内種目統轄団体からは選手強化事業のための助成金の交付（JOC）

や、公認指導者養成事業の委託費等（日体協）を受けている。

5. 登録制度

5.1 登録者数

JVA の 2010 年度登録者は、437,845 人である。種別、男女別にみた登録者の内訳は表Ⅱ-2-7 のとおりであるが、2008 年度と 2010 年度を比較しても、登録者数、男女比など、ほとんど変化していないことがわかる。

表Ⅱ-2-7 登録者数

種別	2008年度			2010年度		
	合計	男子	女子	合計	男子	女子
クラブ	28,302	17,516	10,786	28,449	17,654	10,795
実業団	7,659	6,259	1,400	7,638	6,298	1,340
大学	12,723	6,243	6,480	13,665	6,581	7,084
高校	104,570	40,718	63,852	98,290	38,597	59,693
中学校	116,194	29,789	86,405	133,204	35,738	97,466
小学校	93,101	13,327	79,774	88,407	13,604	74,803
ヤングクラブ	1,443	579	864	2,913	1,324	1,589
家庭婦人	52,150	-	52,150	44,360	-	44,360
ソフト	20,603	-	-	19,849	-	-
ビーチ	-	-	-	1,070	597	473
合計	436,745	114,431	301,711	437,845	120,393	297,603

JVA 資料より

2010 年度のチーム数は、合計 31,284 チームであり、最も多いのが中学校の 9,532 チーム (30.4%) である。男女間でチーム数をみると、男女差が最も大きいのは小学校で、年代があがるほどに男女差は縮まってくる。また、ほとんどの種別で女子が男子のチーム数を上回っていたが、実業団、クラブでは男子が女子を上回っている。この理由としては、女性は競技性の向上から楽しさ重視へと活動形態が変わり、家庭婦人、ソフトバレーに移行したと推測できる (表Ⅱ-2-8)。

表Ⅱ-2-8 登録チーム数と登録者数(2010 年度)

種別	合計		男子		女子	
	チーム数	登録者数(人)	チーム数	登録者数(人)	チーム数	登録者数(人)
クラブ	1,868	28,449	1,122	17,654	746	10,795
実業団	438	7,638	354	6,298	84	1,340
大学	811	13,665	398	6,581	413	7,084
高校	6,690	98,290	2,780	38,597	3,910	59,693
中学校	9,532	133,204	2,641	35,738	6,891	97,466
小学校	6,486	88,407	1,176	13,604	5,310	74,803
ヤングクラブ	216	2,913	95	1,324	121	1,589
家庭婦人	3,060	44,360	-	-	3,060	44,360
ソフト	2,183	19,849	-	-	-	-
ビーチ	-	1,070	-	597	-	473
合計	31,284	437,845	8,566	120,393	20,535	297,603

※ビーチはチーム数の登録なし

JVA 資料より

(公財)日本中学校体育連盟(中体連)のバレーボール加盟生徒数をみると、2010年度は男子50,621人、女子160,867人となり、JVAが把握している中学生の登録者数と大きな開きがあることがわかった。こうした差が見られる要因としては、以前から中体連の公式大会に参加する生徒が、競技団体への登録を必要としていなかったために中学生のJVA登録が進まなかったと推察することができる(表Ⅱ-2-9)。

一方、(財)全国高等学校体育連盟(高体連)のバレーボール加盟生徒数をみると、2010年度は男子38,335人、女子61,575人となっており、JVA登録者数との間にそれほど相違がみられない。

表Ⅱ-2-9 中体連・高体連登録者数

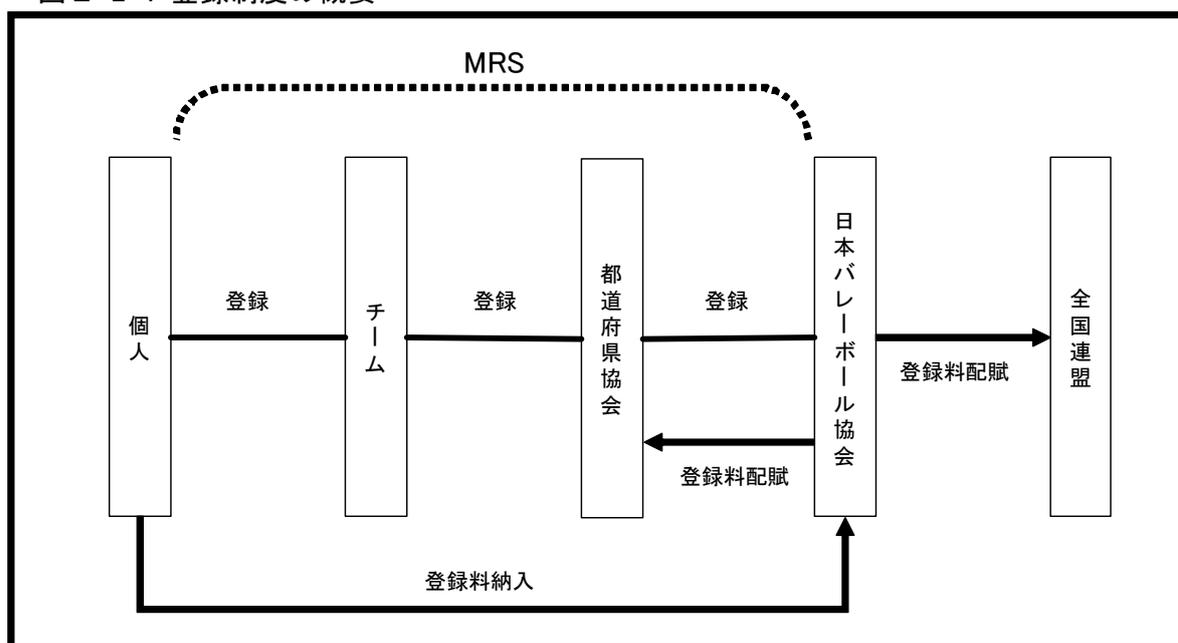
		2010年度	2011年度
中体連	男子	50,621	50,299
	女子	160,867	161,691
	合計	211,488	211,990
高体連	男子	38,335	35,721
	女子	61,575	59,151
	合計	99,910	94,872

日本中学校体育連盟および全国高等学校体育連盟ウェブサイトより作成

5.2 登録制度の概要

JVAの登録制度は、「チーム加盟及び選手登録規程」により定められており、2008年度からJVA個人登録管理システム(MRS)を導入している。個人登録だけではなく、新たにチーム登録する場合にも使用しており、登録によって、JVA主催、あるいはJVA傘下の連盟が主催する大会への出場資格が得られ、研修会や講習会への出席、国内・国際大会のチケットの優先購入や割引購入が可能となる(図Ⅱ-2-4)。

図Ⅱ-2-4 登録制度の概要



個人登録には、本人登録とチーム一括登録があり、どちらの場合でも、MRS を使用して、都道府県協会に登録申請する。選手の本人登録は、希望するチームへの加入が承認され、会費を JVA に納入したことが確認された時点で手続きは完了となる。JVA では、JVA 役員や都道府県協会等の役員も登録し、登録料を支払う。チーム一括登録では、加入予定のチーム責任者が代行して、個人登録、チーム承認をおこない、本人からの会費徴収後、JVA への会費納入が確認された時点で手続きは完了となる。「チーム及び選手登録規程」によると、JVA 選手種別は、表 II-2-10 のようになる。

表 II-2-10 登録カテゴリー

登録カテゴリー	対象
クラブ	日本クラブバレーボール連盟に所属している
実業団	日本実業団バレーボール連盟に所属している
大学	全日本大学バレーボール連盟に所属している
高等専門学校	全国高等専門学校バレーボール専門部に所属している
高等学校	全国高体連バレーボール専門部に所属している
中学校	日本中体連バレーボール競技部に所属している
小学校	日本小学生バレーボール連盟に所属している
家庭婦人	
ビーチ	日本ビーチバレーボール連盟に所属している
ソフト	日本ソフトバレーボール連盟に所属している
ヤングクラブ	日本ヤングクラブバレーボール連盟に所属している

※家庭婦人については、「チーム及び選手登録規程」に記載なし

JVA「チーム及び選手登録規程」より

選手および役員の登録料は、各カテゴリーによって異なる（表 II-2-11）。ただし、複数のカテゴリーに所属している場合は、所属カテゴリーの中で、最も高い登録料を支払う「最高額制」を導入しているため、所属カテゴリーのすべての登録料を支払う必要はない。たとえば、大学生が、大学のバレーボール部に所属しており、さらに地域のクラブチームに所属している場合には、「大学生」カテゴリーの 1,800 円ではなく、「実業団・クラブ」カテゴリーの 2,000 円を支払うことが求められる。

表Ⅱ-2-11 登録料一覧

区分		登録料	
選手	実業団・クラブ	2,000	
	大学生	1,800	
	高専	1,500	
	高校生	1,200	
	中学生	500	
	小学生	300	
	ソフトバレー	1,000	
	ヤングクラブ	18-19歳	1,500
		15-17歳	1,200
		12-14歳	500
11歳以下		300	
JVA役員	名誉審判員	2,000	
	公認審判員(A級・AC級*)		
	公認判定員(指導員、上級)		
	コーチ(指導普及委員会)		
	上級コーチ(指導普及委員会)		
	その他	3,000	
都道府県等役員	全国連盟役員	2,000	
	都道府県協会役員		
	都道府県連盟役員		
	公認審判員(B級・C級)		
	日本体育協会指導員資格保持者		

※AC級は、A級候補審判員

JVAウェブサイトより

JVAに納入された登録料は、加盟全国連盟および地方組織に分配される(表Ⅱ-2-12)。

表Ⅱ-2-12 登録料配賦先別割合

配賦先	選手	JVA役員	都道府県役員	全国連盟役員
全国連盟	20%	-	-	70%
都道府県協会	20%	-	70%	-
事業本部	-	40%	-	-
JVA補助金原資	30%	-	-	-
JVAメンバー制度維持原資	20%	10%	20%	20%
全日本強化原資	10%	50%	10%	10%

JVAウェブサイトより

なお、複数のカテゴリーに所属し、最高額制によって支払われた登録料は、登録料に応じた比例配分をおこない、チームが所属する全国連盟等に配賦される。たとえば、クラブと大学に選手登録する場合、登録料は「実業団・クラブ」の2,000円を支払う。「実業団・クラブ」と「大学生」の比例配分は、図Ⅱ-2-5のとおりである。

図Ⅱ-2-5 複数カテゴリーに登録した場合の登録料の配賦割合（例）

実業団・クラブ	大学生
$53\% = \frac{2,000\text{円}}{2,000\text{円}+1,800\text{円}}$	$47\% = \frac{1,800\text{円}}{2,000\text{円}+1,800\text{円}}$

この比率をもとに、納入された 2,000 円は、クラブ経由の配賦額 1,052 円（53%）と大学経由の配賦額 947 円（47%）に振り分けられる。

5.3 未登録愛好者の状況

SSF「スポーツライフ・データ 2010」によると、成人のバレーボール人口は 332 万人と推測される。バレーボールでは、地方自治体が開催する親睦大会を含め、JVA やその傘下団体が関与しない大会が数多くおこなわれている。このため、大学のサークルや公共スポーツ施設で活動するチームなどに所属して、JVA に登録することなく競技を楽しんでいるバレーボール愛好者が多数存在する。

6. 指導者

6.1 指導者制度概要

(1) 資格制度

JVA は日体協の公認スポーツ指導者制度に基づき資格認定をおこなっている。資格取得希望者は、日体協の共通科目と JVA の専門科目の講習等を受講し、所定の検定試験に合格する必要がある。

公認指導者資格として、公認バレーボール指導員、公認バレーボール上級指導員、公認バレーボールコーチ、公認バレーボール上級コーチがある。各カテゴリーにおける役割および資格者数は表Ⅱ-2-13 に示すとおりである。また下記の資格に加えて、JVA が独自に付与している資格として、マスターコーチ、公認講師、小学生バレーボール指導者資格、ソフトバレーボールリーダー、ソフトバレーボール・マスターリーダーがある。

表Ⅱ-2-13 指導者資格カテゴリーの役割と対象（2010年度）

資格名	指導者数(人)	役割
公認バレーボール指導員	10,700	地域スポーツクラブ等において、スポーツに初めて出会う子どもたちや初心者を対象に競技別の専門的知識を活かし、個人の年齢や性別などの対象に合わせた指導にあたる。特に発育発達期の子どもに対しては、総合的な動きづくりに主眼を置き、遊びの要素を取り入れた指導にあたる。地域スポーツクラブ等が実施するスポーツ教室の指導にあたる。施設開放において利用者の指導支援をおこなう。
公認バレーボール上級指導員	981	地域スポーツクラブ等において、年齢、競技レベルに応じた指導にあたる。事業計画の立案などクラブ内指導者の中心的な役割を担う。地域スポーツクラブ等が実施するスポーツ教室の指導において中心的な役割を担う。広域スポーツセンターや市町村エリアにおいて競技別指導にあたる。
公認バレーボールコーチ	514	地域において、競技者育成のための指導にあたる。広域スポーツセンターや各競技別のトレーニング拠点において、有望な競技者の育成にあたる。広域スポーツセンターが実施する地域スポーツクラブの巡回指導に協力し、より高いレベルの実技指導をおこなう。
公認バレーボール上級コーチ	344	ナショナルレベルのトレーニング拠点において、各年代で選抜された競技者の育成強化にあたる。国際大会等の各競技会における監督・コーチ。
合計	12,539	

JVA ウェブサイトなどより作成

(2)指導者資格養成講習会および更新研修会

日体協公認スポーツ指導者資格の認定期間は、資格登録後4年間である。資格を更新するためには、資格登録後、資格有効期限までの4年間で、日体協および各都道府県体協もしくは当該中央競技団体等の定める研修会を最低1回受けることが義務づけられている。JVAの養成講習会および、研修会は表Ⅱ-2-14のとおりである。また新規養成人数、資格更新人数は表Ⅱ-2-15のとおりである。

表Ⅱ-2-14 指導者講習会実施実績

事業名	種別
日本体育協会公認上級コーチ、コーチ、指導員・バレーボール専門科目認定講習会	養成
都道府県別バレーボール指導者研修会	更新
全国小学生バレーボール指導者講習会	その他
全国中学生バレーボール指導者講習会	その他
ソフトバレーボールリーダー・マスターリーダー養成講習会	その他
ビーチバレー指導者講習会	その他
JVA公認講師認定講習会・公認講師研修会	その他

JVA ウェブサイトより作成

表Ⅱ-2-15 公認指導者の新規養成数および資格更新数（2010年度）

資格名	新規養成人数(人)	資格更新人数(人)
日体協公認バレーボール指導員	1,310	1,224
日体協公認バレーボール上級指導員	37	234
日体協公認バレーボールコーチ	43	89
日体協公認バレーボール上級コーチ	28	72
合計	1,418	1,619

※「新規」は、養成講習会終了後登録手続きをおこなった人数。

※「新規」、「更新」とも半年前・一年前に手続き未完了だった猶予者を含んだ人数。

※数値は2012年1月31日現在資格が有効な者を計上。

※公認バレーボールコーチと上級コーチの講習会は、年1回東京で開催されている。指導員と上級指導員の講習会は、各都道府県協会が各々の日程で開催している。

日本体育協会資料より作成

7. 審判員

7.1 公認審判員制度概要

(1)資格制度と審判資格者数

Vリーグ・プレミアリーグをはじめ、JVA主催大会、国体、その他の公式試合で判定をおこなうことのできる審判員はJVA公認資格を所持している。JVAが公認する資格の種類としては、「C級審判員」「B級審判員」「A級候補審判員」「A級審判員」「名誉審判員」の5種類がある。審判員の登録料は一律2,000円で、MRS(p.37)を使用してJVAに支払う。さらに、JVA主催の審判講習会および研修会の講師となるのが、レフェリーインストラクターである。認定にはJVAが主催する認定講習会において適格と認められた者を、審判規則委員会が審査のうえJVAに推薦し理事会の承認を得る。

各級審判資格の認定方法および、2010年度現在の資格者数は以下のとおりである(表Ⅱ-2-16)。

表Ⅱ-2-16 審判員資格の取得者数と取得方法（2010年度）

資格名	取得者数(人)	取得方法
C級	15,264	都道府県協会等が主催する審判員資格取得講習会において優秀な成績を修めた者を都道府県協会等の推薦に基づきJVAが認定する
B級	7,713	都道府県協会等が主催する審判員資格取得講習会において優秀な成績を修めた者を都道府県協会等の推薦に基づきJVAが認定する
A級候補	77	A級審判員資格取得審査講習会(A級審査会)において優秀な成績を修めた者を審判規則委員会が審査のうえJVAに推薦し理事会の承認を得て認定する
A級	644	JVAが主催するA級審判員資格取得審査講習会(A級審査会)において極めて優秀な成績を修めた者及びA級候補審判員の中から活動実績が顕著な者を、審判規則委員会が審査のうえJVAに推薦し理事会の承認を得て認定する
名誉審判員	1,304	(1) 公認審判員として15年以上の活動実績があり、顕著な功績があった者 (2) A級審判員としての活動が顕著なもので55歳に達した者 (3) 技術統計判定指導員又は技術統計上級判定員としての活動が顕著なもので60歳に達した者
合計	25,002	

JVA ウェブサイトなどより作成

(2)公認審判員養成講習会および更新研修会

B・C級審判員資格取得講習会は、都道府県協会が適宜開催しており、A級審判員資格取得講習会は、JVAが奇数年度に開催している。更新研修会について、B・C級は、都道府県協会等が4年ごとに活動実績を審査の上JVAに推薦し、JVAが資格を更新する。A級候補は、審判規則委員会が活動実績を審査の上、JVAが理事会の承認を得てA級への昇任又はA級候補の資格を更新する。A級は、審判規則委員会が4年ごとに活動実績を審査した後、JVAが理事会の承認を得て資格を更新する。

ルール改正等による講習会は、JVAが年度初め、または終わりに開催し、これを受けて都道府県協会が開催する。さらに前述の研修会以外にも、審判員のレベル維持を目的とした研修会、大会前に審判員のレベル統一を目的とする研修会なども実施されている。また、審判資格ではなく、C級を保有しながら専門性に特化してジャッジするための研修会として、ビーチバレー審判研修会、9人制審判研修会がある。

8. 予算

8.1 予算規模および予算における収入構造

JVAの予算を収入で見るとは、2011年度は3,129,977,000円、2010年度は2,504,139,000円となっている(表Ⅱ-2-17)。2011年度予算における主な収入の割合は、「事業収益」84.0%、「受取メンバー制度登録料」6.7%、「受取補助金等」4.2%、「受取寄付金」3.8%である。

8.2 支出構造

JVAの事業活動支出の構成(2011年度)は、JOC委託事業等を含めると「事業費」全体で95.2%を占める。それに対し「管理費」は4.8%となっている。

表Ⅱ-2-17 予算における収支構造

【収入】	2011年度		2010年度	
	金額	率	金額	率
基本財産運用益	164,000	0.0%	700,000	0.0%
特定資産運用益	36,000	0.0%	200,000	0.0%
受取メンバー制度登録料	210,768,000	6.7%	203,958,000	8.1%
事業収益	2,629,802,000	84.0%	2,019,932,000	80.7%
協賛金収益	589,245,000		706,345,000	
入場料収益	1,118,613,000		827,580,000	
業務受託料収益	553,012,000		217,230,000	
興行権料収益	7,000,000		39,550,000	
放映権料収益	33,412,000		0	
チーム参加料収益	41,898,000		15,450,000	
大会プログラム販売収益	14,747,000		14,447,000	
公認ルールブック販売収益	50,000,000		50,000,000	
用具等公認・検定料収益	54,445,000		44,835,000	
肖像素材使用料収益	8,400,000		8,400,000	
物品販売売上収益	14,500,000		18,500,000	
携帯サイト関連収益	56,030,000		68,800,000	
その他の事業収益	88,500,000		8,795,000	
受取補助金等	130,800,000	4.2%	116,000,000	4.6%
JOC選手強化委託金	55,000,000		60,000,000	
スポーツ振興基金助成金	10,000,000		11,000,000	
競技強化支援事業助成金	0		0	
スポーツ振興くじ助成金	37,800,000		23,000,000	
その他補助金助成金	28,000,000		22,000,000	
受取負担金	7,200,000	0.2%	7,200,000	0.3%
受取交付金	18,300,000	0.6%	24,300,000	1.0%
JOC交付金	11,000,000		11,000,000	
日体協交付金	6,300,000		6,300,000	
その他交付金	1,000,000		7,000,000	
受取寄付金充当事業交付金	0	0.0%	118,000,000	4.7%
JOC交付金	0		40,000,000	
日体協交付金	0		78,000,000	
受取寄付金	119,000,000	3.8%	0	0.0%
受取加盟団体分担金	5,000,000	0.2%	4,000,000	0.2%
雑収益	8,907,000	0.3%	9,849,000	0.4%
計上収益計	3,129,977,000	100.0%	2,504,139,000	100.0%
【支出】				
事業費	2,786,408,000	89.0%	2,157,309,400	85.9%
JOC選手強化委託事業費	133,481,000	4.3%	156,320,000	6.2%
スポーツ振興センター助成対象事業費	60,115,000	1.9%	77,970,000	3.1%
管理費	150,092,000	4.8%	120,712,600	4.8%
経常費用計	3,130,096,000	100.0%	2,512,312,000	100.0%

JVA 資料より作成

9.マーケティング事業

9.1 マーケティング事業の体制

JVA のマーケティング業務は、M&M 事業本部が担当している。マーケティングを担当するスタッフは 4 人で、そのうち 1 人は広告系代理店の業務経験があるなど、専門的な知識を有する人材を含んでいる。ただし、国際大会開催に限り、国際バレーボール連盟 (FIVB) との交渉については国際事業本部が担当している。また、JVA が主催する大会のマーケティング活動を一括して請け負う代理店との専任契約はしていない。

9.2 スポンサーの業種

JVA のスポンサーには、「オフィシャルスポンサー」と「オフィシャルドリームサプライ

ヤー」の2つのカテゴリーがある（表Ⅱ-2-18）。

表Ⅱ-2-18 スポンサー一覧

スポンサー種別	企業名	業種およびサービス
オフィシャルスポンサー	全日本空輸(株)	エアライン
	丸大食品(株)	食料品
	(株)明治	スポーツ補助食品
	(株)アシックス	アパレル
	ミズノ(株)	アパレル
	(株)デサント	アパレル
	(株)ミカサ	スポーツ用具
オフィシャルドリームサプライヤー	(株)モルテン	スポーツ用具
	(株)手塚プロダクション	ロゴキャラクター

JVA ウェブサイトなどより作成

10. 強化

10.1 代表選手の所属組織

2010年世界選手権および、2008年北京オリンピック代表選手の所属先を、「企業」、「クラブ」、「大学」「その他」に分類した（表Ⅱ-2-19）。両大会の代表選手所属先をみると、企業が大多数を占めていることがわかる。「その他」は、海外のプロチームに所属する選手である。

表Ⅱ-2-19 代表選手の所属先

大会名	性別	企業	クラブ	大学	その他	合計
2010 世界選手権(イタリア)	男子	13	0	0	1	14
2010 世界選手権(東京)	女子	13	0	0	1	14
2008 オリンピック(北京)	男子	10	0	2	0	12
	女子	12	0	0	0	12

10.2 競技者支援制度

JVA が主体として実施している競技者への支援制度は存在しない。

10.3 その他の強化事業

各国際大会の前には、代表選手を対象とした強化合宿が実施される。それ以外の期間については、代表監督、JVA、Vリーグ各チームの監督と連携し、代表選手の強化ポイントを共有したうえで、所属するチームでの練習を通じて個人の強化がおこなわれる。

10.4 強化拠点

JVA は、「味の素ナショナルトレーニングセンター (NTC)」を強化拠点としている。JVA から NTC に出向した職員が 1 人常駐している。NTC が保有するバレーボールに関するトレーニング施設およびアスリートヴィレッジには、以下の施設がある（表Ⅱ-2-20）。

表Ⅱ-2-20 拠点施設の概要

施設種別		内容
屋内トレーニングセンター		バレーボールコート2面 映像分析可能なハイビジョンカメラを壁面と天井に設置
アスリート ヴィレッジ	宿泊人数	448人
	宿泊施設	ホテルタイプシングル・ツイン マンションタイプ個室・グループ個室・和室 リビング マッサージ ルーム
	共用施設	食堂 大浴場 インターネットコーナー ラウンジスペース
	研修施設	研修室 図書・学習室 ミーティングルーム等

※味の素ナショナルトレーニングセンター（NTC）において、バレーボールが利用できる施設を抜粋。

NTC ウェブサイトより作成

NTC 利用手続きは、国内事業本部が利用窓口となり申請を受け付け、窓口担当者が NTC に利用申請を申し込む。利用料は、JVA が NTC に支払う。利用の際の優先順位は、日本代表（フル代表、ユニバーシアード代表、ユース代表）が最優先とし、施設が空いている場合に JVA 傘下の連盟に所属するチームが JVA に申請することで使用可能になる。2010 年度における JVA の NTC 使用実績は、年間利用人数が約 12,000 人、年間利用日数が 330 日であった。なお、研究面においては、隣接する国立スポーツ科学センター（JISS）のスポーツ医学・科学・情報のサポートを受けている。

11. 育成

11.1 育成事業概要

育成を目的とする事業として、中学生を対象とした「バレーボールアカデミー事業」と、「全国選抜中学生強化合宿・全国 9 ブロック選抜高校生強化合宿事業」がおこなわれている（表Ⅱ-2-21）。

表Ⅱ-2-21 各年代におけるタレント発掘と育成・強化事業

事業名	内容
バレーボールアカデミー事業	全国からオーディション等で選抜された中学生をトレーニングセンターに集め、アカデミープログラムに基づき、トップレベルの指導体制による強化合宿を年間を通して実施
全国選抜中学生強化合宿・全国9ブロック選抜高校生強化合宿事業	9ブロック選抜高校生強化合宿には長身選手の発掘、育成、強化を目的にコーチ派遣をおこない、巡回指導を実施した。また全国から推薦された有望中学生を一堂に集めた全国中学生強化合宿を実施

JVA ウェブサイトより作成

JVA では、①個人の可能性に応じて個別に専門的な指導をおこなう、②最良のスポーツ環境でトレーニングを継続して実施できる、③最適なスタッフのもとで随時アドバイスを受けることができる、の3点を基本条件とし、育成年代を導入期から完成期までの5段階に区分している（表Ⅱ-2-22）。

表Ⅱ-2-22 年代別指導方針

年代		期分け	指針
男子	女子		
U-13	U-11	導入期	バレーボールに専門的なトレーニングばかりではなく、様々な動きやスポーツを経験させ、身体のコーディネーション能力を高める。また、バレーボールを楽しみながら、技術の習得をおこなう。この時期の第一の目的は、バレーボールに親しませることである。スポーツマンシップに関する指導もこの時期からおこなわなくてはならない。
U-16	U-14	第1 育成期	基礎技術の完成を目指して、バレーボールの専門的トレーニングを開始する時期。この時期の子供は第2性徴期を迎えているものが多いので、個々の心身両面の成長段階に注意しながらの指導が必要とされる。また、発育発達段階の違いや、バレーボール経験年数の違い(小学生期に始めたものもいれば、中学生になってから始めるものもいる)からトレーニング負荷のかけ方など、多くの配慮が必要となる。
U-19	U-16	第2 育成期	ボールを落とさず、ラリーを続けることのできる能力を身につける時期。また、パワーアップのためのトレーニングを開始し、スキル要素の向上を図る時期。かなりの競技者が第2性徴期を終え、心身ともに本格的なバレーボールのトレーニングに対する準備ができています。
U-21	U-19	第3 育成期	パワーアップ、高レベルのスキル要素獲得とタクティクス要素の向上を中心とした指導をおこなう時期。
シニア		完成期	諸外国のチームとの対戦などから個人のスキル要素やシニア完成期のタクティクス要素の向上を図り、パフォーマンスを最高レベルに到達させる。

都道府県協会資料より

12. 近年の成果

近年の主要な国際大会から、JVA の強化・育成事業の成果をみることができる（表Ⅱ-2-23）。

表Ⅱ-2-23 主要な国際大会の競技結果

男子			
大会名	開催年	開催都市(国)	競技成績
オリンピック	2008	北京(中国)	1次リーグ敗退
世界選手権	2010	ミラノほか(イタリア)	13位
ジュニア世界選手権 (U-20)	2011	リオデジャネイロほか(ブラジル)	12位
	2009	ブネー(インド)	アジア予選敗退
ユース世界選手権 (U-17)	2011	ブエノスアイレスほか(アルゼンチン)	アジア予選敗退
	2009	バッサーノデルグラッパほか(イタリア)	14位

女子			
大会名	開催年	開催都市(国)	競技成績
オリンピック	2008	北京(中国)	5位
世界選手権	2010	東京ほか(日本)	銅メダル
ジュニア世界選手権 (U-20)	2011	リマほか(ペルー)	11位
	2009	パハカリフォルニア(メキシコ)	アジア予選敗退
ユース世界選手権 (U-17)	2011	アンカラ(トルコ)	7位
	2009	ナコンラチャシマ(タイ)	5位

JVA ウェブサイトより作成

13. 普及

JVA として、普及の公式な定義はないが、普及を目的として小学生のバレーボール教室の開催や、発展途上国へボールやバレーボール用器具を寄贈する活動をおこなっている（表Ⅱ-2-24）。

表Ⅱ-2-24 普及事業

事業名		内容
講習会	バレーボールをやってみよう ～Vリーグ選手と一緒にバレーボール教室	小学生のバレーボール未経験者及び初心者を対象に、Vリーグ選手が参加するバレーボール教室を実施。(2010年度参加者数:1,998人)
	バレーボールを上手になろう ～全国小学生バレーボール教室・指導者研修会	小学生のバレーボール経験者を対象としてバレーボール教室を開催、併せて小学生指導者を対象に指導実技研修会を各地で実施
国際交流	バレーボールバンク事業	発展途上国へボールほかバレーボール用器具を寄贈

JVA ウェブサイトより作成

Ⅲ. 米国中央競技団体事例研究

Ⅲ-1 米国陸上競技連盟 (USATF)

1. 概要

1.1 基本事項

正式名称	USA Track & Field (USATF)
設立	1979年※ ※「アマチュア・スポーツ法」(1978)により、米国オリンピック委員会と各競技の中央競技団体が発足。1978年までは、アマチュア・アスレティック・ユニオン(AAU)がオリンピック種目を統轄。
法人形態	501(c) 3 非営利団体 (p.51 参照)
代表者	Stephanie Hightower (President)

1.2 事業内容

USATFの事業内容は、(1)陸上関係者・陸上関連団体に対する責任、(2)スケジュールの調整、(3)陸上競技者とのコミュニケーション、(4)大会の公認、(5)大会への参加、(6)女性競技者へのサポート、(7)障害者競技者へのサポート、(8)技術的な情報の取りまとめと提供、(9)研究・調査、(10)指導者・審判員の認定と養成、(11)競技者の登録と認定、(12)競技者選考、(13)競技の管理運営、の13種類に分類される。また、USATFが2010年に主催した大会は、全米選手権および全米室内陸上選手権を含め、57大会であった。

1.3 種目体系

USATFにおける陸上競技種目の分類は、男子は室内競技33種目、屋外競技89種目、女子は、室内競技30種目、屋外競技81種目となっている(表Ⅲ-1-1)。

表Ⅲ-1-1 種目体系

性別	種別	種目名	詳細	
男子	室内競技 (33種目)	競走	50m、55m、60m、200m、300m、400m、500m、800m、1,000m、1,500m、1マイル、3,000m、5,000m	
		ハードル	50m、55m、60m	
		リレー	4×200m、4×400m、4×800m、4×1,500m、4,000mメドレーリレー	
		競歩	1マイル、3,000m、2マイル、5,000m、10,000m	
		跳躍	走高跳、棒高跳、走幅跳、三段跳	
		投てき	砲丸投、重量投	
		混成競技	七種競技	
	屋外競技 (89種目)	競走	100m、200m、400m、800m、1,000m、1,500m、1マイル、2,000m、3,000m、5,000m、10,000m、15,000m、10マイル、20,000m、25,000m、30,000m、20マイル、50,000m、50マイル、100,000m、100マイル、200,000m、1時間、2時間、12時間、24時間、144時間	
		ハードル	110m、400m	
		障害物	3,000m	
		リレー	4×100m、4×200m、4×400m、4×800m、4×1,500m、1,600mメドレーリレー、4,000mメドレーリレー、440mハードルリレー	
		道路競走	5km、8km、10km、12km、15km、10マイル、ハーフマラソン、25km、30km、マラソン、50km、50マイル、100km、100マイル、マラソンリレー、12時間、24時間、48時間	
		競走(トラック)	3,000m、5,000m、10,000m、15,000m、20,000m、25,000m、30,000m、35,000m、40,000m、50,000m、100,000m、100マイル、1時間、2時間	
		競走(道路)	5km、10km、15km、20km、25km、30km、35km、40km、50km、100km	
		跳躍	走高跳、棒高跳、走幅跳、三段跳	
		投てき	砲丸投、円盤投、ハンマー投、やり投	
		混成競技	十種競技	
	女子	室内競技 (30種目)	競走	50m、55m、60m、200m、300m、400m、500m、800m、1,000m、1,500m、1マイル、3,000m、5,000m
			ハードル	50m、55m、60m
リレー			4×200m、4×400m、4×800m、4,000mメドレーリレー	
競歩			1,500m、1マイル、3,000m	
跳躍			走高跳、棒高跳、走幅跳、三段跳	
投てき			砲丸投、重量投	
混成競技			五種競技	
屋外競技 (81種目)		競走	100m、200m、400m、800m、1,000m、1,500m、1マイル、2,000m、3,000m、5,000m、10,000m、15,000m、10マイル、20,000m、25,000m、30,000m、20マイル、50,000m、50マイル、100,000m、100マイル、200,000m、1時間、2時間、12時間、144時間	
		ハードル	100m、400m	
		障害物	3,000m	
		リレー	4×100m、4×200m、4×400m、4×800m、4×1,500m、800mメドレーリレー、1,600mメドレーリレー、4,000mメドレーリレー	
		道路競走	5km、8km、10km、12km、15km、10マイル、20km、ハーフマラソン、25km、30km、マラソン、50km、50マイル、100km、100マイル、1,000マイル、マラソンリレー、12時間、24時間、48時間	
		競歩(トラック)	3,000m、5,000m、10,000m、15,000m、20,000m、30,000m、1時間	
		競歩(道路)	5km、10km、15km、20km、30km、35km、40km、50km	
		跳躍	走高跳、棒高跳、走幅跳、三段跳	
		投てき	砲丸投、円盤投、ハンマー投、やり投	
		混成競技	七種競技	

USATF ウェブサイトより作成

2. 役職員

2.1 役員

米国の中央競技団体は、団体が所在する州の会社法に則り法人登記をおこなった後、内国歳入法 (Internal Revenue Code) 第 501 条 (c) 3 項の条件を満たすことにより、連邦の法人所得税が免税となる非営利団体と認定される。日本のように、非営利団体の設立に関する統一的な法律はなく、各州様々な非営利法人法制があるが、州によっては営利・非営利に区別せずに会社法として規定しているところもある。会社法における役員会 (Board of Directors) は、業務執行のための意思決定機関であり、その性格は中央競技団体においても同じである。

(1) 役員数および雇用形態

USATF の役員は、男性 8 人、女性 7 人の 15 人で構成されている。全ての役員が非常勤役員で、常勤の役員はいない。

表Ⅲ-1-2 役員勤務形態と人数

	(人)		
	合計	男性	女性
常勤役員	0	0	0
非常勤役員	15	8	7

※2012 年 1 月 27 日現在

(2) 役員競技歴

役員のうち、14 人は陸上競技の競技経験がある。残りの 1 人も何らかの形で陸上競技との接点をもっている。

(3) 役員選定と構成

各委員会 (p.54 参照) の委員のうちから選定された 7 人のメンバーで構成される指名・統治制度パネル (Nominating and Governance Panel ; 以下パネル) により役員を選定をおこなう。役員を推薦する部門および団体は、1 つの空位につき少なくとも 3 人をパネルへ推薦する。ただし、現職の理事が次期も引き続いて務めるにふさわしいと判断した際は、唯一の候補者とすることができる。パネルは、候補者の適性、人種背景、性別を考慮して選定する。

役員選考のポイントの一つは、競技、人種、性別の平等にある。元トップアスリートの役員も少なくないが、その競技者としてのバックグラウンドは短距離、長距離、跳躍、投てき、競歩と多岐にわたっている。また、人種 (黒人 8 人、白人 7 人) にも平等性が考慮されており、陸上競技人口の比率からみると、黒人と白人がほぼ同数というのは適切な配分であるとしている。特筆すべきは、現役トップアスリートの 3 人が含まれていることである。これは、役員のうち 20%以上が、現役アスリートでなければならないという USATF の規程による。

任期は、下記の表Ⅲ-1-3 の「IAAF カウンシルのアメリカ会員」および「USATF 会長」を除き、4 年を 1 期とし、最長で 2 期まで継続して就任することができる。就任の

期間は、夏季オリンピック開催翌年の年次総会から4年間としている。

役員会議 (Board Meeting) は、少なくとも四半期に一度の開催のほか、必要に応じて招集もしくは電話会議をおこなうことを定めている。2011年度は10回開催された。

表Ⅲ-1-3 役員構成

属性	役員数
IAAFカウンシルのアメリカ会員	1
USATF会長	1
ハイパフォーマンス部門から推薦され、指名・統治制度パネルから選出された者	1
長距離部門から推薦され、指名・統治制度パネルから選出された者	1
競技会部門から推薦され、指名・統治制度パネルから選出された者	1
ユース競技者部門から推薦され、指名・統治制度パネルから選出された者	1
審判委員会から推薦され、指名・統治制度パネルから選出された者	1
指導者諮問委員会から推薦され、指名・統治制度パネルから選出された者	1
5-C団体の代表者から選出された者	1
指名・統治制度パネルから選出された個人3人	3
年次総会に参加した国際的なアスリートから選出されたアスリート3人(最低1人ずつの男女)	3

※5-C 団体については、p. 59 参照

USATF 「2011 Governance Handbook」より作成

(4) 役員の現職

USATF 役員の現 (もしくは元) 職は以下の表Ⅲ-1-4 に示すとおりである。

表Ⅲ-1-4 役員の現(元)職一覧

役職	氏名	公職・スポーツ団体役員等
Chairman and President	★Stephanie Hightower	コロンバス都市同盟CEO
Vice Chairman	Steven Miller	Agassi Graf Holdings CEO Andre Agassi Foundation for Education CEO Power Plate International 会長
Treasurer	Kenneth Taylor	Washington, D.C.住宅・地域開発部 監査・品質保証マネジャー
	Willie Banks	HSJ Incorporated 会長兼CEO
	Mickey Carter	弁護士 Fox News Channel 会計担当副社長
	Jeff Darman	Darmanand Associate 会長 ACLI Capital Challenge road race ディレクター
	★Dr. Evie Dennis	IAAF 米国代表役員
	Philip Dunn	現役アスリート(競歩)
	Kim Haines	元教員
	Robert Hersh	アナウンサー
	★Aretha Hill Thurmond	現役アスリート(投てき)
	★Jackie Joyner-Kersey	米国陸上の殿堂入りメンバー
	★Deena Kastor	現役アスリート(長距離)
	★Elizabeth Phillips	Custom Event Marketing Inc 社長
	★Eve Wright	Miami HEAT 副社長兼相談役

※★は女性

USATF ウェブサイトより

2.2 職員

(1)職員数および雇用形態

職員は、正規雇用者 43 人、契約・嘱託職員 2 人、インターン 3 人の計 48 人で構成されている（表Ⅲ-1-5）。

表Ⅲ-1-5 職員の雇用形態と人数

雇用形態	(人)		
	合計	男性	女性
正規雇用者	43	17	26
契約/嘱託職員	2	2	0
出向	0	0	0
派遣職員	0	0	0
アルバイト	0	0	0
インターン	3	0	0
職員数	48	19	26

※2012 年 1 月 27 日現在

(2)職員の競技歴

USATF 職員 45 人のうち、21 人は地域の陸上クラブなどに所属し、大会や記録会等に参加した陸上競技経験がある（残る 24 人については不明）。競技経験の有無は、部署の性格によって大きく変わってくる。とりわけ、強化部門のスタッフなどは、11 人中 8 人が選手、またはコーチ経験者である。USATF が新たに人材を採用する際の条件として、陸上競技の経験の有無は原則問わないが、何らかの形で知識があることが前提となっている。陸上競技経験がない場合には、他のオリンピックスポーツ競技団体での経験や、スポーツ業界でのキャリアなどが必要となる。

(3)採用状況と入職経路

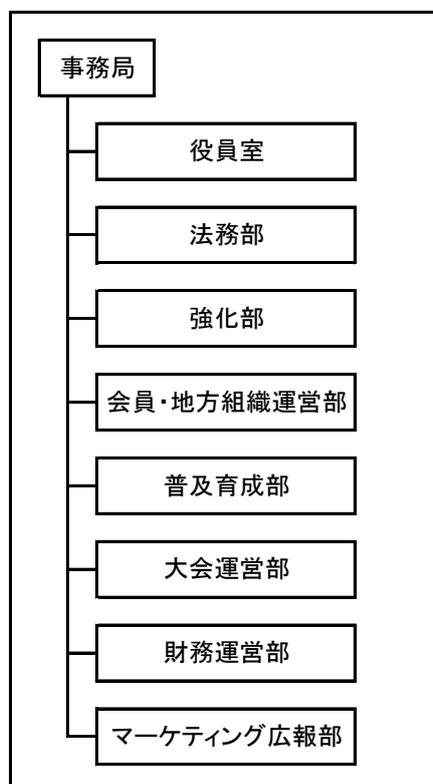
43 人の正規職員のうち、過去 5 年間の入職者数は 25 人である。採用方法は、一般公募およびインターンから入職している。採用後の離職者が若干いるので、過去 5 年間に採用された人数は 30 人前後になる。

3. 組織

3.1 事務局組織

USATF の事務局は、8 部署により構成されている（図Ⅲ-1-1）。

図Ⅲ-1-1 事務局組織図



USATF ウェブサイトより

3.2 委員会

(1)委員会数

USATF の委員会は、役員で構成する「役員会委員会 (Committee of the Board)」をはじめ、「強化部門」「長距離ランニング部門」「ユース競技者部門」「競技会部門」「経営管理部門」「共同企画グループ」の7部門のもとに、34の委員会がある（表Ⅲ-1-6）。なお共同企画グループは、強化部門と長距離ランニング部門による共同育成部門である。

表Ⅲ-1-6 各委員会の業務内容と人数

役員会委員会(Committee of the Board)

委員会名	業務内容	委員数(人)
経営管理委員会 (Management)	役員会内における経営管理担当。	4
経営戦略委員会 (Strategic Positioning)	役員会内における経営戦略担当。	3
事業委員会 (Operations)	役員会内における事業担当。	6
監査委員会 (Audit)	役員会内における監査担当。	9
財務予算委員会 (Budget and Finance)	役員会内における財務・予算担当。	5

強化部門(High Performance Division)

委員会名	業務内容	委員数(人)
男子陸上競技委員会 (Men's Track & Field Committee)	全米選手権、地方競技会の開催や競技スケジュールの作成。 各種競技会における記録の認定。	118
女子陸上競技委員会 (Women's Track & Field Committee)		117
競歩委員会 (Race Walking Committee)		98

長距離ランニング部門(Long Distance Running Division)

委員会名	業務内容	委員数(人)
男子長距離委員会 (Men's Long Distance Running Committee)	全米選手権、地方競技会の開催や競技スケジュールの作成。 各種競技会における記録の認定。	122
女子長距離委員会 (Women's Long Distance Running Committee)		123
マスターズ長距離委員会 (Masters Long Distance Running Committee)		104
クロスカントリー評議会 (Cross Country Running Council)		82
MUT評議会 (Mountain/Ultra/Trail Council)	全米選手権、地方競技会の開催。 年間優秀ランナーと功労者賞の選定。 MUTの普及、育成活動。	90
ロードランニング技術評議会 (Road Running Technical Council)	正確なロードコースの測定と認定に向けた全米プログラムの運営。 国内の認定ロードコースリストの作成と保全。 ロードコース認定者の選定、訓練、指導。 コース測定や認定に関する規則が実際に運用されるよう情報や助言を提供する。	20

ユース競技者部門>Youth Division)

委員会名	業務内容	委員数(人)
ユース競技委員会 (Youth Athletics Committee)	全米選手権、地方競技会の開催や競技スケジュールの作成。 各種競技会における記録の認定。 Youth Athletics Development Planを策定し、ユース競技への参加を促し、競技人口を増やす。ユース競技者を強化やエリートプログラムへ導く。	96
ユース諮問評議会 (Youth Advisory Council)	ユース競技委員会のYouth Athletic Programを公表・普及の支援をする。	-

競技会部門(General Competition Division)

委員会名	業務内容	委員数(人)
マスターズ委員会 (Masters Track & Field Committee)	全米選手権、地方競技会の開催や競技スケジュールの作成。 各種競技会における記録の認定。	90
地方組織委員会 (Associations Committee)	地方組織間のコミュニケーションのためのフォーラム開催。 地方組織のプログラムや活動の管理方法を改善する。 USATFのプログラム、活動、計画を地方組織に周知・促進する。 地方組織の定款、施策、運営マニュアルのモデルケースを収集し、提供する。 地方競技会の開催。 会員登録、イベント、スケジュール、競技者支援、地方組織の統計に関する情報を収集し提供する。 USATFに関連する全ての選挙前に、投票者のデータベースを構築し、候補者の公開討論会、質疑応答を開催。 全米選手権と地方競技会を調整するため、大会専門部会を設ける。 資金調達やマーケティング、メディア対応や外部環境に適応する施策等について、地方組織に対して情報提供をおこない助言する。	93
クラブ評議会 (Club Council)	全米選手権、地方競技会の開催。 エリート育成クラブ基準の策定を支援する。 支援策や全米プログラムの実施のためにクラブの評価やランキングを定める。	-

経営管理部門(Administrative Division)

委員会名	業務内容	委員数(人)
アスリート諮問委員会 (Athletes Advisory Committee)	USATFの施策、アスリートやアスリートの権利に関して計画されている施策について、理事会や委員会などに対し諮問をおこなう。 委員会におけるアスリート代表者の選挙と任命、および選挙の監督。 現役アスリートのUSATF、理事会、委員会などへの積極的な参加を促す。 年次総会での現役アスリートの参加者の会合の実施。 競技会でアスリートがパフォーマンスを最大限に発揮できるよう支援する。	32
障害者委員会 (Athletics for the Disabled Committee)	USOCの障害者スポーツ委員会や、他の障害者スポーツ団体との連携。 USATF管轄下で障害者陸上競技大会の開催を調整や、USATF公認イベントでの障害者の参加を促進する。 障害者アスリートのパフォーマンスを向上させるプログラムを開発する。 障害者アスリートと協力し、コーチや審判の教育などを促進する。	21
指導者諮問委員会 (Coaches Advisory Committee)	USATFの施策、コーチングに関する施策について、理事会や委員会などに対し諮問をおこなう。 委員会における指導者の代表者の選挙と任命、および選挙の監督。	48
多様性・リーダーシップ育成委員会 (Diversity and Leadership Development Committee)	USATFの施策、多様性や公平な代表者の配分、リーダーシップ育成に関する施策について、理事会や委員会などに対し諮問をおこなう。 会合やワークショップの実施。 適格者に対して、USATFのリーダーに必要な能力向上の支援をおこなう。	22
倫理委員会 (Ethics Committee)	USATFの行動規範を管理し、遵守させる方策を構築、維持する。	5
法制委員会 (Law & Legislation Committee)	定款や規程についての修正案を思案し、会員や理事会に対して修正案を提示する。 法制上の問題を検討する。	22
審判委員会 (Officials Committee)	審判員の認定、訓練、指導。 審判のトレーニングや認定など、委員会の活動に関して地方組織の審判委員会に対して諮問をおこなう。 地方組織に対して、試験や研修会のプログラム、その他の物資や知識を提供し支援する。	93
組織内業務委員会 (Organizational Services Committee)	登録制度を毎年において検証する。 USATFの全ての選挙の監督、地方組織の承認、地方組織の選挙の監督、年次総会の開催地選定、紛争への助言。	26
記録委員会 (Records Committee)	記録を認定および否認するために全ての競技結果を精査する。 IAAFの世界記録要件を満たす記録の届出、承認の要件を管理する。	19
ルール委員会 (Rules Committee)	正しいルールと競技会運営の標準的な手順を定め、適正なルールをまとめ最低2年毎に競技会のルールブックを印刷し周知する。	22
ボランティア評議会 (Volunteer Council)	USATFの施策について、理事会などに対し諮問をおこなう。	28

共同企画グループ(Joint Development Group)

委員会名	業務内容	委員数(人)
コーチング教育委員会 (Coaching Education Committee)	指導者育成のためのカリキュラムを規定・作成する。 認定プログラムの開発・監視、教材の開発、講習会・研修会の運営、指導者育成システムの評価。	39
男子育成委員会 (Men's Development Committee)	トレーニング場、競技場、器具、スキル、コーチング技術、競技能力の開発のために、プログラムを精査のうえ計画し、普及させる。	18
女子育成委員会 (Women's Development Committee)		18
スポーツ医科学委員会 (Sports Medicine & Science Committee)	Medical Services、Scientific Services、Psychological Services、Anti-Doping Educationの4つの専門部会を取りまとめる。	20～25

USATF 「2011 Governance Handbook」 などより作成

(2) 委員会についての規程および委員の選定方法

USATF では、各委員会の委員の選任について規程で定めている。組織内業務委員会 (Organizational Services Committee) が全ての委員会選挙を取り仕切り、同委員会が選出する投票権をもつ委員の投票により選任する。また、全ての委員は、USATF に登録する会員で構成されている。

各委員会は、USATF 年次総会に合わせて委員会の年次会議を開く。それ以外では、委員長招集や委員の求めに応じる形で委員会が開催される。

委員会の構成要件について、一部の委員会のケースを表Ⅲ-1-7 に示す。

表Ⅲ-1-7 委員の選定方法

所属	選出方法	委員数(人)
地方組織 (Association members)	57の各地方組織から指名された者	1
スポーツ組織 (Sports Organization members)	全国スポーツ組織から1人、もしくは、重要な大会等を開催する組織であれば3人	1～3
その他スポーツ組織 (Other Constituent members)	その他のスポーツ団体から選出された者	1
障害者スポーツ団体 (Athlete for the Disabled members)	障害者委員会から選出され、障害者陸上競技団体から指名された者	1
審判委員会 (Officials Committee members)	審判委員会 (Officials Committee) から指名された者	1
全州選出 (At-large members)	全ての議決権を持つメンバーのうち、委員会のメンバーから選出された5人	5
選出された事務員とその他のポジション (Elected officers and other positions)	事務員として仕えるために委員会で選出された個人。10人以下	10
現役アスリート (Active Athlete members)	委員会メンバーの20%にあたる人数が現役アスリートであること	1

USATF 「2011 Governance Handbook」 より作成

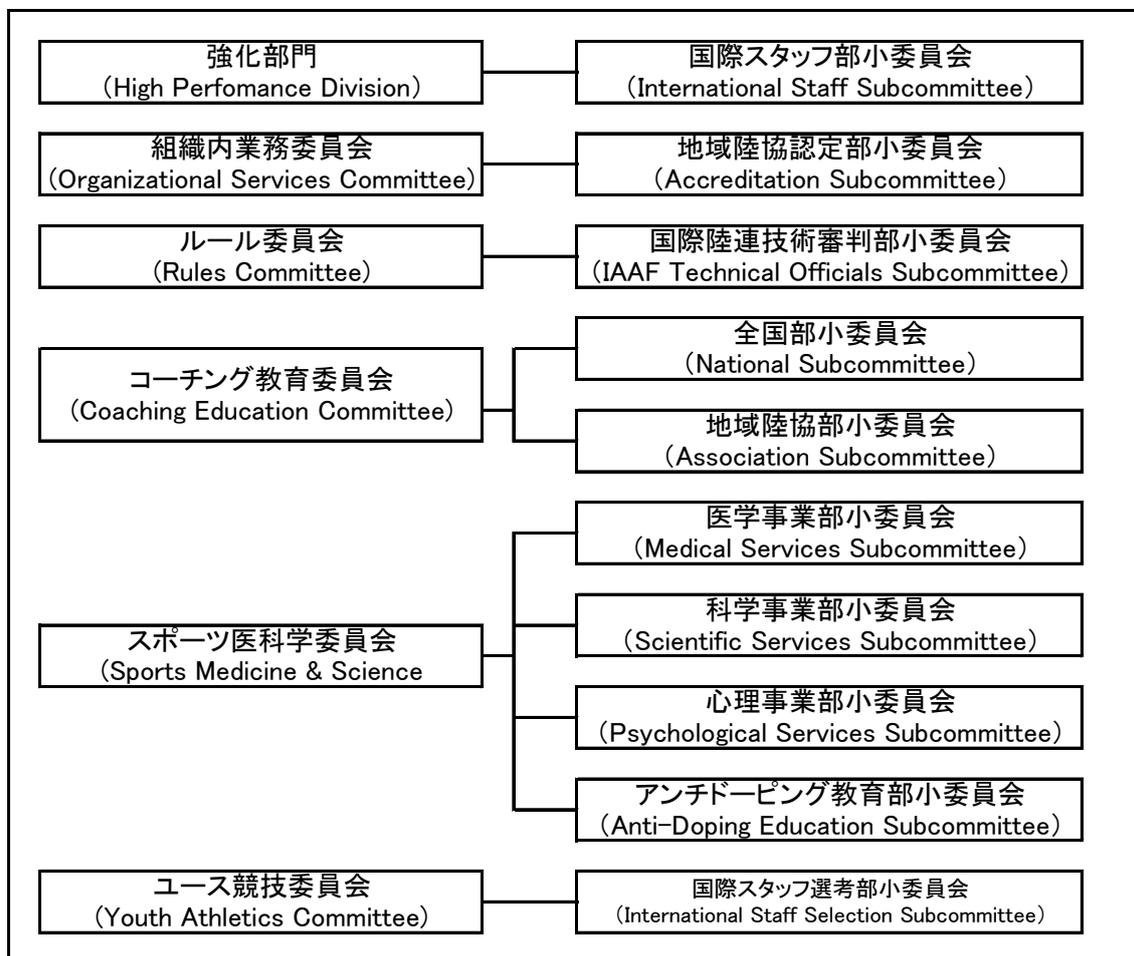
委員会の構成メンバーの中で特徴的なのは、すべての委員会において、その構成人数の少なくとも 20%は現役のアスリートでなければならないという点である。これらは USATF 規程で定められている。委員の任期は、夏季オリンピック開催年の年次総会より 4 年間である。

(3) 小委員会

USATF の小委員会の構成は以下の図Ⅲ-1-2 のとおりとなっている。一部、委員会を取りまとめる部門 (Division) が直轄する小委員会が存在するが、これは部門内の委員

会をまたぐ内容を扱うためである。

図Ⅲ-1-2 小委員会構成図



USATF 「2011 Governance Handbook」より作成

4. 他機関との連携

4.1 加盟統轄団体

USATF は、陸上競技を統轄する国際組織である国際陸上競技連盟 (IAAF) と北中米カリブ陸上競技連盟 (NACAC) に加盟している。また、国内の競技種目を統轄する米国オリンピック委員会 (USOC) やドーピング防止の指導等をする U.S. Anti-Doping Agency (USADA) のほか、U.S Paralympics にも加盟している。

4.2 下部組織と他の全国組織

USATF には、国内を 57 のブロックに分けた地域陸協 (Local Association) が加盟している。地域陸協は、必ずしも 1 州に 1 組織とは限らない。

USATF には、USATF 規則に定められた要件を満たす 23 の全国的な組織が加盟している。その要件は、「国際陸上競技大会の代表選考にふさわしいレベルの全国的な競技

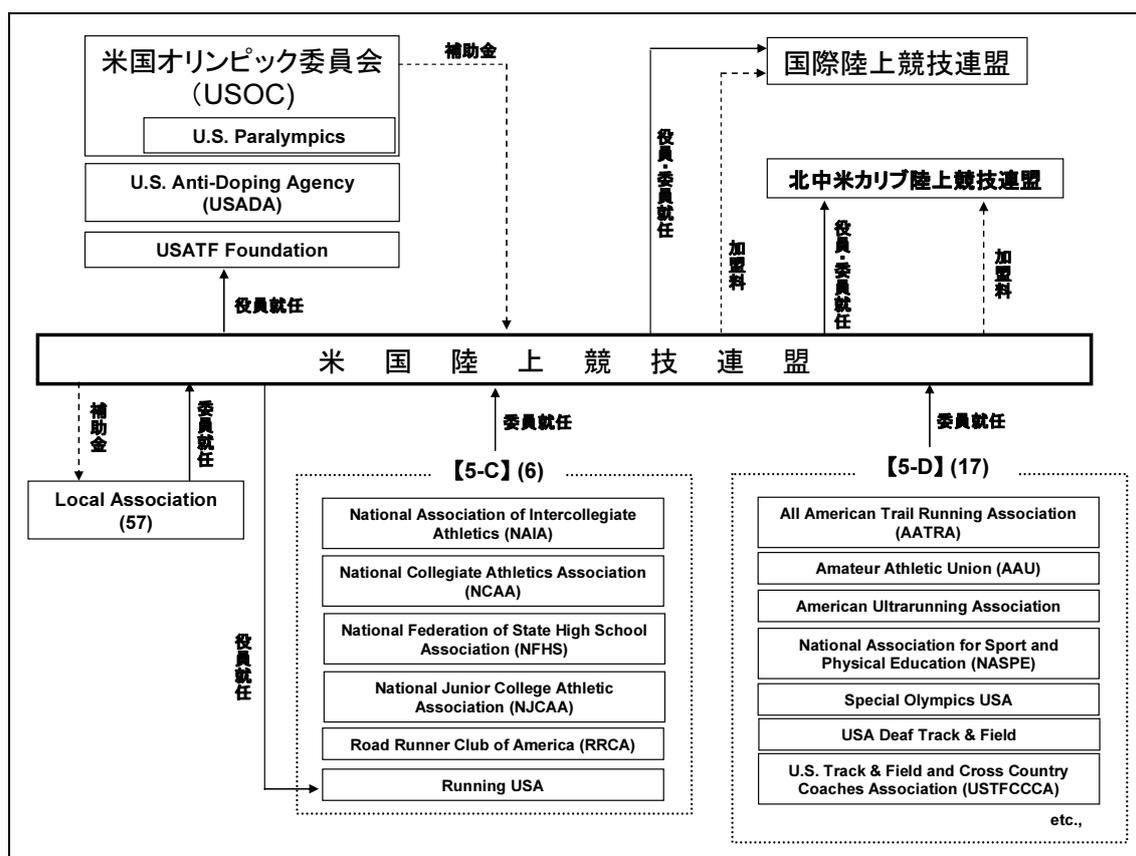
会や、定期的な全米選手権の実施と、それを開催するうえで十分な経営面と財政面の能力を備えたスポーツ団体」(規則第5条C項)、「全米陸上組織、全米指導者組織、障害者スポーツ組織、陸上関連組織」(同5条D項)と定められ、簡易的に5-C団体、5-D団体と呼ばれる。5-C団体には、NCAAやNFHSなど6団体、5-D団体には、アマチュア・アスレティック・ユニオン(Amateur Athletic Union)など17団体がある。

米国には、中央競技団体やアスリートに対して財政支援をする組織が種目ごとに存在する。陸上においても、USA Track & Field Foundation Inc. (USATF Foundation)がユース世代や財政的に厳しいアスリートへの支援をおこなっている。なお、USATFの会長はUSATF Foundationの役員も兼ねており、また双方の役員を兼務する者もいるなど、両団体には人的な交流がみられる。

4.3 USATF と各機関の関係

USATF と、その上部組織にあたる国際連盟と国内種目統轄団体、下部組織である地域陸協および USATF に加盟する全国的な組織(5-C/5-D)の関係について、人材と財政の観点で相関図を作成した(図Ⅲ-1-3)。

図Ⅲ-1-3 組織関係図



上図のほかに、IAAFからはIAAF主催イベントにおける選手遠征費などの支援がある。また、国内種目統轄団体(USOC)との人的交流はみられないものの、相互の情報交換はおこなわれている。地域陸協に対しては、主にマラソン大会の公認料の配賦がお

こなわれる。

5. 登録制度

5.1 登録者数

USATF に登録する会員は、2010 年末時点で約 10 万人と公表されている。USATF の規程により、各地域陸協（Local Association）は、管轄する地域の人口に応じて最低限の会員数を獲得することなどが推奨されており、活動状況を USATF へ毎年報告していることから、USATF では登録会員の正確な数字を把握しているはずであるが一般には公開されていない。参考までに 2005 年時点の資料では、個人登録者数 88,109 人、団体登録数 2,441、公認審判員 6,227 人となっている。

日本の高体連に類似した組織である National Federation of State High School Association (NFHS) の調査によると、高校世代の陸上競技実施者（2010 年度）は、室内と屋外を合わせて 118 万人を超える（表Ⅲ-1-8）。これは、調査対象の 42 種目の中でも最も実施者数の多いものである。ただし、室内と屋外には重複して実施するものがあると考えられる。

表Ⅲ-1-8 NFHS 登録者数

(人)

		2009年度	2010年度
NFHS (室内)	男子	67,731	70,289
	女子	60,129	60,397
	合計	127,860	130,686
NFHS (屋外)	男子	572,123	579,302
	女子	469,177	475,265
	合計	1,041,300	1,054,567

NFHS ウェブサイトより作成

5.2 登録制度の概要

USATF の登録制度は、運営規則（Operating Regulations）により定められている。会員登録をすることにより、会員証の発行や機関誌の購読など、さまざまな特典が得られる。なかでも、USATF 主催競技会で発生した事故に対する傷害保険への加入は、会員登録の利点といえよう。

USATF の会員登録方法は、個人登録（Individual membership）と団体登録（Club/Organization membership）に大別される。個人登録でオンラインを使用する場合は直接 USATF へ会員登録をおこない、オンラインを使用しない場合は所定の登録用紙を地域陸協へ提出し、これが USATF へ登録される。団体登録を希望するクラブは、所定の登録用紙をクラブが所在する地域陸協へ送付する。

登録カテゴリーは、個人登録において表Ⅲ-1-9 のようになっており、登録者は登録時に自身のカテゴリーを選択する。競技者でありながらコーチや審判としても活動している場合は、複数選択することとなっている。また、保護者（Parent）などのカテゴリー

一を設置し、競技をする者だけでなく、広く陸上競技を支援する者も登録するというユニークなものである。そのため、USATF の登録制度は、競技者のための制度に限らず、より広い意味での会員登録と理解できる。

表Ⅲ-1-9 登録カテゴリー

登録カテゴリー
競技者 (Athlete)
障害者競技者 (Disabled Athlete)
指導者 (Coach)
保護者 (Parent)
審判員 (Official)
クラブ関係者 (Administrator)
その他 (Other)

USATF ウェブサイトより

USATF の登録制度における個人登録料は、成人が US\$30、18 歳以下は US\$20 に設定されており、オンラインによる登録手続きを済ませた個人は USATF へ納入する。成人に限り、最長 4 年までの複数年分の納入が一括ででき、その場合は年数に応じて登録料が割り引かれる (表Ⅲ-1-10)。ただし、複数年分の登録料を納入した場合でも、個人 ID は毎年度切り替わるため、登録手続きは毎年必要になる。また、納入された登録料の一部は、USATF から個人が所属する地域陸協へ配賦される。

団体登録は、登録する地域陸協へ団体登録料を納入する。団体登録料のみ、各地域陸協の定める額となっており、一般的には US\$30 から US\$80 に設定されている。地域陸協に納められた団体登録料のうち、一定額を USATF へ支払っている。

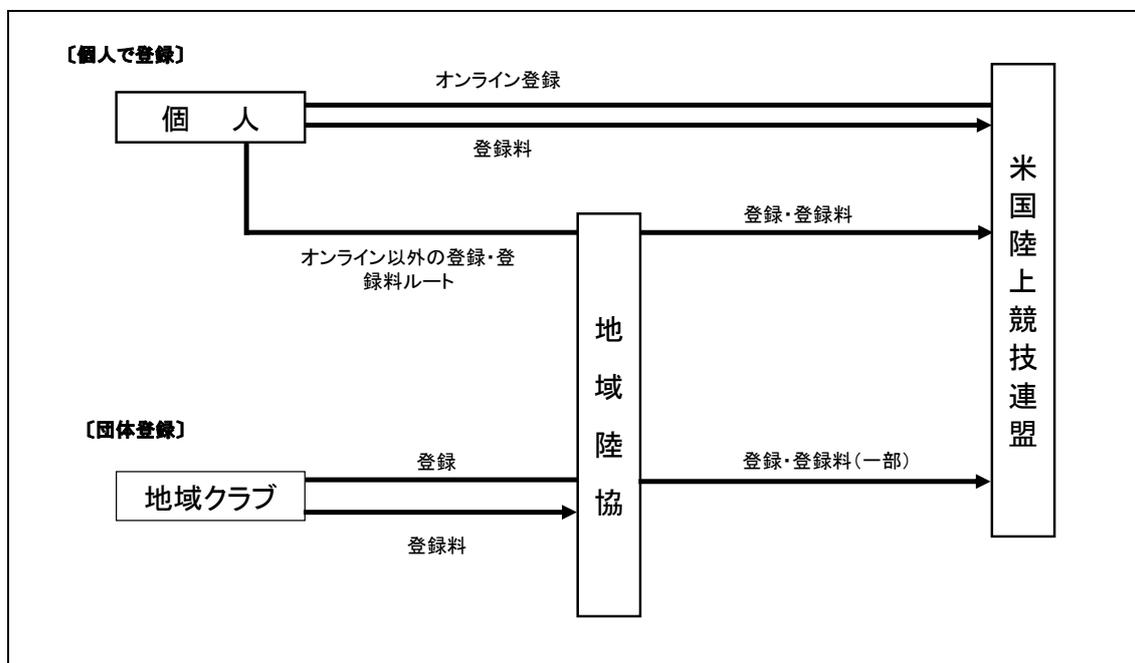
表Ⅲ-1-10 登録料一覧

区分	期間(年)	登録料(US\$)
成人	1	30.00
	2	55.00
	3	80.00
	4	100.00
18歳以下	1	20.00

USATF ウェブサイトより

USATF の会員登録の方法は、以下のように図示できる（図Ⅲ-1-4）。

図Ⅲ-1-4 登録制度の概要



○個人登録の場合

個人で登録する場合は、競技者として登録できるのは1つの地域陸協に限られる。競技者がUSATF主催の全米選手権などの競技会に参加する場合には、USATFの会員でなければならないが、個人で会員になっているケースもあれば、高校や大学がUSATFにクラブとして団体登録をしている場合もあり、必ずしも個人で登録する必要はない。

○団体登録の場合

USATF主催競技会等にクラブを代表するチームおよび個人で参加する場合は、団体としてクラブが所在する地域陸協へ登録する。

5.3 未登録愛好者の状況

全米スポーツ・グッズ協会（Sporting Goods Manufactures Association: SGMA）が2010年に実施した調査によると、過去1年間に1回以上おこなった推計人口は「陸上競技（Track & Field）」4,322,000人、「ランニング・ジョギング（Running/Jogging）」49,408,000人、「トレイルランニング（Trail Running）」5,136,000人となっている。なかでも、「ランニング・ジョギング」人口は、調査対象119種目中第4位と愛好者の多いことがわかる。また、本調査の対象年齢は6歳以上であり、推計人口にはNFHSの調査による実施者数を含む。

6. 指導者

6.1 公認指導者制度概要

(1)資格制度

USATF では、グラスルーツからエリート競技者まで、あらゆるレベルに対し指導者養成講座を実施している。指導者の適性を確認することを目的に、犯罪歴がないか等を調べる **Background Screen** が採用されている。これは資格取得時のみでなく、2年ごとの更新時にも審査を受けることが義務づけられている。これらの審査は、児童保護を目的に全米青少年スポーツ評議会（**National Council of Youth Sport**）から認可を受けた **National Center for Safety Initiatives** が主体となっておこなっている。

指導者育成制度と並行して、USATF は 2010 年より、コーチの事前登録制度を実施している。この制度が作られた一番の目的は、ドーピング違反や指導に問題がある指導者を排除しようというものである。登録をしなければ、USATF、USOC 関連の様々な支援制度を受ける資格がなくなることから、トップアスリートを指導するようなプロおよび大学のコーチの多くは、事前登録制度に登録することが必要となっている。

USATF が公認する指導者資格は、**Fundamental**、**Level 1~3** の 4 カテゴリーとなっている。資格の認定機関は、**Fundamental** は USATF と **National Federation of State High School Association (NFHS)** がおこなっており、その他は全て USATF がおこなっている。また、2011 年 11 月時点での有資格者数は、1,534 人である。

指導者資格の各カテゴリーの役割、対象は以下の表Ⅲ-1-11 に示すとおりである。

表Ⅲ-1-11 指導者資格カテゴリーの役割と対象

資格名	役割・対象
Fundamental	地域協会を活動のベースとする入門コース。 グラスルーツでの競技やコーチングに関する概論。
Level 1	ジュニア世代の指導を中心に、ルール、基礎力学、コーチングを中心とした基礎知識を習得。
Level 2	高校生から大学生を指導の対象とし、特定の種目におけるより詳細なトレーニング方法を習得。
Level 3	全米大会、国際大会に出場するアスリートを対象とし、特定の種目における非常に高度なトレーニング方法を習得。

USATF ウェブサイトなどより作成

全てのカテゴリーにおいて、資格取得は 18 歳以上であることが要件となっている。特徴的なものとして、USATF オフィシャルスポンサー Gill 社が指導者養成事業をスポンサーしており、Level1 資格取得者に対して奨学金制度を設けていることが挙げられる（**Gill Athletics Scholarships**）。指導者資格は 2 年ごとの更新であるが、USATF への登録は毎年更新する必要がある。

(2)指導者資格養成講習会および更新研修会

USATF の実施する各カテゴリーにおける指導者資格の取得方法および受講料は表Ⅲ-1-12 のとおりである。

表Ⅲ-1-12 指導者資格の取得方法と受講料

(US\$)		
資格名	取得方法	受講料
Fundamental	NFHSウェブサイトのオンライン教育(2~3時間)	75.00
Level 1	指導者講習会(2.5日)に出席後、オンラインテストに合格	150.00
Level 2	最低3年の陸上競技/クロスカントリーのコーチ経験 Level2講習会(5日間)に出席後、テストに合格	開催地により異なる
Level 3	学校もしくはクラブにおける最低10年のコーチ経験 Level2受講後3年以上のコーチ経験 全米大会レベルのアスリートを1人以上指導 学士取得者 複数日に渡って実施される特定の種目に特化したセミナーを開催	175.00

USATF ウェブサイトなどより作成

2010 年度における指導者資格の講習会および更新研修会に関する詳細のデータは不明であるが、Level2 の講習会は 1 回開催され、最大で 260 人が養成された。

7. 審判員

7.1 公認審判員制度概要

(1) 資格制度と審判資格者数

審判員の養成および資格認定は、公正かつ安全な競技会を確保するという USATF の目標の中核をなしている。公認審判員には、「Association」「National」「Master」「National Master Referee」の 4 種がある。公認審判資格の取得を希望する者は、各地方組織の審判委員長 (Association Certification Chair) に連絡ののち、規定のフォームで申請する。審判員資格を取得した後、USATF 会員登録制度の定めに従い、US\$30 を納める。

各資格の取得方法は表Ⅲ-1-13 のとおりである。

表Ⅲ-1-13 審判員資格の取得方法

資格名	取得方法
Association	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニングクリニックへの参加 ・陸上競技のルールに関するテストの受験(資料持込可) ・地域審判員長(Association Certification Chair)に証明書を提出
National	<ul style="list-style-type: none"> ・Association取得後2年間の審判経験と、参加したクリニックリストを提出 ・National level認定に地方陸協が定める要件を満たす
Master	<ul style="list-style-type: none"> ・現役のMaster level審判と、競技会ディレクターもしくはコーチから各1通(計2通)の推薦状 ・過去2年間の審判履歴と、参加したクリニックリストを提出 ・National level審判の経験が3年必要 ・下記の部門から専門分野を明示 スタート、トラック競技、跳躍、投てき、複合競技、長距離、競歩
National Master Referee	<ul style="list-style-type: none"> ・USATF、NCAA、高校の陸上競技ルールに関するテストの受験(特にUSATFと異なるルールの分野。資料持込可) ・能力向上をはかる分野で最低3年以上の審判経験 トラック競技、フィールド競技、複合競技、競歩、長距離(クロスカントリー含む) ・競技会ディレクターと地域審判委員長から各1通(計2通)の推薦状 ・過去3年間にNational level審判として従事した履歴書

USATF ウェブサイトより

(2)公認審判員養成講習会および更新研修会

審判員の養成は地域陸協が管理しており、Association より上位の資格では、養成講習会よりも経験が重視される傾向にある。オリンピック期間ごとに資格更新の手続きをおこなう。資格更新のための研修会はなく、4年間の活動記録をレビューし、非活動的(inactive)もしくは最小限の活動(minimally active)のみであった場合は、Master と National Master Referee における専門分野の1つ、もしくは資格を1段階下げられる。

8. 予算

8.1 予算規模および予算における収入構造

USATF の予算を収入で見ると、2011年度はUS\$19,579,233(1ドル80円換算で約1,560,000,000円)、2010年度はUS\$20,462,671(同、約1,630,000,000円)となっている(表Ⅲ-1-14)。

2011年度予算における収入構造は、「スポンサー収入(Sponsorship)」が57.9%、「登録料収入(Member-Based Programs)」14.3%、「USOCからの補助金(USOC Grants)」14.0%、「グッズ販売などその他収入(Merchandising and Other)」9.0%であった。

8.2 支出構造

USATF の支出構成(2011年度)は、「競技会および代表チーム(Elite Athlete Competition and Teams)」36.5%、「強化および競技者支援(Sport Performance Programs)」17.9%、「普及振興(Grassroots Programs)」3.5%、「会員サービス(Member-Based Program)」8.6%で、事業活動に関する支出が66.5%である。支出項

目から管理費とみられる支出は、「事業支援 (Program Support)」1.8%と「管理運営 (Governance and Administration)」31.6%であり、管理費全体で 33.4%である。

表Ⅲ-1-14 予算における収支構造

(US\$)				
【REVENUES】	2011年度		2010年度	
	金額	率	金額	率
Sponsorships	11,333,725	57.9%	12,139,500	59.3%
USOC Grants	2,740,000	14.0%	2,740,000	13.4%
Competitions & Athlete Programs	948,045	4.8%	812,310	4.0%
Member-Based Programs	2,799,916	14.3%	2,706,720	13.2%
Merchandising and Other	1,757,547	9.0%	2,064,141	10.1%
Total Revenue	19,579,233	100.0%	20,462,671	100.0%
【EXPENSES】	金額	率	金額	率
	金額	率	金額	率
National Championships	1,091,199		860,143	
International Teams	2,883,298		2,858,174	
Visa Championship Series	3,174,068		2,515,100	
Total Elite Athlete Competitions and Teams	7,148,565	36.5%	6,233,417	30.8%
High Performance/Development	1,707,070		2,901,000	
Athlete Support	807,000		911,500	
Other Elite Programs	997,598		840,897	
Total Sport Performance Programs	3,511,667	17.9%	4,653,397	23.0%
Youth Programs	406,195		344,100	
Long Distance Running Programs	131,439		127,265	
Masters Programs	142,914		106,667	
Total Grassroots Programs	680,548	3.5%	578,032	2.9%
Member Services	882,289		1,032,375	
Annual Meeting	293,515		291,965	
Sanctions	505,584		507,554	
Total Member-Based Programs	1,681,388	8.6%	1,831,894	9.1%
Communications and Sport Promotion	228,426		315,410	
Marketing and Sponsor Development	81,361		114,408	
Legal Affairs	47,307		79,000	
Total Program Support	357,094	1.8%	508,818	2.5%
Professional Staff and Administration	4,611,065		4,652,758	
Governance and International Relations	353,545		308,049	
Merchandising and Other	1,222,643		1,444,298	
Total Governance and Administration	6,187,253	31.6%	6,405,105	31.7%
Total Expenses	19,566,516	100.0%	20,210,663	100.0%
Net Income	12,718		1,085,341	
Non-cash expenses and Capital Costs, net			(75,276)	
Increase Reserves			(1,010,065)	
Budget Goal			(833,333)	

USATF ウェブサイトより作成

9. マーケティング事業

9.1 マーケティング事業の体制

USATF のマーケティング業務は、マーケティング広報部が担当している。専門的な知識と実務経験を有するスタッフが業務にあたるほか、USATF の地元インディアナポリスでスポーツに特化した民間のマーケティング会社である Max Siegel 社と 2011 年 10 月より単年契約を結んでいる。

9.2 スポンサーの業種

USATF のスポンサーには、「オフィシャルスポンサー」「オフィシャルサプライヤー」の 2 つのカテゴリーがある (表Ⅲ-1-15)。

表Ⅲ-1-15 スポンサー一覧

協賛カテゴリー	企業名	業種
オフィシャルスポンサー	NIKE	スポーツ用品・アパレル
	VISA	クレジットカード
	BMW	自動車
	GILL ATHLETICS	スポーツ用品・器具
オフィシャルサプライヤー	GILL ATHLETICS	スポーツ用品・器具
	Hasty Awards	スポーツグッズ
	Ludus Tours	旅行代理店
	St.Vincent Sports Performance	スポーツジム

※2012年1月1日現在

USATF ウェブサイトより作成

10. 強化

10.1 代表選手の所属組織

2011年テグ世界選手権、2009年ベルリン世界選手権、2008年北京オリンピックにおける代表選手の所属先を、「企業」「クラブ」「大学」「その他」に分類した(表Ⅲ-1-16)。日本の実業団のような仕組みのない米国では、企業に所属するのではなく、企業とのスポンサー契約のもとで活動することが主流である。それらの選手は「その他」に分類しており、「その他」のうちの9割以上を占める。

表Ⅲ-1-16 代表選手の所属先

大会名	(人)				
	企業	クラブ	大学	その他	合計
2011 世界選手権(テグ)	0	18	12	98	128
2009 世界選手権(ベルリン)	0	12	12	112	136
2008 オリンピック(北京)	0	0	0	120	120

USATF 資料より作成

10.2 競技者支援制度

USATFの競技者支援制度は、アスリート諮問委員会と強化部門により新たに策定された区分システム(Tier system)が導入され、選考基準の明確化と、支援内容の精査がすすめられてきた。支援を受けるための評価基準と、それぞれの区分で受給できるプログラムは表Ⅲ-1-17のとおりである。

表Ⅲ-1-17 強化競技者制度におけるランクの定義

区分	評価基準	プログラム
Tier 1	・直近のオリンピックでメダル獲得 ・前年度世界ランク10位以内 ・過去2年間で世界ランク5位以内 ・直近2回のメジャーな競技会(世界選手権もしくはオリンピック)でメダル獲得	エリートアスリート健康保険 エリートアスリート・メディカルサポートプログラム スポーツパフォーマンス・ワークショップ パフォーマンス資金プール 国際競技会補助金 D.I.S.Cプログラム チュラピスタ・ハイパフォーマンストレーニングセンター
Tier 2	・直近2回のメジャーな競技会(世界選手権もしくはオリンピック)で8位以内 ・前年度世界ランク20位以内	Tier 1の全てのプログラムが受けられるが、いくつかのプログラムでは補助金の額が低い。
Tier 3	大学卒業後1年もしくは2年で、自身のメイン種目において、オリンピック・世界選手権のA標準記録保持者	Tier 1のうち、以下を除く全てのプログラム エリートアスリート健康保険 D.I.S.Cプログラム パフォーマンス資金プール

USATF ウェブサイトより作成

また、アスリートが受けられるプログラムの概要は以下のとおりである(表Ⅲ-1-18)。

表Ⅲ-1-18 競技者支援制度

名称	内容
エリートアスリート健康保険 (Elite Athlete Health Insurance)	病気やスポーツに関係のない怪我や事故を保障する保険制度。
エリートアスリート・メディカルサポートプログラム (USATF/St. Vincent Sports Performance Elite Athlete Medical Support Programs)	USATFオフィシャルサプライヤーのSt. Vincent Sports Performanceの協力により、負傷した選手に対して、リカバリープランの策定に協力するだけでなく、一次医療を提供、もしくはセカンドオピニオン提供をする。St.Vincent Sports Performanceの医者、トレーナー、セラピストらの医療サービスを受けられるだけでなく、手術等の様々なサービスを受けることが出来る。
スポーツパフォーマンス・ワークショップ(Sport Performance Workshop)	バイオメカニクスや栄養学、スポーツ心理学を中心としたワークショップ。
パフォーマンス資金プール (Performance Pool Funding)	大学や高校を卒業後も、陸上競技を続けられるように生活費を支援する。支援には3項目あり、「アスリート給付金(Athlete Stipend)」、「医療補助(Medical Reimbursement)」、「指導者給付金(Coaching Stipend)」があり、給付額は区分システム(Tier system)により異なる。 「アスリート給付金」US\$4,500(Tier 1)、US\$2,000(Tier 2) 「医療補助」US\$1,500(Tier 1)、US\$750(Tier 2)、US\$500(Tier 3) 「指導者給付金」US\$2,000(Tier 1)、US\$1,000(Tier 2)
国際競技会補助金 (International Competitive Opportunities Grant)	夏季の国際競技会シーズンにおいて、旅費、滞在費、トレーニングにかかる費用を支援する。区分システム(Tier system)により、US\$1,500~2,500が支給される。
D.I.S.Cプログラム(D.I.S.C. Program)	米国オリンピック代表チーム(U.S. Olympic Team)のオフィシャルメディカルサービスプロバイダーであるD.I.S.Cにより、整形外科手術やリハビリなどのサービスが受けられる。
チュラピスタ・ハイパフォーマンストレーニングセンター(Chula Vista High Performance Training Center)	カリフォルニア州チュラピスタにあるハイパフォーマンストレーニングセンターにおける滞在プログラム(年間もしくは90日以内の短期)や、合宿を含む施設利用などを提供する。主には跳躍と投てき種目を中心に据え、AもしくはB標準記録保持者を対象にしている。短期滞在や施設利用を無償で受けるには、全米ランク上位アスリートでなければならない。

USATF ウェブサイトより作成

上記のほかにも、全米選手権への旅費の補助(Travel Funding)や賞金(Prize Money)、大学卒業後4~5年までのアスリートを対象に、年間US\$1,000~5,000を支給する大学卒業後奨学金(Post Collegiate Scholarship Fund)などがある。また、USATF以外

にも、USOCによるアスリート・キャリアプログラム（USOC Athlete Program）や、USATF Foundationによる支援（USATF Foundation Program）など、制度の整備が充実している。なお、米国では実業団の仕組みがないことなどから、長距離選手が競技を継続できる環境が少なく、その財政支援をUSATFがおこなっている。2009年度には、US\$275,000の予算が組まれた。

10.3 その他の強化事業

USATF強化部門では、強化事業の一環として、エリートアスリートやその予備軍およびコーチと種目別の専門家を集め、より高い技術の向上等について情報共有する「ハイパフォーマンス・サミット（HP Summit）」や、国内大会会場において、バイオメカニクスや栄養学、スポーツ心理学などの科学者による助言の機会を提供する「スポーツ医科学プログラム（Sport Science and Medicine Program）」などを実施している。これらは、世界ランクの上位者や標準記録保持者を対象としている。

10.4 強化拠点

USATFは、「チュラビスタ・オリンピックトレーニングセンター（Chula Vista Olympic Training Center: CVOTC）」と、「コロラドスプリングス・オリンピックトレーニングセンター（Colorado Springs Olympic Training Center: CSOTC）」の2カ所のOTCを強化拠点としている。CVOTCにはUSATFがフルタイムで雇用した指導者6人がいる。

CVOTCは、1995年に米国で初めて開設されたオリンピックトレーニングセンターであり、155エーカー（約63万㎡）の広さをもつ。そのうち、150エーカー（約60万㎡）は民間企業から寄附された敷地で、残りの5エーカー（約3万㎡）はサンディエゴ市から借り受けている。USOCが施設の管理運営をし、USOC加盟の23中央競技団体が利用している。CVOTCが保有する施設は表Ⅲ-1-19のとおりである。CSOTCには陸上競技用の施設はなく、高地を利用した長距離や持久力系種目のための拠点となっている。

表Ⅲ-1-19 CVOTC 拠点施設の概要

施設種別	内容
陸上トレーニング場 (Emily Hunte Black Athlete Complex)	400mトラック(8レーン) ポリウレタン・ランニングトラック(12レーン) フィールド内100m走路 投てき場(約2万5,000㎡) サポートセンター、観測室
体力・調整棟 (Strength & Conditioning Pavilion)	ウェイトトレーニング室 隣接するテニスコートでの筋力トレーニング
アスリート交流センター (AT&T Athlete Connection Center)	ラウンジエリア
アスリートヴィレッジ (Athlete Village)	スポーツ医科学センター 宿泊施設(Athlete Housing): 138部屋(うち34部屋がツイン) 食堂

※チュラピスタ・オリンピックトレーニングセンター (CVOTC) において、陸上競技が利用できる施設を抜粋。

USOC 資料より作成

CVOTC および CSOTC では、USOC の協力のもと、アスリートがトレーニングセンター内もしくはその周辺に居住し、トレーニング環境を整えるプログラムを実施している(表Ⅲ-1-20)。この事業は滞在プログラム (Residence program) と呼ばれ、USATF に限らず米国の中央競技団体において広く利用されている。USATF では、その年の室内競技シーズンと屋外競技シーズンに、区分システム (p.68 表Ⅲ-1-17) の基準に達した者を対象としており、USATF からの推薦や空室状況をみて割り当てている。なお、USATF における本プログラムの適用期間は、毎年10月1日から翌年9月30日である。

表Ⅲ-1-20 オリンピックトレーニングセンター (OTC) におけるプログラム

プログラム	概要
滞在プログラム (Residence Program)	アスリートとコーチがOTC内および周辺に居住し、年間を通じて無料でOTC施設を利用できる。チュラピスタには、USATFが雇用した指導者が常駐している。アスリートは、年2回(室内シーズンと屋外シーズンの終了時)評価を受け、メダル獲得の可能性のある者は、USATFより継続してプログラムを受けられるよう推薦される。
短期プログラム (Short Term Program)	アスリートとコーチがOTC内に宿泊し、年間90日を限度に無料でOTC施設を利用できる。無料利用の資格の成績がない者でも、1日US\$45で利用することもできる。OTC利用に加え、スポーツ医科学テストプログラム (Sport Science & Medicine Testing Program) の対象となる。
施設利用プログラム (Facility Use Program)	OTC周辺に居住し、OTCをトレーニングベースにしたいアスリートが無料で利用できる。無料利用の資格の成績がない者でも、1日US\$8で利用することもできる。
スポーツ医科学テストプログラム (Sport Science & Medicine Testing Program)	OTC施設に加え、さまざまな医科学テストおよび分析を望むアスリートが無料で利用できる。無料利用の資格の成績がない者でも、1日US\$45で利用することもできる。

USATF ウェブサイトより作成

そのほかにも、OTC を管理運営する USOC が提供する事業として、スポーツ医療部

(Sports Medicine Division) による健康管理サポートや、コーチング・スポーツ科学部 (Coaching & Sport Science Division) による指導者等への情報提供がある。

OTC の管理運営者である USOC は、各中央競技団体に利用者の推薦を求めている。そのため、USATF は、上記の滞在プログラムなどの利用に際し、アスリートの選定や手続きなどを取りまとめ、USOC へ申請する。USATF の使用実績に関する詳細は明かにされていないが、USOC の資料によると、2011 年に CVOTC の利用者は全競技合計で 115,000 人を超える。

11. 育成

11.1 育成事業概要

USATF では、タレント発掘を目的とするのではなく、才能ある子どもたちが陸上競技をしやすい環境を整えることを優先している。環境整備のなかでも、特に USATF が重点を置くのは指導者の育成であり、優秀な指導者を育成することが地域で有望なアスリートの発掘を支え、また国内の陸上競技の裾野拡大にもつながると考えている。

USATF が開催する競技会の年齢区分は表Ⅲ-1-21 のとおりであり、「8 歳以下」から 2 歳単位で 6 段階に区切っている。

表Ⅲ-1-21 年代区分

区分	年齢
Sub-bantam	8歳以下
Bantam	9-10歳
Midget	11-12歳
Youth	13-14歳
Intermediate	15-16歳
Young	17-18歳

USATF ウェブサイトより

発育期の青少年を対象としたプログラムは以下の 3 事業である (表Ⅲ-1-22)。なかでもジュニアオリンピックは、地方予選を含めると年間 7 万人の子どもが参加しており、育成事業の中核をなしている。なお、これらの育成事業は普及育成部が担当し、2011 年度の予算は US\$406,195 であった。

表Ⅲ-1-22 育成事業

事業名	概要
ジュニアオリンピック (Junior Olympics)	USATF ジュニアオリンピックは、1960年代半ばから開催されているアスリート育成プログラム。地域組織で実施される予選を通じ、陸上競技とクロスカントリーの全米選手権に進出する機会になる。参加の際、クラブ所属の有無は問わない。
ウィン・ウィズ・インテグリティ (Win With Integrity)	2004年に開始されたプログラムで、アスリートが学校やコミュニティセンターに出向き、青少年と接する機会を設ける。薬物とは無縁の健全な生活をし、積極的に運動することの利点について、青少年や保護者、教師、指導者等に教育する。
マーク・スプリングー渡航費補助金 (Mark Springer Youth Travel Grant Program)	全米ジュニア選手権およびジュニアオリンピックへ参加するクラブの渡航費を補助。2000年に開始され、これまでに360クラブに対し、合計でUS\$380,000が支給された。

USATF ウェブサイトより作成

12. 近年の成果

近年の主要な国際大会から、USATF の強化・育成事業の成果をみることができる（表Ⅲ-1-23）。

表Ⅲ-1-23 主要国際大会の競技結果

大会名	開催年	開催都市(国)	競技成績
オリンピック	2008	北京 (中国)	金7、銀9、銅7
世界選手権	2011	テグ (韓国)	金12、銀8、銅5
	2009	ベルリン (ドイツ)	金10、銀6、銅6
世界ジュニア陸上(U20)	2010	モンクトン (カナダ)	金6、銀6、銅3
	2008	ビドゴシチ (ポーランド)	金11、銀4、銅2

USATF ウェブサイトより作成

13. 普及

育成の項で取り上げたジュニアオリンピック (Junior Olympics) とウィン・ウィズ・インテグリティ (Win With Integrity) は、普及の側面を併せもっている。つまり、ジュニアオリンピックは競技会の開催により、参加者が増えることで普及振興の拡大が期待でき、ウィン・ウィズ・インテグリティでは、イベントを通じて日常の運動の重要性や薬物使用の怖さを陸上競技全般のプロモーショナルな意味合いを含めて訴求している。一方で、その成果に関しては、前者であれば大会から育ったエリートアスリートが何人誕生したかで計ることができるが、後者は PR 効果を測定することは難しい。

普及事業の細部に関しては、各地域陸協に委ねられている部分が多い。たとえば各地域組織は毎年、USATF に対して年次報告書を提出することが義務づけられている。その中には会員数や審判員数などを報告することが決められており、USATF は、地域の人口との割合などを考慮しながら、各地域陸協に対して各項目の達成目標を設定している。USATF としては、各地域陸協に必要な情報、リソースを提供することが、各地域組織が会員獲得や指導者の普及活動等の活性化につながるものと考えている。

その他、陸上競技の普及を測る一つの指標としては、大学における陸上部の数、競技人口があげられる。現在アメリカの中学、高校において陸上競技は一番の参加人数を誇るスポーツとして知られている一方で、この恵まれた選手層を将来の米国代表選手にまでどのようにつなげていくのかということとは大きな課題となっている。陸上で才能のあるアスリートは、アメフト、野球、バスケットボールなど、他の競技でも一流であるケースが多いため、大学に入る段階で、能力の高い陸上選手たちが将来プロとして活動しやすい他の競技を選択するケースも少なくない。実際に、大学のアスレチックデパートメント (体育部門) は、収入を得やすいアメフトやバスケットボールなどの選手により

多くの奨学金を出している事実がある。

また、男子の大学陸上部にとっては、タイトルナイン (Title IX, 1972) という法律もひとつの弊害になっている。これは、学校スポーツの男女平等を保証する法律であり、多数のアメフト男子部員を抱える多くの大学にとっては、この法律を守るために、アメフト以外のスポーツで、男子の部員数を減らして、女子の部員数と平等にする必要がある。その影響を受け、陸上などのメジャースポーツになりきれないスポーツが廃部となっていくケースも現実としてある。NCAA などと連携を取りながら、才能のあるユース世代の人材が、大学に進学しても陸上競技を続けたいと思える競技環境をつくることが、USATF としての大きな役割だと考えられている。

Ⅲ-2 米国バレーボール協会 (USAV)

1. 概要

1.1 基本事項

正式名称	USA Volleyball (USAV)
設立	1928年
法人形態	501(c) 3 非営利団体 (p.74 参照)
代表者	Douglas P. Beal (CEO)

1.2 事業内容

USAV の事業内容は、(1) 米国代表バレーボールチームプログラム、(2) 米国代表ビーチバレーボールプログラム、(3) 米国代表シッティングチームプログラム、(4) ハイパフォーマンスプログラム、(5) イベントプログラム、(6) 指導者育成プログラム、(7) 会員プログラム、(8) マーケティング、(9) テクノロジー・コミュニケーション (メディアリレーションおよびパブリケーション業務を含む) の9種類に分類される。

また、USAV が 2010 年に主催したバレーボール大会は 5 大会、ビーチバレーボール大会は 23 大会、国際大会が 3 大会であった。

1.3 種目体系

バレーボールの種別としては、6 人制競技 (インドア)、ビーチバレー、シッティングバレーがある (表Ⅲ-2-1)。米国では、全てのバレーボール種目を USAV が統轄しており、ビーチバレーやシッティングバレーを統轄するための中央競技団体は存在しない。

表Ⅲ-2-1 種目体系

種別	1チーム人数	セット数
バレーボール6人制競技	6	5セット
ビーチバレー	2	3セット
シッティングバレー	6	5セット

USAV ウェブサイトより作成

2. 役職員

2.1 役員

米国の中央競技団体は、団体が所在する州の会社法に則り法人登記をおこなった後、内国歳入法 (Internal Revenue Code) 第 501 条 (c) 3 項の条件を満たすことにより、連邦の法人所得税が免税となる非営利団体と認定される。日本のように、非営利団体の設立に関する統一的な法律はなく、各州様々な非営利法人法制があるが、州によっては営利・非営利に区別せずに会社法として規定しているところもある。会社法における役員会 (Board of Directors) は、業務執行のための意思決定機関であり、その性格は中央競技団体においても同じである。

(1)役員数および雇用形態

USAV の役員は、男性 11 人、女性 4 人の 15 人で構成されている。全ての役員が非常勤役員で、常勤の役員はいない。

表Ⅲ-2-2 役員雇用形態と人数

	(人)		
	合計	男性	女性
常勤役員	0	0	0
非常勤役員	15	11	4

※定款上の役員定数は 16 人。

(2)役員競技歴

役員 15 人のうち、10 人は地域のバレーボールクラブなどに所属し、大会等に参加した競技経験がある。

(3)役員選定と構成

常任委員会である指名・統治制度委員会 (Nominating & Governance Committee) が、定款に基づき 16 人の理事を選出する。理事の構成は、性別、人種、宗教などに関わらず、少なくとも 20%は国際的なアスリート、20%は USAV と職務関係のない第三者の必要がある。理事の任期は、就任の年の 7 月 1 日から 4 年間で、連続して 2 期 (8 年) 務めることが可能である。定例理事会は、年度初め、USAV ミーティング時 (5 月)、年度中間 (10 月) の 3 回開催されているが、必要に応じて、召集もしくは電話ミーティングを実施する。

役員構成は、USAV 定款により、以下の表Ⅲ-2-3 のように定められている。

表Ⅲ-2-3 役員構成

属性	役員数
インドア男女各1人、ビーチ男女各1人のアスリート	4
過去2年間のうち、USAVと職務関係などのない第三者的人物	3
地域バレーボール協会から選出された者	2
ハイパフォーマンス団体(NCAA等)から選出された者	1
ジュニア議会から選出された者	1
ビーチ議会から選出された者	1
ビーチ議会もしくは他のビーチバレーボール団体から選出された者	1
指導者関連団体から選出された者	1
審判議会から選出された者	1
USAVで12年以上の幹部経験がある者	1

USAV 「定款」 より作成

(4) 役員の現職

USAV 役員の現（もしくは元）職は以下の表Ⅲ-2-4 に示すとおりである。

表Ⅲ-2-4 役員の現(元)職一覧

役職	氏名	公職・スポーツ団体役員等
Chairman	Adam Rymer	Lava Bear Films COO兼CFO
Junior Indoor Director	Andy Reitingner	地域協会役員 (North Texas Region) Dallas Summitt Volleyball Club 事務局長
Indoor High Performance Director	Dr. Edward Leland	Pacific College 副学長
RVA Director	Jonathan Lee	地域協会役員 (Evergreen Region)
Elite Beach Development Director	★Joy McKenzie-Fuerbringer	Mizuno Long Beach Volleyball Club クラブディレクター
Coach Director	★Kathy DeBoer	American Volleyball Coaches Association 役員
RVA Director	Ken Gain	地域協会役員 (Southern Region)
	Kenneth Shropshir	University of Pennsylvania Wharton School 教授 Wharton Sports Business Initiative 役員
Beach Athlete Director	★Kerri Walsh-Jennings	現役アスリート (ビーチ)
National Beach Tour Director		
At-Large Director	Kevin Twohig	地域協会事務局長 (Spokane Public Facilities Region)
Indoor Athlete Director	Reid Priddy	現役アスリート (インドア)
Indoor Athlete Director	★Sarah Sulentor	MedAssets, Inc 地域顧客マネジャー
Beach Athlete Director	Sean Scott	現役アスリート (ビーチ)
	Sue Mailhot	地域協会役員 (Great Plains Region)
	William Barnham	Brentwood Associates Private Equity ジェネラル・パートナー

※★は女性

USAV ウェブサイトより

2.2 職員

(1) 職員数および雇用形態

職員は、正規雇用者 54 人、契約・嘱託職員 5 人、アルバイト・インターン・ボランティア各 1 人の計 62 人で構成されている (表Ⅲ-2-5)。

表Ⅲ-2-5 職員の雇用形態と人数

(人)

雇用形態	合計	男性	女性
正規雇用者	54	26	28
契約/嘱託職員	5	4	1
出向	0	0	0
派遣職員	0	0	0
アルバイト	1	1	0
インターン	1	1	0
ボランティア	1	0	1
職員数	62	32	30

(2)職員の競技歴

アルバイト・インターン・ボランティアを除く職員 59 人のうち、38 人は地域のバレーボールクラブなどに所属し、大会等に参加した競技経験がある。残る 21 人は競技経験がない。

(3)採用状況と入職経路

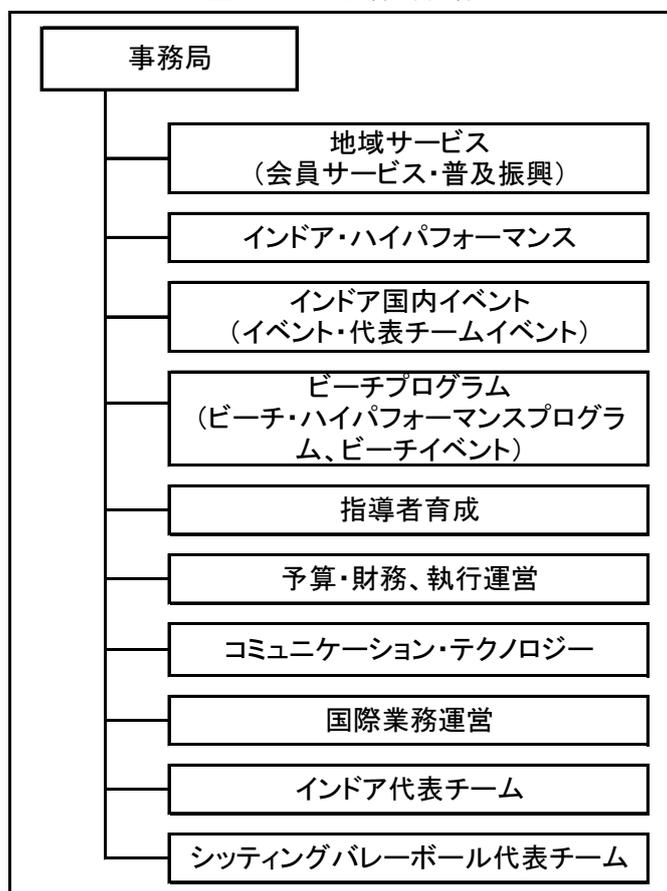
過去 5 年間の職員採用数は 34 人であり、一般公募、インターンからの就職や委員会からの推薦といった経路で入職している。

3. 組織

3.1 事務局組織

USAV の事務局組織は、10 部署により構成されている（図Ⅲ-2-1）。

図Ⅲ-2-1 事務局組織



3.2 委員会

(1)委員会数

USAV には、役員で構成する「役員会委員会」(Committees of the Board)、4 議会からなる「経営評議会」および 11 の委員会が存在する (表Ⅲ-2-6)。委員の数は、USAV 規則から算出している。空欄の委員会については特に人数に関する定めがないことを意味する。

表Ⅲ-2-6 各委員会の業務内容と人数

役員会委員会 (Committees of the Board) (人)

委員会名	業務内容	委員数
指名・統治制度委員会 (Nominating & Governance Committee)	理事の適正について、調査・選定の先導、および理事候補者の投票結果を報告する。	7
倫理・資格委員会 (Ethics & Eligibility Committee)	USOC承認倫理要綱の策定、管理、監視および、全ての主張、苦情、処罰、不服申立てを裁く。	5
監査・財務・予算委員会 (Audit, Finance & Budget Committee)	年間予算の策定、準備、提示における経営幹部への支援をおこなう。	5

経営評議会 (USAV Administrative Council) (人)

委員会名	業務内容	委員数
地域議会 (RVA Assembly)	地域協会の保険やコンプライアンスなどの問題の対処をおこなう。	各地域協会から1人、計40人
ジュニア議会 (Junior Assembly)	ジュニア登録者に関する問題の精査・対処をおこなう。	-
審判議会 (Officials' Assembly)	審判に関する問題の精査・対処をおこなう。	-
ビーチ議会 (Beach Assembly)	ビーチ登録者に関する問題の精査・対処をおこなう。	-

委員会(Commissions reporting to CEO)

(人)

委員会名	業務内容	委員数
多様性委員会 (Diversity Commission)	多様性に関する戦略的計画を策定・維持し、定期的にその計画への協会の遵守を精査する。	委員長および7-8人
ルール試行委員会 (Rule Testing Commission)	FIVBルールを精査し、国内向けの公表書式を提案する。	-
強化育成委員会 (High Performance Commission)	国際レベルのアスリートを選定し育成するためにおこなわれる活動の監視と評価をおこなう。	-
選手権大会委員会 (Championship Events Commission)	全米選手権と全米選手権予選大会の品質向上のために、プログラムを評価する。	-
スポーツ医学・パフォーマンス委員会 (Sports Medicine & Performance Commission)	USAV内におけるスポーツ医学およびパフォーマンスに関する調査研究の調整グループとして機能する。	委員長および5-6人
表彰委員会 (Recognition Committee)	理事会表彰の決定、および年度表彰式“Dorothy C. Boyce Annual Awards Banquet”の運営をおこなう。	委員長および各グループの代表者
指導者委員会 (Coaches' Commission)	全レベルのコーチを選定・育成するためにおこなわれる活動を監視し、評価する。	委員長および3-5人
障害者委員会 (Disabled Commission)	国際競技力を持つ障害者アスリートの発掘と育成、および障害者アスリートの参加機会の提供を監視し評価する。	-
組織機能委員会 (Structure and Function Commission)	正確性・適用性およびアマチュアスポーツ法への遵守を確保するため組織の条項、定款、運営規約、施策等を監視する。	委員長および3-5人
マーケティング委員会 (Marketing Commission)	市場進出のためにバレーボール、スポーツ文化の市場を監視する。国内および国際的な戦略的計画を立案する。	-
会員関係委員会 (Member Relation Commission)	全ての会員組織との関係の調整、改善、維持をおこなう。USAV総会の議案等を調整する。	-

USAV 資料より作成

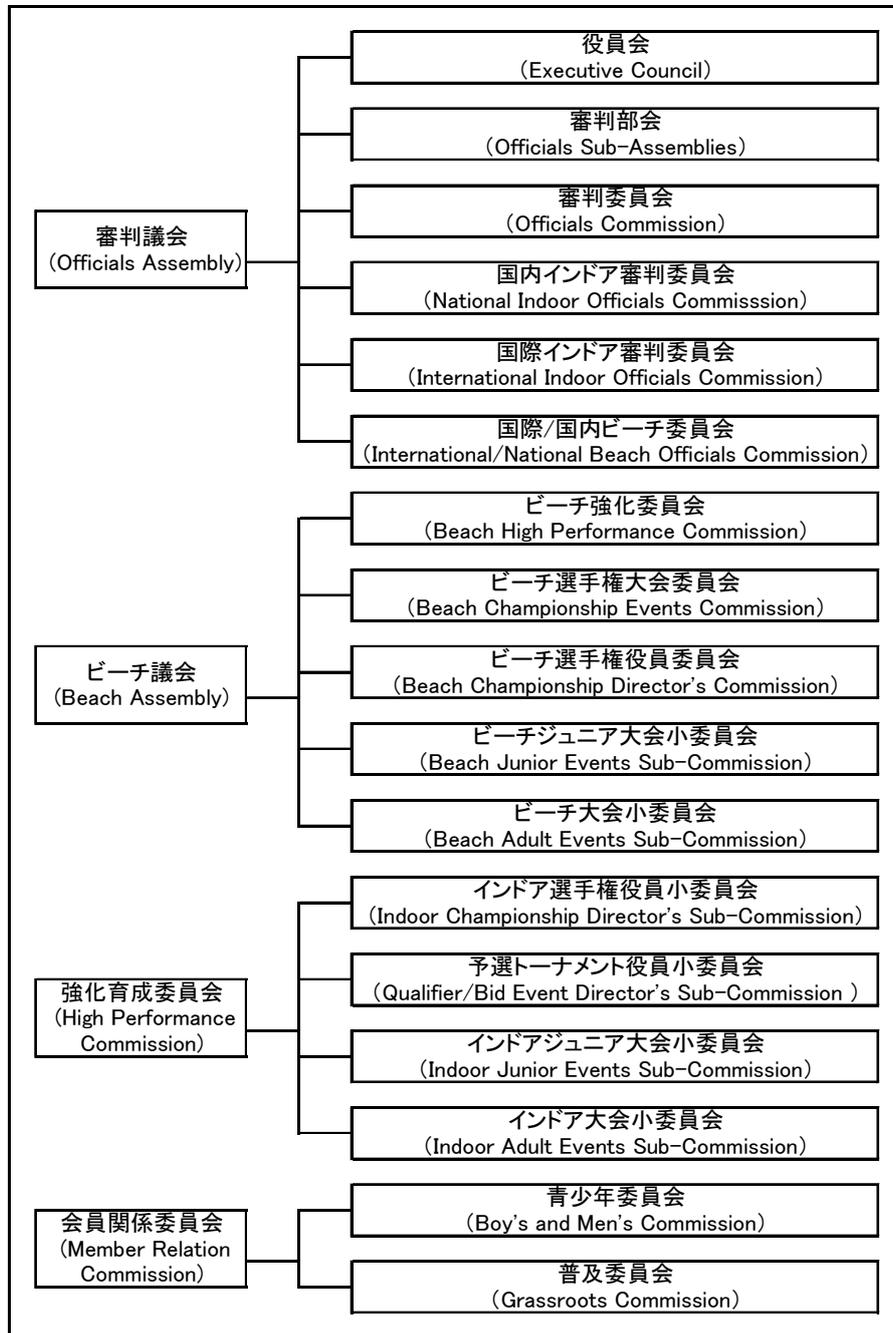
(2)委員会についての規程および委員の選定方法

各委員会における委員は、投票もしくは指名・統治制度委員会の推薦をもって指名される。委員の構成および資格は委員会によって異なる。委員会は、年度初め、USAV ミーティング（5月）、年度途中（10月）の計3回を定例開催しており、必要に応じて召集もしくは電話会議をおこなう。

(3)委員会と専門部会の構成

理事会は、CEO の推薦により、各委員会に専門部会もしくは執行委員会を設置できることを、USAV 規則で定めている。「審判議会」「ビーチ議会」「強化育成委員会」「会員関係委員会」には、下記の専門部会および執行委員会が設置されている（図III-2-2）。

図Ⅲ-2-2 委員会・専門部会構成図



USAV 資料より作成

4. 他機関との連携

4.1 加盟統轄団体

USAV は、バレーボールを統轄する国際組織である国際バレーボール連盟（FIVB）と北中米カリブバレーボール連盟（NORCECA）に加盟している。また、国内の競技

種目を統轄する米国オリンピック委員会（USOC）やドーピング防止の指導等をする U.S. Anti-Doping Agency（USADA）のほか、U.S Paralympics にも加盟している。

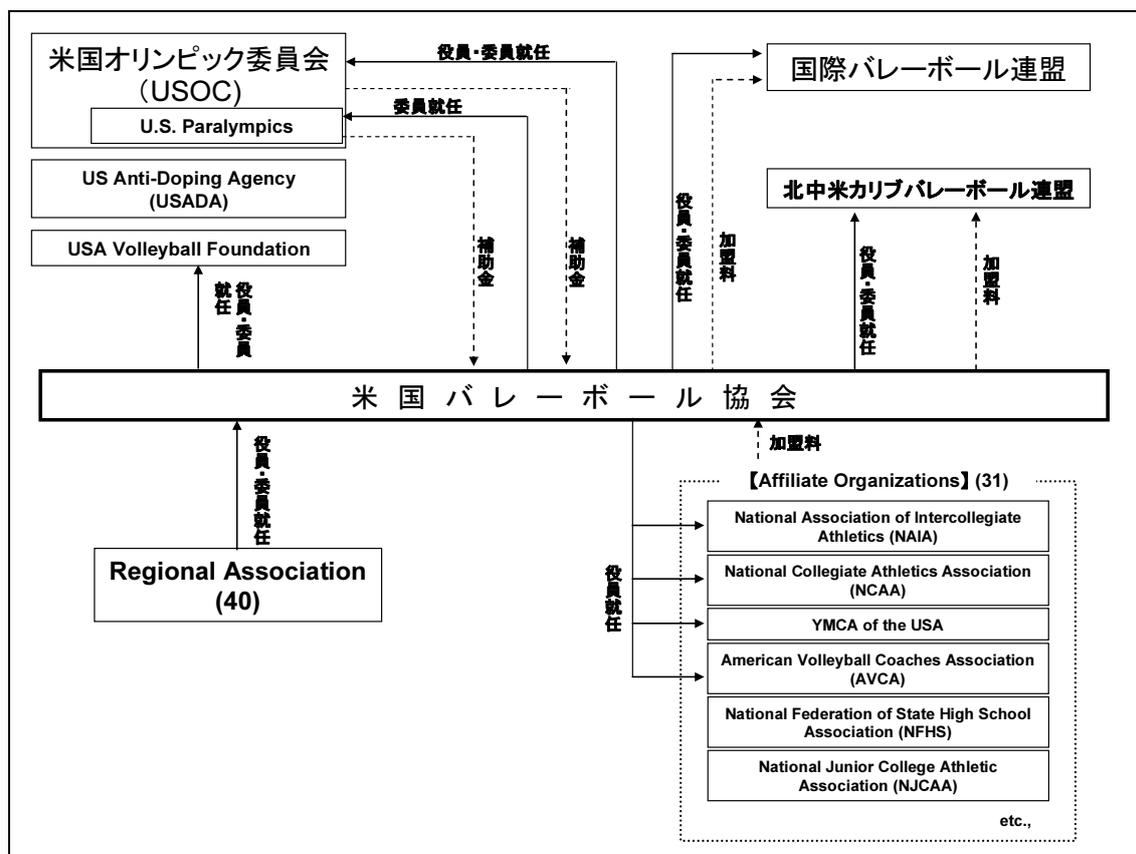
4.2 下部組織と他の全国組織

USAV には、国内を 40 のブロックに分けた地域協会（Regional Association）が加盟している。地域協会は、必ずしも 1 州に 1 協会とは限らない。USAV は、NCAA や YMCA 等の関連団体（Affiliated Organization）と組織提携を結んでおり、2010 年現在で 31 の組織が USAV に加盟している。米国には、中央競技団体やアスリートに対して財政支援をする組織が種目ごとに存在する。バレーボールにおいても、USA Volleyball Foundation（USAV Foundation）が USAV への貸付や、アスリートへの財政的な支援をおこなっている。

4.3 USAV と各機関の関係

中央競技団体と、その上部組織にあたる国際連盟と国内種目統轄団体、下部組織である地域協会および中央競技団体に加盟する全国的な組織（Affiliated Organization）の関係について、人材と財政の観点から相関図を作成した（図 III-2-3）。

図 III-2-3 組織関係図



5. 登録制度

5.1 登録者数

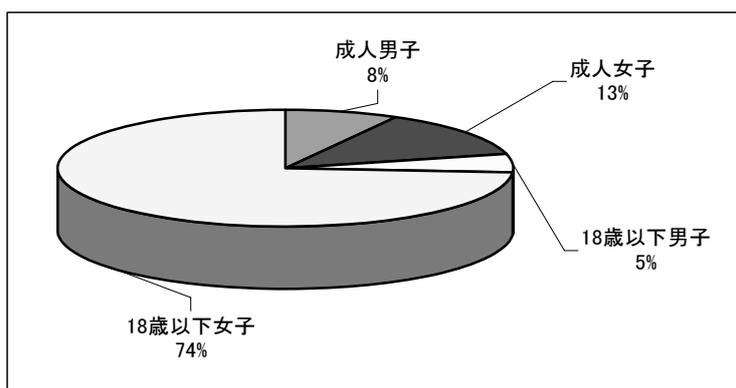
USAV に登録する会員は表Ⅲ-2-7 に示すとおりである。2010 年度は 277,853 人が登録しており、そのうち 9 割近くが女性の会員となっている。さらに、2009 年度のデータをみると、登録会員 255,264 人の割合は、「成人男性」8%、「成人女性」13%、「18 歳以下男子」5%、「18 歳以下女子」74% となり、女性の中でも若年層が 8 割近くを占めていることがわかる（図Ⅲ-2-4）。

表Ⅲ-2-7 登録者数

	(人)	
	2009年度	2010年度
男性	32,895	34,847
女性	222,369	243,006
合計	255,264	277,853

USAV 「2012 USA Volleyball Official Guidebook」より作成

図Ⅲ-2-4 会員割合円グラフ



USAV 「2010 FACT SHEET by the Numbers」より

日本の高体連に類似した組織である National Federation of State High School Association (NFHS) の調べによると、高校生世代のバレーボール実施者は 459,348 人であり、男子が 50,016 人、女子が 409,332 人となっている（2010 年度）（表Ⅲ-2-8）。

表Ⅲ-2-8 NFHS 登録者数

		(人)	
		2009年度	2010年度
NFHS (バレー)	男子	50,467	50,016
	女子	403,985	409,332
	合計	454,452	459,348

NFHS ウェブサイトより作成

5.2 登録者制度の概要

USAV の登録制度は、定款により定められている。会員登録することにより、USAV が公認するビーチバレーを含む全米オープン選手権等への参加や、米国代表チームへのトライアウトを受ける権利などが得られる。また、公認大会において発生した事故に対する傷害保険への加入も、会員登録により受けられる。

USAV の会員登録方法は、個人登録のみである。USAV が推奨するオンラインシステム「ウェブポイント」を、各地域協会（Regional Volleyball Association）が各自のウェブサイト上で利用できるようにし、そのシステムを通じて登録する。なお、一部の地域協会では団体登録を設定しているものもあるが、これは各地域協会の自由裁量のもとの制度である。

登録カテゴリーは、各地域協会により異なるが、一般的には以下に分けられる（表Ⅲ-2-9）。年間を通じてバレーボール（インドア）を実施する会員にだけでなく、春から夏にビーチバレーを実施する競技者や、協会公認イベントへの1回のみ参加に加え、バレーボールファンなど幅広いカテゴリーが設定されている。USAV の登録制度は、競技者だけでなくバレーボール支援者の広い受け皿にもなっている。

表Ⅲ-2-9 登録カテゴリー

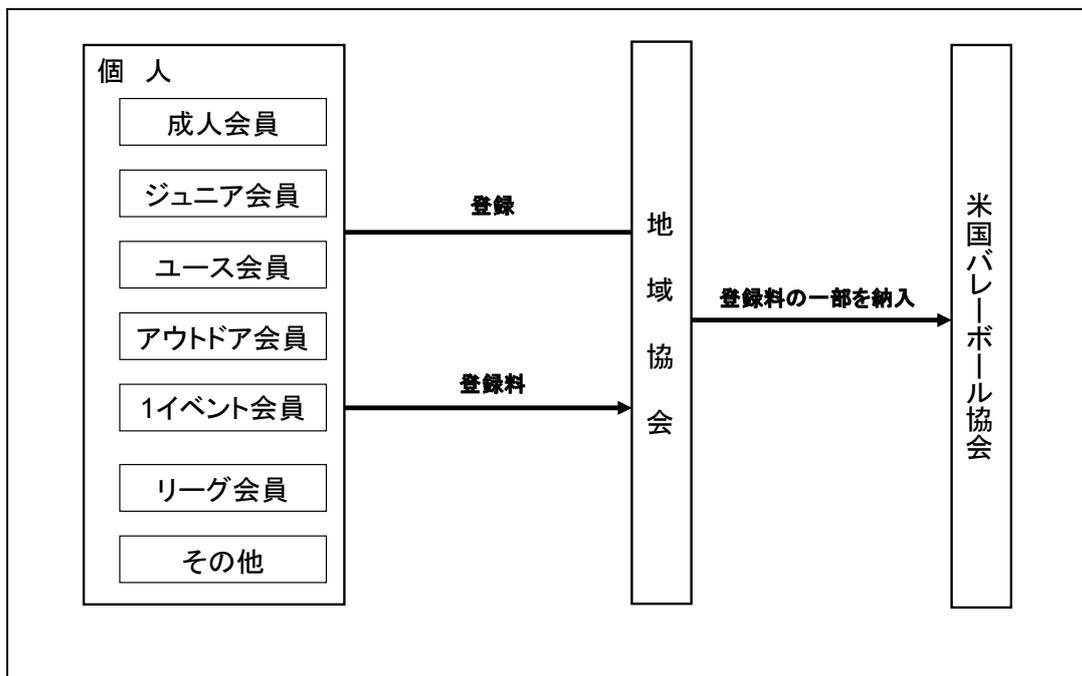
登録カテゴリー
成人(選手、コーチ、審判)
ジュニア(18歳以下の選手)
ユース(11歳以下の選手)
アウトドア(春季後半から夏季に活動)
1イベント(公認イベントへの1回のみ参加)
リーグ(8~12週間の期間限定リーグへの参加)
その他(ファン、シャペロン、リーダーシップ)

USAV ウェブサイトより

原則として、登録受付と会費徴収は全米 40 の地域協会が担当している。登録料の設定も地域協会に委ねられている。地域協会は、徴収した登録料のうち、地域協会ごとに定められた額、もしくは割合を USAV へ納めることになっている。前述の、団体登録を認めている一部の地域協会の場合、団体登録料も独自で取り決め、協会の運営費あるいはイベント経費等に充てている。団体登録料の一部を USAV へ納めるということはない。

USAV の会員登録の方法は、図Ⅲ-2-5 のとおりである。

図Ⅲ-2-5 登録制度の概要



5.3 未登録愛好者の状況

全米スポーツ・グッズ協会（Sporting Goods Manufactures Association: SGMA）が2010年に実施した調査によると、過去1年間に1回以上おこなった推計人口は「室内バレーボール（Volleyball (Court))」7,283,000人、「ビーチバレーボール（Volleyball (Beach))」5,028,000人、「屋外バレーボール（Volleyball (Grass))」4,574,000人であった。なお、本調査の対象年齢は6歳以上であり、推計人口にはNFHSの調査による実施者数を含む。

6. 指導者

6.1 公認指導者制度概要

(1) 資格制度

USAVが公認する指導者資格は、IMPACT、CAP I～Vの6種類あり、それぞれのカテゴリーにインドアとビーチの区別がある。指導者資格の受験および認定にはUSA V会員であることが求められる。資格の認定はUSAVがおこなっており、資格認定者の会員属性、所属地域協会・クラブ、犯罪履歴等の情報を管理している。

公認指導者資格の各カテゴリーの役割、対象は以下の表Ⅲ-2-10に示すとおりである。

表Ⅲ-2-10 指導者資格カテゴリーの役割と対象

資格名	役割・対象
IMPACT	USAVのジュニア室内競技プログラムにてコーチングをおこなううえでの必須資格。本資格なしに、ジュニア室内競技のトーナメントにコーチとして登録することができない。
CAP I	バレーボールのコーチングに関する教育を受けた経験がない、もしくはごく僅かであるコーチを対象にした基本的なコーチングの資格。
CAP II	CAP Iコーチを対象にした第2段階目のコーチング資格。
CAP III	CAP II資格認定から1年を経過したコーチを対象にした3段階目の資格。
CAP IV	国際経験を持つ米国代表チームおよび一貫指導コーチを対象にした資格。
CAP V	現在もしくは過去のオリンピックチーム監督を対象にした資格。

USAV ウェブサイトなどより作成

(2)指導者資格養成講習会および更新研修会

USAV の実施する公認指導者資格の取得方法および、受講料は以下のとおりである(表Ⅲ-2-11)。指導者資格の有効期間は IMPACT および CAP V は永久であり、その他は4年ごとの更新となる。更新には、4年以内に上位の資格を取得するか、認定されたカンファレンス、講習等を資格ごとに設定した時間数受講することが必須となる。

表Ⅲ-2-11 指導者資格の取得方法と受講料

資格名	取得方法	受講料 (US\$)
IMPACT	実地もしくはインターネット上(Webinar)にて4時間の講習を受講した上で、オンラインテストにて90%以上の正解率をもって資格認定となる。	50-100
CAP I	2日間で13-16時間の教室もしくはコート上での講習を受講した上で、オンラインテストにて90%以上の正解率をもって資格認定となる。	225-260
CAP II	2日間で15-18時間の教室もしくはコート上での講習を受講した上で、オンラインテストにて90%以上の正解率と論文提出をもって資格認定となる。	250-285
CAP III	3-4日間で28-30時間の教室もしくはコート上での講習を受講した上で、オンラインテストにて90%以上の正解率が求められる。さらに、自身のコーチングの様態を録画したビデオを提出し評価を受け、さらに講習内にてプレゼンテーションをおこない資格認定の評価を受ける。	300-350
CAP IV	4-5日間に渡る28-30時間のトピックを絞った詳細な講義に参加する。講習内でのプレゼンテーションとプロジェクトレポートの提出が求められる。現在のところ、申込者があり次第、実施をしている。	-
CAP V	3.5-4時間の2回の講習を受講する。	-

USAV ウェブサイトなどより作成

2010年度に実施された資格講習会の実施回数および、受講者数は表Ⅲ-2-12のとおりである。

表Ⅲ-2-12 指導者資格講習会実施実績（2010年度）

資格名	講習会受講者数(人)	講習会実施数(回)
IMPACT	2,399	24
CAP I	448	18
CAP II	119	9
CAP III	28	1
CAP IV	0	0
CAP V	0	0

USAV「2010 FACT SHEET by the Numbers」より作成

7. 審判員

7.1 公認審判員制度概要

(1)資格制度と審判資格者数

USAV が認定する審判員資格は、「Junior National Referee」「National Referee」「National Scorer」の3つである。審判員の登録料は、資格種別に関係なく、一律 US\$40 を USAV へ支払う。下位資格として、地域バレーボール協会が認定する「Regional Referee」「Provisional Referee」があるが、資格要件、講習会、更新制度等は地域協会が独自に定めており、USAV はほとんど関与をしていない。

表Ⅲ-2-13 審判員資格の取得者数と取得方法

資格名	取得者数(人)	取得方法
Junior National Referee	247	National Referee講習会を受講のうえ、男女全米ジュニア選手権で認定審査を受ける。
National Referee	251	National Referee講習会を受講のうえ、全米オープン選手権で認定審査を受ける。
National Scorer	61	National Scorer講習会を受講のうえ、全米オープン選手権で認定審査を受ける。

※National Referee と National Scorer 両資格保有者は 174 人。

USAV ウェブサイトなどより作成

(2)公認審判員養成講習会および更新研修会

審判員養成講習会について、「National Referee」と「Junior National Referee」の講習会は、丸一日を使い、講義および実技講習がおこなわれる。新規認定および更新において、講習会の受講は必須であり、2011年には31カ所で開催され、1,092人が参加した。

資格の更新には、National Referee 講習会を年1回受講することが義務づけられている。そのうえで、指定の大会で数試合の審判をおこなうことで更新資格を得られる。

8. 予算

8.1 予算規模および予算における収入構造要素

USAVでは、収入・支出の各項目の合計額を予算ベースでは公表していない。決算ベースのみを公表しているため、本調査項目においてはUSAVの決算額を記すことにする。USAVの決算額は、2010年度はUS\$15,167,217(1ドル80円換算で約1,210,000,000円)、2009年度はUS\$13,184,097(同、約1,050,000,000円)となっている(表Ⅲ-2-14)。2010年度決算における収入構造は、「全米プログラム(National programs)」50.0%、「会員サービス料(Membership services)」20.6%、「スポンサー・マーケティング収入(Sponsorship and marketing)」13.9%、「USOCからの補助金(USOC grants)」6.4%である。

8.2 支出構造

USAVの支出構成は、代表チームや競技会、会員サービスなどあらゆる事業に係る経費を含む「事業費(Program Services)」と、事務局経費などを含む「管理費(Supporting Services)」がある。2010年度の支出割合は、「事業費」87.5%、「管理費」12.5%となっている。事業費の中で最も支出額が大きいものは、「代表チーム(National Team)」でUS\$4,478,846(約350,000,000円)である。

表Ⅲ-2-14 決算における収支構造

【SUPPORT & REVENUE】	2010年度		2009年度	
	金額	率	金額	率
National programs	7,576,692	50.0%	6,305,468	47.8%
Membership services	3,125,883	20.6%	3,096,065	23.5%
Sponsorship and marketing	2,109,266	13.9%	1,660,363	12.6%
USOC grants	973,390	6.4%	887,692	6.7%
Product sales less direct costs	375,936	2.5%	311,858	2.4%
International programs	323,286	2.1%	323,261	2.5%
Other programs	290,627	1.9%	260,081	2.0%
USAVF Grants	157,864	1.0%	109,892	0.8%
USPC grants	140,000	0.9%	149,004	1.1%
Contributions	89,834	0.6%	65,316	0.5%
Investment income	4,439	0.0%	15,097	0.1%
TOTAL SUPPORT & REVENUE	15,167,217	100.0%	13,184,097	100.0%
【EXPENCES】	金額	率	金額	率
National teams	4,478,846		3,030,107	
National events	3,278,106		3,265,575	
Membership services	1,682,494		1,553,824	
High performance programs	1,662,094		1,430,997	
National service programs	844,206		879,923	
International programs	601,903		915,889	
Disabled programs	304,775		213,535	
Total Program Services	12,852,424	87.5%	11,289,850	87.3%
Supporting Services:				
National headquarters	1,354,642		1,273,880	
Sponsorship, marketing & public relations	235,416		190,311	
Fundraising	155,488		76,892	
Board of Directors	87,601		98,138	
Total Supporting Services	1,833,147	12.5%	1,639,221	12.7%
Total Expenses	14,685,571	100.0%	12,929,071	100.0%
CHANGE IN NET ASSETS	481,646		255,026	
NET ASSETS, beginning of year	889,777		636,783	
Transfer to USAV Foundation	0		△ 2,032	
NET ASSETS, end of year	1,371,423		889,777	

USAV 資料より作成

9. マーケティング

9.1 マーケティング事業の体制

USAV にはマーケティング業務を担当する部署はない。スポンサー獲得や契約業務を含むマーケティング業務は、事務局長 (Secretary General) ら 3 人による専門チームが担当している。専門チームが企業などとの交渉を直接おこなうため、専任代理店との契約はしていない。

9.2 スポンサーの業種

USAV のスポンサーには、「コーポレートパートナー」「スポンサー・サプライヤー」「ライセンスパートナー」「トレーニングセンターパートナー」の 4 つのカテゴリがある (表Ⅲ-2-15)。アナハイム市 (カリフォルニア州) は、2004 年から USAV とコーポレートパートナー契約を結び、市が所有するスポーツ施設 (アメリカンスポーツ

センター) を代表チームのトレーニング拠点として無償提供をしている。

表Ⅲ-2-15 スポンサー一覧

スポンサー種別	企業名	業種およびサービス
コーポレートパートナー	MIZUNO	スポーツ用具・アパレル
	City of Anaheim	自治体
	Molten	スポーツ用具
	Spalding	スポーツ用具
	Ludus Tours	旅行代理店
	Hilton Worldwide	ホテル
	Sport Court	スポーツ施設
スポンサー・サプライヤー	EM2	アパレル
	Data Project	分析ソフトウェア
	Platex Sport	サニタリー用品
	Volleyball Recruits	選手リクルート・コンサルティング
	Dartfish	分析ソフトウェア
ライセンスパートナー	D.I.S.C.	スポーツ医療
	Bank of America	金融業
	WinCraft	グッズ製作
トレーニングセンターパートナー	Tandem Sport	スポーツグッズ
	American Sports Centers	スポーツ施設
	CIM Group	建設業

USAV ウェブサイトより作成

10. 強化

10.1 代表選手の所属組織

2010年世界選手権大会および2008年北京オリンピック代表選手の所属先を、「企業」「クラブ」「大学」「その他」(不明含む)に分類した。なお、「クラブ」は地域が主体となっているクラブ、「その他」には、海外のプロチーム等が含まれる。両大会の代表選手所属先をみると、アメリカにはプロリーグがないため、そのほとんどが日本を含めた海外プロチームに所属している(表Ⅲ-2-16)。

表Ⅲ-2-16 代表選手の所属先

大会名	性別	(人)				
		企業	クラブ	大学	その他	合計
2010 世界選手権(イタリア)	男子	0	0	1	13	14
2010 世界選手権(東京)	女子	0	0	0	14	14
2008 オリンピック(北京)	男子	0	0	0	12	12
	女子	0	0	0	12	12

USAV ウェブサイトなどより作成

10.2 競技者支援制度

USAV の競技者支援制度は以下のとおりである（表Ⅲ-2-17）。

表Ⅲ-2-17 競技者支援制度

種別	対象	内容
直接的支援	インドアビーチ	代表メンバーとしてのトレーニング期間中、月額で支援金が支払われる。その金額は代表チームでの経歴、プレーセット・マッチ数等によって変動する。
宿泊・食事	インドアシットイング	代表チームトレーニング期間中の宿泊と食事については、USAVとの提携機関との契約により、無償で提供されている。
保険	インドアビーチシットイング	希望者はUSOCのアスリート保険システムが適用される。

USAV ウェブサイトなどより作成

10.3 強化拠点

男女インドア代表チームは、カリフォルニア州アナハイム市にあるアメリカンスポーツセンター、男女シットイング代表チームは、オクラホマ州エドモント市にあるセントラルオクラホマ大学ウェルネスセンターを強化拠点としている。ビーチバレーは、USAV が指定する強化拠点は無い。両施設の機能については以下のとおりである（表Ⅲ-2-18）。

表Ⅲ-2-18 拠点施設の概要

施設名	施設機能
アメリカンスポーツセンター	バレーボールコート34面 ロッカールーム シャワールーム ウェイトトレーニング施設 ミーティングルーム
セントラルオクラホマ大学 ウェルネスセンター	シットイングバレーボールコート ロッカールーム シャワールーム ウェイトトレーニング施設 宿泊施設 ミーティングルーム

アメリカンスポーツセンターウェブサイトなどより作成

アメリカンスポーツセンターは、アナハイム市から USAV が無償提供を受けており、男女インドア代表チーム約 60 人がバレーボールコートを常時専有している。この施設のほか、選手の住宅や食事、代表チーム車両もアナハイム市より提供されている。

セントラルオクラホマ大学ウェルネスセンターは、男女シットイング代表チームが大学内の施設を無償で借り受けている。週 5 日の練習実施において、ほぼ優先的な使用が

可能となっている。なお、選手のケアについても、同施設内で受けることができる。

11. 育成

11.1 育成事業概要

USAVにおけるタレント発掘と育成を目的とする事業は、以下の表Ⅲ-2-19のとおりである。

表Ⅲ-2-19 各年代におけるタレント発掘と育成・強化事業

事業名	内容
ハイパフォーマンス・トライアウト	ナショナルチーム、A2チーム、ジュニアナショナルチーム、ユースナショナルチームのメンバーの選出、ハイパフォーマンス・キャンプ参加選手とハイパフォーマンス選手権に出場する全米協会選抜チームの選手選考をおこなう。
ハイパフォーマンス・キャンプ	ハイパフォーマンス・トライアウトによって選抜された選手(2011年度1,526人選出)を対象にナショナルレベルのコーチによるキャンプを実施する。
ハイパフォーマンス・選手権	ハイパフォーマンス・トライアウトで選出された選手の中からさらに選考を経て選抜された選手により構成される全米協会選抜チームおよび各地域協会選抜チーム、海外チームによっておこなわれる選手権。全米代表ジュニアチームとユースチームのトレーニングも兼ねる。
ハイパフォーマンス・コーチ講習会	代表チームのコーチングスタッフおよびNCAAトップレベルチームのコーチによる国内トップおよび国際レベルのコーチングに関する3日間にわたる講習会。

USAV ウェブサイトより作成

12. 近年の成果

近年の主要な国際大会から、USAVの強化・育成事業の成果をみることができる(表Ⅲ-2-20)。

表Ⅲ-2-20 主要国際大会の競技結果

男子				
種別	大会名	開催年	開催都市(国)	競技成績
インドア	オリンピック	2008	北京(中国)	金メダル
	世界選手権	2010	ミラノほか(イタリア)	6位
ビーチ	オリンピック	2008	北京(中国)	金メダル
	世界選手権	2010	エドモント(アメリカ)	10位
女子				
種別	大会名	開催年	開催都市(国)	競技成績
インドア	オリンピック	2008	北京(中国)	銀メダル
	世界選手権	2010	東京ほか(日本)	4位
ビーチ	オリンピック	2008	北京(中国)	金メダル
	パラリンピック	2008	北京(中国)	銀メダル
シッティング	世界選手権	2010	エドモント(アメリカ)	銀メダル

USAV ウェブサイトより作成

13. 普及

USAV が主催・承認するトーナメントは「成人・大学インドア」「男子ジュニアインドア」「女子ジュニアインドア」「ビーチバレー」の4つに大別できる。これらの大会は、中学生年代から高齢者までの幅広いバレーボール愛好者を対象としており、USAV の普及事業の核となっている。

USAV では、18 歳以下の男子ユース年代の競技人口の確保が課題となっている。このため USAV は、男子バレーボールを高校代表チームプログラム (Varsity Program[※]) として導入する学校やチーム廃止の危機にある学校に対して、年間 US\$500 を助成するという男子バレーボール奨学プログラムを実施している。2011 年度は 20 校を対象に US\$30,000 が助成された。

シッティングバレーボールは、草の根的な普及活動の一環として捉えられている。インドア・ジュニアの予選トーナメント大会等で、海外チームを招いてのエキシビジョンマッチやパンアメリカンカップの共催を通じて、シッティングバレーボールの普及に努めている。

※Varsity Program として承認されることで、各高校の競技部門の予算が適用されることになり、遠征や必要用具がその予算から支出されるほか、外部の専門コーチの有給採用、各高校付帯のアスレチック・トレーニングルームとトレーナーの使用が可能となる。

IV. 日米における制度の違い

IV-1 スポーツ仲裁制度

1. 日本におけるスポーツ仲裁制度

紛争解決の手段は、裁判所が法律を基準として判断を下す裁判と、訴訟手続きをとらない裁判外紛争解決手続（Alternative Dispute Resolution: ADR）に大別される。ADRのうち、スポーツ紛争に関する分野では、国際競技連盟が紛争について固有に定める規則を各国の中央競技団体が適用するものと、仲裁機構が用意する仲裁、調停、斡旋等の手続きによる紛争解決手段がある。

（一財）日本スポーツ仲裁機構（Japan Sports Arbitration Agency: JSAA）は、2003年に任意団体として設立され、（公財）日本オリンピック委員会（JOC）、（公財）日本体育協会（日体協）、日本障害者スポーツ協会などから会費等により運営されている。主な事業は、スポーツ仲裁や調停に係る基本計画の策定および規則の制定、スポーツ法やスポーツ仲裁および調停に関する教育・啓発活動、情報収集などである。

JSAAには、「スポーツ仲裁規則」「ドーピング紛争に関する仲裁規則」「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」の3種類の仲裁規則がある。このうち、「スポーツ仲裁規則」は、「スポーツに関する法及びルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するため、公正中立の地位を有する仲裁人を持って構成されるスポーツ仲裁パネルの仲裁により、スポーツ競技又はその運営をめぐる紛争を、迅速に解決することを目的とした紛争解決手続規則」であり、代表選考などの競技団体の決定に対して、不服を抱く競技者がその決定の取り消しを求める事件などに適用される。この場合、競技者等が申立人として、競技団体を被申立人とする仲裁申立てを対象としている。また、この「スポーツ仲裁規則」に基づき紛争解決をする競技団体は、「スポーツ仲裁自動受託条項」を採択したものとされ、2011年9月時点で、JOC・日体協加盟の33団体（47.1%）が採択している。

「ドーピング紛争に関する仲裁規則」は、ドーピング検査の結果、陽性反応が出た場合、「日本ドーピング防止規律パネル」が制裁措置を決定するが、この決定またはこの決定に基づく競技団体の決定に不服がある場合の紛争などが対象となる（IV-3参照）。

「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」は、申立人と被申立人を制限せず、スポーツイベントにおける企業間の契約金や放映権の問題など、仲裁対象を幅広く想定し制定された。ただし、2010年度までに本規則に基づく申し立ては発生していない。

2003年の設立より、JSAAが判断した事件数は表IV-1のとおりである。

表IV-1 JSAA が仲裁判断をおこなった事件数

年度	AP	DP
2003	3	0
2004	2	0
2005	1	0
2006	1	0
2007	0	0
2008	1	2
2009	2	0
2010	3	0
合計	13	2

※AP: スポーツ仲裁規則による仲裁

※DP: ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則による仲裁

JSAA ウェブサイトより作成

2. 日本の2団体のスポーツ仲裁への取り組み

1) JAAF

国際陸上競技連盟 (IAAF) は、各国加盟団体の国内における競技会の実施にあたり、IAAF 規則を採用することを推奨している。そのため、JAAF も特別のものを除き IAAF 規則に準拠し、紛争の取り扱いについても国内適用し、遵守することを定款・細則で謳っている。IAAF 規則では、各国加盟団体の管轄下にある競技者等が対象となる紛争が生じた場合に、当該加盟団体が構成する聴聞機関、または当該団体が認可する聴聞機関の聴聞会に付託することをはじめ、加盟団体と IAAF 間および加盟団体間の紛争などへの対応が示されている。

また、JAAF では、競技に精通した弁護士や法制委員会を設置している。仲裁を要する案件が発生した場合には組織内で対応することが望ましいという認識があるため、JSAA のスポーツ仲裁条項は採択していない。

2) JVA

JVA は、JSAA のスポーツ仲裁条項の採択団体であり、JVA 倫理規程において、JVA の決定に対する不服申し立ては、JSAA の規則に従い仲裁またはスポーツ調停手続きをすることと定めている。さらに、理事の中に弁護士がおり、リスクマネジメントへの対応も含めて適宜相談している。

3. 米国におけるスポーツ仲裁制度

米国のスポーツ仲裁は、米国仲裁協会 (American Arbitration Association: AAA) がおこなっている。AAA は、1926 年に設立された非営利法人であり、仲裁、調停、斡旋等の裁判によらない紛争解決方法である裁判外紛争解決手続 (ADR) を専門としている。AAA では、あらゆる事項の仲裁を対象としており、紛争の範囲にスポーツが含まれている。日本スポーツ仲裁機構 (JSAA) のように、スポーツ仲裁に特化した組織は米国には存在しない。

AAA が取り扱うスポーツ仲裁の領域は、オリンピック、パン・アメリカン大会、そ

の他国際大会の出場資格認定に関する紛争、アマチュアスポーツにおいて中央競技団体にふさわしい団体の決定、競技会外検査でドーピング反応が陽性だった際の申し立てに対する仲裁である。

オリンピック・アマチュアスポーツ法（The Ted Stevens Olympic and Amateur Sports Act）や米国オリンピック委員会（USOC）の定款では、USOC、競技者、中央競技団体間の紛争解決時に、AAA を利用することが規定されている。加えて、AAA は、米国アンチ・ドーピング機構（USADA）協約付随書に従い、ドーピング訴訟に関連する紛争に対して運営管理団体として指名されている。

4. 米国の2団体のスポーツ仲裁への取り組み

1) USATF

USATF の定款第 14 条では、(1) USATF および陸上競技の目的、(2) 定款や規程、USATF 主催大会および IAAF のルール、オリンピック・アマチュアスポーツ法、(3) 全米代表としての責任、(4) 選手選考の規則、に反する者の制裁権を USATF が有することを定めている。加えて、ドーピングに関する紛争を除き、USATF 管轄下で発生する異議申し立てについて、公正な通知と聴聞の機会を提供することを明記している。とりわけ、陸上競技会への参加資格に対する異議申し立てについては、仲裁人となる全米陸上審査会（National Athletics Board of Review: NABR）の存在や手続き方法、紛争解決の手順などが詳細にわたり USATF 規程第 21 条で示されている。NABR での決定に不服がある場合には、オリンピック・アマチュアスポーツ法に基づき AAA での紛争解決を求めることになる。これまでも、オリンピックなどの国際大会における代表選考について、AAA での解決事例がみられる。

2) USAV

USAV の定款第 14 条において、オリンピック・アマチュアスポーツ法に基づいて紛争解決に努めることが明示されている。USOC の定款に従い、国際大会への出場資格認定、中央競技団体としての決定、ドーピング等に関連する紛争について、AAA の仲裁をもとに紛争解決を試みることになる。これらに該当しない紛争についても、定款第 14 条内に関連団体や地域協会が法的な適正手続きを問う権利が明記されている上、異議申し立てや仲裁人の任命等の手順が記されており、それに従い紛争解決に努めることになっている。これらに該当する案件としては、国内競技大会への参加者の規定違反、国内競技大会の適正な運営資格、同協会の競技会の公認または非公認の決定等が含まれる。

ただし、近年では仲裁による紛争解決を試みる前に訴訟に至るケースもあり、その場合には、異議申立人と USAV の双方の弁護人が法廷にて協議することになる。

IV - 2. 税制優遇制度

1. 日本の中央競技団体の法人形態と税制

SSF「中央競技団体现況調査」(2011)によると、中央競技団体の法人形態は、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人のほか、法人格をもたない任意団体がある。従来の形態に加え、2008年度より公益法人制度改革が進められ、社団法人および財団法人は、一般社団・財団法人、もしくは公益社団・財団法人への移行が求められている。なかでも「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(認定法)に定められた基準を満たしていると認められる法人は、行政庁より認定を受けて公益社団・財団法人となる。JAAF、JVAの両団体は、ともに公益財団法人として認定を受けており、そのため、以下の税制優遇を受けることができる。

新制度における税制としては、法人税において、「収益事業についてのみ課税」「認定法上の公益目的事業は収益事業から除外し、非課税」「収益事業に属する資産のうちから、自らの公益目的事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄付金の額とみなし、損金算入とする」こととなっている。また、寄付税制の面では、国税において公益社団・財団法人が寄付優遇の対象になり、個人が公益法人に対して寄付をした場合には、寄付額を個人の所得の40%相当額を限度に、寄付額から5,000円を差し引いた金額をその個人の所得から控除でき、法人が公益法人に対して寄付をした場合には、一定の割合を限度として損金算入することができる。地方税においては、個人住民税における寄付優遇の措置がとられ、都道府県および市区町村が条例で指定した寄付金を個人住民税の額から控除することができる。

2. 米国の中央競技団体の法人形態と税制

米国では、特別に非営利法人格を定めている州は少なく、一般的には法人設立後、内国歳入庁 (Internal Revenue Service : IRS) に対して、書類による免税申請をおこない、IRSの審査後、税制上の優遇資格を得ることができる。免税特権が得られる団体は、内国歳入法 (Internal Revenue Code : IRC) で規定されており、IRC501条c項3号では「宗教、慈善、科学、公共安全の検査、文学、教育、国内/国際アマチュアスポーツ競技の促進、児童および動物の虐待防止保護等の活動をおこなう法人、基金もしくは財団」を対象としている。この条項が適用される組織は、「501(c)3団体」と略表示され、USATF、USAVともに該当する団体である。

免税特権が付与されると、厳格な情報公開が義務づけられ、年間収入25,000ドル以上の団体は、Form 990と呼ばれる書類を公開しなくてはならない。免税の内容としては、連邦所得税の免税や本来事業による所得だけではなく関連収益事業による所得も免税となるが、活動目的外の収益に関しては通常通り課税される。

501(c)3団体への寄付については、法人では課税所得の10%を限度に損金算入され、個人の出捐者については、課税所得の50%を限度に寄附金額が所得控除される。

法制上、公益法人としての固有の法人類型が存在しない米国においては、日本のような公益性認定や監督規制のための特別な第三者機関ではなく、内国歳入庁が税法上の規程に基づき、免税資格の認定付与と監督規制をおこなう。

IV-3. アンチ・ドーピング制度

1. 日本におけるアンチ・ドーピング制度

わが国では、(公財)日本アンチ・ドーピング機構(Japan Anti-Doping Agency: JADA)が国内のアンチ・ドーピング活動の推進、教育・啓発、調整を目的に2001年に設立された。JADAは世界アンチ・ドーピング機構(World Anti-Doping Agency: WADA)の定める「世界ドーピング防止規程」の署名当事者として、国内レベルの統一規程となる日本ドーピング防止規程(JADA規程)を設置している。JAAFとJVAを含むJADAに加盟する75の競技団体は、このJADA規程を批准するとともに、アンチ・ドーピングの諸規程に則った上で各種目の規則を制定し、ドーピング検査、教育・啓発活動を実施しなければならない。

JADAの主な事業は、「ドーピング防止施策の策定」「ドーピング検査事業」「検査員養成事業」「教育・啓発事業」「データベース構築事業」「調査・研究事業」である。また、「公認スポーツファーマシスト制度」を2009年から導入し、(社)日本薬剤師会の会員・非会員を問わない全国の薬剤師を対象に、スポーツにおける禁止薬物や使用可能な薬についての専門的知識を提供する枠組みを整備している。2010年度のドーピング検査対象競技者数は表IV-2のとおりである。

なお、ドーピング検査の結果に不服がある場合は、「ドーピング紛争に関する仲裁規則」に基づき、日本スポーツ仲裁機構へ申し立てることができる。

表IV-2 検査対象競技者数(2010年度)

競技会検査	競技会外検査	制裁処分
3,331	2,198	5
5,529		5

JADAウェブサイトなどより作成

表IV-3 競技別検査対象競技者数(2010年度)

競技	競技会検査	競技会外検査	制裁処分
陸上競技	419	252	0
バレーボール	104	99	0

JADAウェブサイトなどより作成

2. 日本の2団体のアンチ・ドーピングへの取り組み

1) JAAF

JAAFは、JADA規程に加え、IAAFのドーピング防止規則(IAAF Anti-Doping Regulation)を採用している。JAAFでは、医事委員会がアンチ・ドーピング活動を所掌し、2010年度には競技会検査を400件以上おこなった。また、「陸上競技者のためのドーピングコントロール便利帳2011」、「アンチ・違法薬物広報冊子2011」を発行し、都道府県陸協、強化競技者をはじめ全国への配布や、ウェブサイト上で情報公開するなどの啓発活動をすすめている。そのほか、ジュニア陸上選手の食事の状況について調査するとともに、食事と栄養について情報提供する食育プロジェクトを通じ、サプリメントに頼らない食事のあり方を教育することもおこなっている。

2) JVA

JVA では、「日本バレーボール協会ドーピング防止規程」でドーピングコントロール（ドーピング検査、分析、結果管理、聴聞会と上訴のプロセス全体）の実施や責任を明確化している。JVA がおこなっているアンチ・ドーピング活動は、主にドーピング防止のしおりの作成、配布等のアンチ・ドーピングの啓蒙活動と、ドーピングコントロールの実施である。こうしたアンチ・ドーピング活動は、メディカル委員会がおこなっている。2010 年度には競技会検査を 104 件、競技会外検査を 99 件おこなった。

3. 米国におけるアンチ・ドーピング制度

米国のアンチ・ドーピング統轄組織は、米国アンチ・ドーピング機構（United States Anti-Doping Agency: USADA）である。USADA は、2000 年に設立された非政府の非営利法人であり、米議会（U.S. Congress）からは「オリンピック、パン・アメリカン大会、パラリンピックの種目におけるアンチ・ドーピングの公式機関」として認識されている。

USADA の主な事業は、「競技会および競技会外でのドーピング検査」「検査結果の判定」「薬物関連情報の発信および治療目的使用に係る除外措置」「調査・研究事業」「教育・啓発事業」である。2010 年度のドーピング検査対象競技者数は表IV-4 のとおりである。

表IV-4 検査対象競技者数（2010 年度）

競技会検査	競技会外検査	制裁処分
5,341	2,690	37
8,031		37

USADA ウェブサイトなどより作成

表IV-5 競技別検査対象競技者数（2010 年度）

競技	競技会検査	競技会外検査	制裁処分
陸上競技	1,139	606	13
バレーボール	85	21	0

USADA ウェブサイトなどより作成

4. 米国の 2 団体のアンチ・ドーピングへの取組み

1) USATF

USATF の定款において、WADA、IAAF、IOC、USADA がそれぞれ定めるアンチ・ドーピング規程に従うことが記載されている。

USATF では、スポーツ医科学委員会の専門部会であるアンチ・ドーピング教育部小委員会（Anti-doping Educatoin Subcommittee）が、教育・啓発事業を担当し、プログラムを開発する。そのひとつとして、競技者がドーピングをした場合に出場資格の剥奪や罰金などをおこなった「Zero-Tolerance Plan」を 2003 年から実施している。また、ウェブサイト上で禁止薬物やサプリメントの摂取に関する専門組織の紹介などをおこ

なっている。

2) USAV

USAV は、アンチ・ドーピングに関するガイドラインを策定し、同協会のウェブサイトにて公表をしている。そのガイドラインの中で、アスリート自身の代表チームへの参加資格と米国代表チームの資格を確保するために、代表チームに選抜されたアスリートは、USADA に規定された規則のもとに各自の責任を果たさなければならないと記している。

また、行動規範において、USAV に所属する競技者は、IOC、WADA、FIVB、USADA、USOC によって規定されているアンチ・ドーピングに関する方策、手続き、手順を遵守ことが記されており、守られない場合、USADA やアンチ・ドーピングに関係する団体から制裁を受けるが、USAV は制裁を加えることが出来ないと定められている。

V. 4 団体の比較

1. 概要

1.1 法人格

日本陸上競技連盟（JAAF）と日本バレーボール協会（JVA）は、公益財団法人として認定されている。米国の2団体はいずれも内国歳入庁が規定する501(c)3の非営利組織である。この区分に認定された非営利組織は、税の減免を受けるとともに、この団体への寄付が税控除の対象となる。趣旨としては日本の公益法人と同様である。また厳密に言えば501(c)3は法人格を示すものではなく、日本の社団法人、財団法人に該当する組織、あるいは基金などがこの認定を受けることができる。

1.2 事業内容

事業内容は、基本的にはどの団体も同じである。すなわち、競技の強化育成、普及を目的とする事業をおこなう。相違のある点は、JVAが「国際交流を通じてバレーボールの国際的な普及・振興に寄与すること」を事業の一つとしていることである。一国の競技統轄団体がこの事業目的を掲げることは、珍しいといえるだろう。これは、JVAが世界のバレーボール普及を主導し、国際大会についても日本で開催する等の貢献をしてきたことを背景としている。

1.3 種目体系

陸上競技については、国際陸上競技連盟（IAAF）が記録を公認する種目をJAAF、米国陸上競技連盟（USATF）ともに国内で実施している。それらに加え、USATFは競走（屋外）の部門で、24時間や144時間など長時間競走の記録も公認している。

バレーボールについては、米国バレーボール連盟（USAV）が掲げる種目はバレーボール（6人制）のほか、ビーチバレー、シットティングバレーである。JVAは、6人制、9人制、ビーチバレー、ソフトバレーとなっている。このうち、9人制とソフトバレーは日本独自の競技である。

日本の2団体は障害者競技を統轄していない。これは、日本には障害者競技の統轄団体が競技別に存在するためである。一方、米国では、USAVはシットティングバレーボールが種目としてあり、障害者競技について事業をおこなっている。USATFについては、障害者の競技種目を表示する資料がないが、障害者委員会を有し、障害者競技に一定の関与をしている。

2. 役職員

2.1 役員

日本の2団体は財団法人であるため監事を置いている。米国の団体にはこれに該当する機関はないが、役員で構成する委員会（役員委員会：Committee of the Board）には監事（Audit）の役割がある。また評議員は役員ではないが、新法の財団法人ではその権限が強い。これも米国の2団体にはない制度である。以下では、両国に共通する役員について比較する。

(1) 役員数および常勤役員数

まず役員数（日本の監事を除く）については、JAAF 29 人、JVA 19 人、USATF 15 人、USAV 15 人であり、JAAF が多いものの、著しい違いはないといえる。日米の違いは、米国には常勤役員がいないという点である。

表 V-1 4 団体の役員数

(人)				
	JAAF	JVA	USATF	USAV
役員数	29	19	15	15
うち常勤	1	3	0	0
うち女性	2	1	7	4

USATF の特徴としては、役員とは別に CEO が置かれていることがあげられる。CEO は常勤である。日本の語感では CEO は会長であり、また米国企業では CEO は取締役の中で最も権限が強いが、USATF の CEO はこれらとは性格が異なるようである。常勤の幹部として事業責任を負うという点では、COO の性格をもつものと思われる。

日本の公益法人では、常勤の事務局長（理事でないことが多い）が事務を掌握し、COO の役割を担っていることが多い。規模の大きい団体では、これとは別に常勤の専務理事が置かれるが、USATF の CEO は役員ではないので、その位置づけは事務局長に近いものと思われる。

日本の 2 団体をみると、JAAF は専務理事のもとに事務局長（理事ではない）を置く体制であり一般的なものである。専務理事は他に本務（大学教員）があるが、主たる業務は JAAF の専務理事である。JVA の事務局長は理事名簿上は理事長のつぎに記載され、業務執行理事と業務推進事業本部長を兼任するが非常勤である。また理事のうち 2 人は JVA 職員と記載されており常勤である。さらに、非常勤理事のうち 6 人は週 2~3 回出勤しており、常勤に近い。換言すれば、執行に係わっている。

以上をまとめれば次のようになるだろう。

- ① 米国の 2 団体は、米国企業と同様、経営（取締役会、理事会）と執行が分けられている。
- ② 日本の 2 団体については、常勤（実質的な常勤を含む）理事が執行に携わっている。ただし、上記で「一般的」とした常勤の事務局長が執行をおこなう体制になっているかということ、JAAF はそうなっているが、JVA は異なっている。
- ③ JVA では、常勤の理事が 3 人いるほか、6 人の理事が半ば常勤である。経営と執行が未分離（好ましくないという意味ではない）であるといえる。
- ④ 日米の共通点は、代表役員が常勤ではないという点である。企業であれば、代表役員が常勤でないという例はほとんど見られない。換言すれば、どの団体においても、代表役員はその団体の経営に専念していないということである。この理由を考察することは本稿の目的を超えるので控えるが、米国の代表的な団体でもそうになっていることが確認できたことは重要である。

(2) 役員の競技歴

日本の競技団体について一般的にいわれるのは、役員の多くが競技経験者だということである。JAAF は加盟団体・協力団体からの推薦で理事候補を選び、候補者は各地域の陸上競技協会、協力団体の幹部で競技経験者である。また学識経験者として選任されている理事の中にも競技経験者が多い。JVA は、常勤理事 3 人はいずれも競技経験者である。

では米国 2 団体はどうか。まず USATF では、役員の 20% が現役のアスリートであることという規定がある。また役員の多くは陸上競技にかかわる各部門（必ずしも競技種別ではなく、ユース、コーチなどの部門を含む）から推薦されるため、競技経験者が多い。15 人の理事のうち、14 人が現役の競技者ないし競技経験者である。USAV でも同様に、国際的なアスリートもしくは経験者が役員の 20% を占めることとされている。また役員 15 人中 10 人が競技経験者である。すなわち、「競技経験者による経営」、武藤（2010）がいう「競技者自治」の傾向は、日本特有ではなく、米国にも見られるが、米国ではこれがアマチュア・スポーツ法（Amateur Sport Act, 1978 現オリンピック・アマチュアスポーツ法）の規定を受け、USOC をはじめ米国の中央競技団体が準拠するかたちで制度化されている。

(3) 役員選任と構成

JAAF と JVA は財団法人であり、役員を評議員会が選任する点は共通している。ただし、選任基準は両者で異なる。JAAF では、学識経験者、地域陸協からの推薦者、協力団体からの推薦者それぞれについて、人数の「枠」が定められている。これは、「連盟」という組織特性を反映したものといえることができるだろう。JVA はとくに規程をもたない。

米国の 2 団体の役員選任方法は明確である。USAV では、

- ・男女のインドア、ビーチバレーのアスリート（計 4 人）
- ・地域バレーボール協会（2 人）
- ・NCAA 等のハイパフォーマンス団体（1 人）
- ・ジュニア議会（2 人）
- ・ビーチツアー主催団体（1 人）
- ・コーチング団体（1 人）

等が明記されている。競技と関係のない役員も 3 人選出される。USATF についても同様の選任方法がある。

なお、USATF では、役員の現役時の競技種目が短距離、長距離、跳躍、投てき、競歩と多岐にわたる。また女性が約半数（役員 15 人中 7 人）であり、黒人役員が 8 人を占める。米国全体の人口構成では黒人は白人より少ないが、陸上競技人口を考えると黒人と白人がほぼ同数という構成が適切であると判断されている。このことからわかるのは、USATF は、役員構成について、陸上競技の構成員の多様性を反映しようとしているという点である。換言すれば、これは国民の人口構成を反映するという原理ではない。種目、人種、あるいは推薦母体となる部門が尊重される。日本の新公益法人に関する議論では、役員構成は国民の意見を反映できるものとすべきであるという意見もみられる。これは公益性を役員構成で担保しようとするものと考えられるが、USATF の原理はこ

れとは違うという点に注目すべきであろう。

また、これは競技団体だけの現象ではないが、日本の2団体は女性役員数が少ない。

(4) 役員職務分担

JAAFでは理事がほとんどの委員会の委員長に就任しており、委員会による執行が特徴といえる。JVAでは、5人の業務執行理事が5つの事業本部をそれぞれ本部長として統轄している。5つとは事業推進事業、国内事業、国際事業、強化事業、マーケティング&マーチャンダイジングの各本部である。

USAVでは、会長を除く14人の役員のうち、11人が協会の役職を担務している。具体的には、Indoor High Performance, Junior Indoor, RVA（地域協会）（2人）、Elite Beach Development, Coach, Beach Athlete（2人）、At-Large, Indoor Athlete（2人）である。すなわち、USAVは事業部制組織に類する。一方USATFでは、役員が事業別の役職を分掌していない。

JVAは強化とマーケティング&マーチャンダイジングは機能であり、国内事業と国際事業は事業別である。したがって、折衷型の組織原理といえる。JAAFについては、後述する委員会構成でみるとおり、組織編成原理は機能別に近い。

(5) 非常勤役員の現職

非常勤役員の現職については、判明している部分と判明していない部分がある。判明していないのは、JAAF、USAVの加盟団体・協力団体推薦の役員である。これらの役員については、各団体の役員を本務とするものかどうかはわからない。詳細な調査をおこなえば確認することはできるものと思われるが、本研究の目的は、それぞれの役員がどのような理由、専門性などによって選任されているかを確認することなので、「深追い」をしていない。中央競技団体の役員は、加盟団体等の役員であることによって中央競技団体の理事に就任している。もしこれらの役員の本務が教員や民間企業経営者、あるいは弁護士であるとしても、その職業による経験によって選任されているわけではないと思われるためである。よって、関係団体の役員については、その役職を本務と考える。

日米とも役員は非常勤が多いが、その現職の構成についてはそれぞれの特徴がみられる。

第一に、現役の選手が役員に就任しているかどうかの違いがある。米国の2団体では、いずれも選手が役員に就任している。日本にはこれが見られない。

第二に、加盟団体等の役員を理事とするかどうか。JAAFとUSAVでは就任している。これは、それぞれの役員選定規程に基づくものである。これに対して、JVAは役員構成についての規程を持たない。USATFについては、規程に基づいて役員の一部を競技者から選任する際、種目の多様性が考慮されている。換言すれば、中央競技団体の役員構成単位は、加盟団体（主に地域陸協）ではなく、競技種別だということである。

第三に、日本では教員を本務とする理事が多いのが特徴である。米国にはこのような役員が見られない。JAAFは大学の教員、JVAは高校の教諭が多く理事になっている。教育者を理事とするという点、一般的には学識経験者ないし有識者としての知見に期待するものと考えられるが、おそらく、日本の競技団体では趣旨が異なる。理事となっている教育者はいずれも競技経験者、指導者であり、高校および大学における部活動の顧問で

ある。部活動を通じてそれぞれの競技とかかわりをもっている人々といえよう。このことから、日本の競技団体が中学校、高校および大学の部活動と密接にかかわっており、競技環境の基盤に占める部活動の役割が大きいことがわかる。

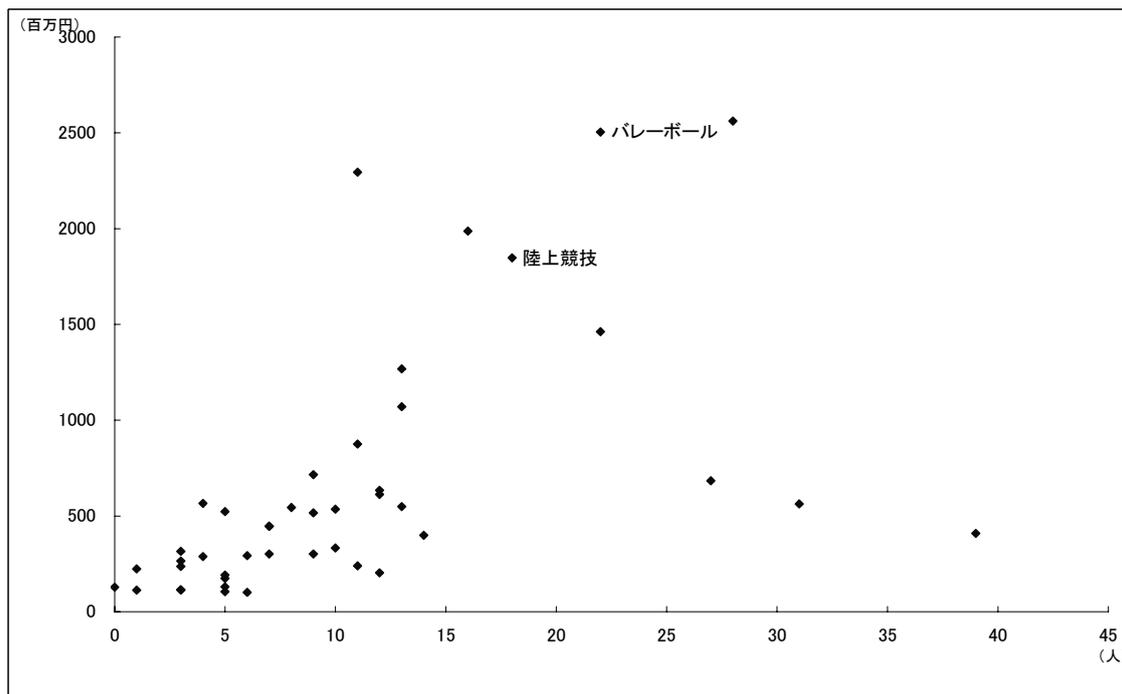
2.2 職員

(1) 職員数と雇用形態

職員の中で常用労働者と考えられる「正規雇用者」「契約／嘱託職員」「出向者」の合計は、JAAF 21 人、JVA 18 人、USATF 45 人、USAV 59 人である。明らかに日本は職員数が少ない。日米の人数の差異の理由として考えられるのは事業活動の量だが、量を比較する指標がないので、予算額をみるならそれぞれ 20 億円、31 億円、15 億円、12 億円（米国 2 団体については 1 ドル 80 円で換算）であり、職員数は予算を反映していないことがわかる。なお非常用の雇用者は、JAAF は 3 人（派遣社員）であり、JVA にはない。非常用雇用者によって活動が維持されているのではないということである。

SSF「中央競技団体现況調査」（2011）によると、JAAF と JVA の職員数は、予算や登録者数の規模に近い他の中央競技団体と比べて多いことから、日本の中央競技団体は全般的に少人数で運営されているとあって間違いはなさそうである。

図 V-1 日本の中央競技団体の予算と職員数との関係（2010 年度）



注 1 年間予算 1 億円以上の中央競技団体を対象とした。ただし、約 170 億円の 1 団体を除く

注 2 職員数は「正規雇用者」「契約／嘱託職員」「出向」の合計

SSF「中央競技団体现況調査」（2011）より作成

(2) 職員の競技歴

競技歴のある職員（常用雇用者）は JAAF 14 人（100%）、JVA 7 人（常用雇用者の

39%)、USAV 38 人（正規職員の 70%）である。USATF については、常用雇用者 45 人中 21 人に競技歴があることが確認できたが、他の 24 人については不明であり、もっと多い可能性がある。職員に占める競技経験者の割合は、日米ともに高い。

(3) 職員の募集経路

日本について、JAAF の職員の中の競技経験者が 100%なのは、一般採用より、紹介、縁故、関係者による推薦での採用を重視している（公募をしていない）ためと推察される。JVA が 39%と比較的低いのは、職員の公募を（も）おこなっていることによる。なお USATF については、事例研究にも記載したとおり、採用に際して陸上競技経験を問わないものの、何らかの知識を持つことを条件にしている。換言すれば、JAAF と USATF は、積極的に競技関係者を採用しようとしている。

競技団体が競技経験者を職員として採用することについては、一般的な労働市場で人材を確保できないための代替的ないし「消去法」的な対処という考えもあるが、実際にはこのように前向きに経験者を採用している。米国の場合、採用の慣行として、職務・職位に人材を求めるので、求人に際して職務要求（Job Requirement）が明確なかたちで示されるのが一般的である。これに際しては競技経験ないし知識を求めると思われることから、競技経験者の採用が自然であるといえるだろう。ただしこれは、採用について一般的な労働市場を利用しないという意味ではない。日本の場合は労働市場を介した競技経験者の採用は稀なケースと考えられるので、競技経験者採用といっても、その経路が必ずしも米国と同じではないかもしれないという点についての留意が必要であろう。

3. 組織

3.1 事務局組織

4 団体がおこなっている活動は類似しているので、事務局が担う機能もほぼ同じものだと考えることができる。ただし、組織の編成はそれぞれ若干異なる。まず、置かれている部署の数については、JAAF 2、JVA 5、USATF 8、USAV 11 である。すでにみたように、米国 2 団体は日本の団体と比べて職員数が多く、これが部署の数に反映されているものと思われる。

米国 2 団体に共通する部署は会員サービス部門である。また、USAV については指導者育成、普及振興・障害者の 2 部門が置かれている。USATF には普及育成（ユースプログラム）を担当する部署がある。日本の 2 団体に普及振興やユースの機能がないということはないので、公表されている組織内部で分掌されているものと思われる。

3.2 委員会組織

(1) 委員会とは何か

委員会は、企業には見られない組織である。国や地方自治体などが委員会を設置することはあるが、これは大臣や次官等の諮問機関であり成果は答申である。すなわち、諮問された事項に答申として答えることだけを目的とする。一方で、たとえば大学には専任教員で構成される委員会組織が数多くあり、これらは運営上の意思決定をおこなう。

日本の競技団体に設置されている委員会は、これらとは性格を異にする。第一に、諮問機関ではない。諮問機関としての委員会を設置できないということではなく、通常置かれている委員会が諮問機関ではなく、執行や意思決定をおこなう機関だということである。そして第二に、構成員の多くは団体の役職員ではないことが多い。この2つの特徴を併せ持っていること、すなわち、主に外部者で構成され、執行・意思決定を目的とする委員会であるという点に特徴がある。すでに指摘したとおり、日本の競技団体では（米国も同じだが）外部者が役員として意思決定に参加している。これと同じことが、委員会組織によって幅広くおこなわれているということである。

(2) 委員会数、委員数

委員会の数は JAAF 11、JVA 17、USATF 34、USAV 18 である。すなわち、日米 4 団体ともに、委員会による事業運営をおこなっている。また日本のほうが少ないように見えるが、JAAF は種目別 12 部会、13 部（またはプロジェクト）、2 育成部を有する。また JVA は委員会の下に 23 の部会（または部）がある。米国 2 団体についても、委員会の下に部会や小委員会などが置かれている。すなわち、すべての団体において、多くの委員会・部会が設置されている。

JAAF のウェブサイトに掲げられている組織図では、専務理事の下に 11 委員会と事務局が置かれており、9 委員会の委員長が理事である。すなわち、委員会による事業運営・意思決定がおこなわれていることが明確である。また、委員会が事業運営や意思決定を主に担務しているのだとすると、先に述べたような事務局の組織編成の違いは、一般の企業の組織ほどには重要な意味を持たないといえるだろう。

日本の 2 団体の委員会を比較した場合、JAAF は強化委員会のみで 124 人もの委員が就任している（総数 372 人）。JVA の 17 委員会の委員総数は 151 人（ただし、重複がある）である。同じように米国をみると、USATF の強化部門には 300 人を超える委員がいることがわかる。USAV の強化委員会の詳細な委員数は把握できないが、陸上競技は種目体系が多いので強化委員数が多いものと思われる。

また、役員の項でも触れたように、米国の 2 団体では、委員においても人種や性別の多様性が重視されている。

(3) 委員構成

米国の競技団体については、すべての委員会・評議会についても、役員と同様に構成員の 20% を現役アスリートもしくは経験者とするのが、アマチュア・スポーツ法の規定に基づき、各競技団体の定款等に定められている。また USATF では、すべての委員が登録メンバーでなければならない（ここでいう登録とは競技者登録ではなく、日本でいえば社団の社員を意味するものと思われる）。

4. 他機関との連携

中央競技団体と種目統轄組織をはじめとする関連機関との関係について、日米比較の際に重要な前提がある。日本には、主に強化と、普及振興を目的とする団体が分かれて存在する。すなわち、前者は日本オリンピック委員会（JOC）、後者が日本体育協会（日

体協)であり、目的別に種目統轄団体がある。一方、米国には唯一の種目統轄団体として、米国オリンピック委員会がアマチュア・スポーツ法(現オリンピック・アマチュアスポーツ法)のもとに設立され、強化と普及振興を合わせて統轄している。

JOCはもともと大日本体育協会(現、日体協)の内部組織であったが、1989年にJOCが日体協から独立した。国際的には、ドイツスポーツ連盟とドイツオリンピック委員会が合併して、ドイツオリンピックスポーツ連盟になる例など、統轄団体を1つにする動きがある。

4.1 加盟統轄団体

自国のオリンピック委員会、および当該競技の国際、地域レベルの統轄団体に加盟している点は、どの競技団体も同様である。相違点としては以下がある。

- ・日本の2団体は日体協に加盟しているが、米国の2団体については同様の団体に加盟していない。これは、上述のとおり日体協に相当する団体が米国にはないためである。
- ・米国の2団体は、US Paralympics (USOCの内部組織)のメンバーであるが、日本の2団体は該当する国内団体に加盟していない。これは、米国では種目別統轄団体が障害者競技を事業範囲としているのに対して、日本では多くの場合、種目別の障害者団体が別個に存在し、それらの団体が(公財)日本障害者スポーツ協会に加盟しており、同協会の内部組織として日本パラリンピック委員会があることによる。

4.2 下部組織等

日本の2団体については都道府県単位の協会があるが、米国の2団体の地域協会は、必ずしも州を単位としない。USATFの地域協会は57、USAVでは40である。

また、米国の2団体では、寄付や協賛を募り、当該競技団体や競技者等を財政的に支援する団体が、競技団体とは別に存在する。このような支援団体が競技ごとに存在するという点は、米国の特徴といえる。おそらく、種目別競技団体は強化・育成・普及振興を目的とするが、競技者等に対する経済的支援という役割は別個の団体によっても担われている。競技団体と支援団体とは役員の兼務も見られ両者の関係は密接である。

5. 登録制度

5.1 概要

登録制度というと、一般的には

- 1) 競技者登録制度である
- 2) 登録することによって、競技会への参加、記録の公認等の便益を受けられると認識される。またしたがって、
- 3) 登録者数は、競技会に参加するようなレベルの競技人口を表している

ものと考えることができる。

個別の実態をみると、上に記したような、いわば「原則」と、実際の登録制度とは若

干、あるいは大きく異なるものとなっている。具体的には以下のとおりである。

- 1) JAAF、JVA については、中体連の加盟生徒数は登録者数に比べて多い。中央競技団体には登録せずに、部活動で競技をおこなっている生徒が少なからずいるということである。
- 2) USAV でも、総登録者数が約 28 万人であるのに対して、NFHS が公表している日本の中学・高校レベルの競技者数は 45 万人である。競技者は、USAV へ登録することにより、USAV とその傘下の団体が主催する競技会に参加することができる。逆にいえば、そのような大会に出場しないのであれば必ずしも登録の必要がない。
- 3) JVA、USATF、USAV については、登録者は必ずしも競技者ではない。JVA では JVA および都道府県協会などの役員も登録する。USATF と USAV では、ファンや保護者も会員になることができる。

登録制度で留意すべき点は、競技団体の登録者数が、競技の普及状況を示す指標にはならないことである。陸上競技で日米に共通してみられるが、市民マラソンの参加者や個人でジョギングを楽しむ者の大多数は、未登録の愛好者である。また、JAAF では小学生の登録制度はないが、JAAF が主催する小学生の全国大会には、予選を含めて 10 万人もの参加がある。競技の実施形態や登録の条件は種目によって異なることから、登録者の多寡は必ずしもその競技の実施者全体の規模を表すものではない。普及振興の観点では、団体に所属しない愛好者の存在が競技の裾野を拡げているとも考えられる。未登録の愛好者がいることは自然なことで、多くの愛好者を登録制度に含めようとする、制度による拘束を倦厭し競技団体離れを引き起こしかねない。競技団体に求められるのは、未登録愛好者を歓迎しながら、このような愛好者が登録にメリットを感じられる制度を検討することであろう。

5.2 登録料と配分

登録料についての比較は表 V-2 のとおりである。日米の差異というより、団体による特徴がみられる。日本の陸上競技では、登録料を設定し受け取っているのは都道府県陸協であり、JAAF はデータバンク料として、登録制度のプラットフォームとなるシステムの使用料を受け取るだけである。JAAF は、事業実施と合わせて、登録制度についても分権的にその運用を都道府県陸協へ任せている。都道府県陸協が受け取った登録料を、都道府県陸協の事業の範囲内で還元しているといえる。JVA は、徴収した登録料をあらかじめ定めた割合に従い全国連盟や都道府県協会などの関係組織や、JVA の活動原資に配分している。USATF は、登録の方法により登録料の受け取り主体が異なるが、登録料は USATF と地域陸協で分配されている。USAV は地域協会に価格設定権があり、分権的であるといえるだろう。これらの登録料の徴収手段は、競技団体の運営方法が中央集権か地方分権かにより異なると考えられる。日本では、JAAF は地方分権であり、JVA は中央集権である。米国の 2 団体については、その判断ができるまでの情報を入手するに至らなかった。また、登録料については、競技団体の規模や形態により、収入における登録料の位置づけが異なることも重要な点である。

表 V-2 登録料に関する比較

	JAAF	JVA	USATF	USAV
価格設定	都道府県陸協による	統一	統一	地域協会による
登録料	カテゴリによる	カテゴリによる	一律	地域ごと
登録料の受け取り主体	都道府県陸協	JVA	WEB登録: USATF WEB以外: 地域陸協	地域協会
登録料の配分	JAAFには納付しない	配分する	USATFと地域陸協で 分配される	一部をUSAVに納付

5.3 登録料の使途

JAAF の上記データバンク料収入には、個人の登録との関係で対価性があるものと思われる。ただし、都道府県陸協の使途については不明なので、登録料がすべて登録者のために支出されているかどうかは不明である。JVA については登録料の配分・使途が定められており、JVA 補助金や全日本強化に登録料の一部が支出される。

米国の 2 団体については詳細は不明であるが、予算 (USAV は決算) を見ると、メンバーシップに関する収入は支出よりかなり多く、他の目的に支出されているものと思われる。念のためにいえば、両団体の会員には競技者以外の者が含まれ、また USATF については会員は日本の社団法人の会員に近い性格のものであるため、これらの収入について、必ずしも対価性が満たされなければならないということではない。また競技会開催のための費用は競技者の便益を目的とするので、会員サービス支出だけが競技者への便益を提供するものでもない。結論として、両団体の会員制度ないし登録制度は、概念的には納入者に便益を提供するものではあるが、財務的には厳密な対価性を求めているわけではなさそうである。

6. 指導者制度

指導者制度については、

- ・ 初心者から競技者まで、指導の対象ごとに資格のカテゴリ分けがおこなわれていること
- ・ 主な資格については、指導者としての能力の維持を目的に更新講習を実施していることが共通する点である。日米の違いは、
- ・ 日本の 2 団体では、種目を問わず指導者に求められる知識の習得については、日体協と連携し共通のカリキュラムを採用している。これに対して、米国 2 団体については、基本的に独自の資格認定をおこなっている。
- ・ 米国 2 団体は、資格認定にウェブサイトを活用している。USATF では、初級の資格について、NFHS (米国の中等教育におけるスポーツ・芸術に関する統轄団体) のオンライン教育の履修により付与している。さらに 1 ランク上の資格については、講習会受講後のオンラインテストによって認定している。USAV では、初級の資格については、講習、テストともにオンラインでおこない、より上位の資格についても、講習会後のテストはオンラインで実施している。なお、日本で指導者認定にオンラインを導入した取り組みは、日本サッカー協会の e ラーニング講習などに限られている。

- ・ 米国 2 団体は資格要件として犯罪歴を外部委託により確認している（犯罪歴のチェックは、主にチャイルド・プロテクションの観点からヨーロッパ各国においても導入が進んでいる）。

点が主なところである。

また USATF では 2010 年度からコーチの事前登録制度を設け、登録者は USATF、USOC の支援を受けられる。目的は、ドーピング違反や指導に問題のある指導者を排除することである。

7. 審判制度

審判についても指導者と同様に 4 団体ともレベル別の資格認定、更新をおこなっている。日本の場合、指導者と比べて審判員の資格保有者の人数が多い。JAAF では、指導者 2,347 人に対し審判員は 38,980 人である。JVA はそれぞれ、12,539 人、25,002 人である。これに対して、USAV の審判員資格保有者は 1,000 人に満たないが、この理由は地域協会が別個に資格認定をおこなっていることによる。USATF については審判員資格保有者の人数は不明である。USATF の公認審判員のうち、「Master」および「National Mater Referee」では、審判として活動できる範囲をトラック競技、跳躍など種目別に分けている点が特徴的である。また、継続的に活動していないと資格レベルの降格があるなど、他団体と比べてより厳格に管理されている

8. 予算

予算規模は JAAF 20 億円、JVA 31 億円、USATF 15 億円、USAV 12 億円であり JVA が最も大きい。

(1) 収入

収入の構成は表 V-3 のとおりである。日本と米国の団体で区分に違いがあるため、正確な比較は難しい。すなわち、

- ・ 米国の 2 団体については予算上に寄付の項目がない。決算時には寄付金収入が含まれる（USAV は公表できる書類が決算書に限られるため、寄付金が表 V-3 に含まれている）。
- ・ 米国の 2 団体については登録料の項目がない。そのかわり、メンバーシップ・プログラム収入がある。JAAF については、登録料は都道府県陸協の収入となっている。

4 団体ともに、収入の中で構成比が最も高いのは事業収入である。すなわち、これらの団体はいずれも事業活動によって大きな収入を得ている。事業収入の中で協賛金に着目するならば、日米とも陸上競技団体は協賛金の割合が高く、バレーボールについてはその割合が低いという特徴がある。JVA は、事業収入の中で最大の科目は入場料収入であり、ワールドカップなどの国際大会を日本で開催することによるものである。USAV の収入の 50% は National Program であり、そのほとんどが USAV 主催大会等へのチーム参加料である。バレーボールは競技会開催に伴う収入が大きいものと思われる。

表 V-3 収入構成の比較

	(%)			
	JAAF	JVA	USATF	USAV
事業収入	61	84	72	70
うち協賛金	53	19	58	14
補助金	10	5	14	9
寄付金	22	4	-	1
登録料 membership programs	0	7	14	20

※USAV は 2010 年度決算書、その他の団体は 2011 年度予算書を参照。

米国 2 団体については、予算上に寄付の項目はないが、決算時には寄付金収入が含まれる。USAV の 2010 年度決算時の寄付金収入は、約 8 万ドル (0.6%) であった。USATF は、「その他収入」(Other Revenues) に寄付金を含むため、正確な金額は不明である。

(2) 支出

支出については、日米で表示している科目に違いがあり、比較が難しい。日本の 2 団体は、まず会計区分ごとに分け、それぞれについて、交通費、通信費等の費目により計上している。これに対して米国の 2 団体は、事業ごとの表示となっている。唯一比較できるのは、事業費と管理費の割合である (ただしこれについても厳密に共通の区分によるものではない点に留意が必要である)。USAV については Supporting Services、USATF については Program Support および Governance and Administration を管理費とみなすと、支出に占める管理費の割合は JAAF 13%、JVA 5%、USATF 33%、USAV 13% となり、日本の 2 団体のほうが管理費の割合が低い。USATF については、Professional staff and Administration の費用が総支出の 24% (実額では 460 万ドル) を占めている点の特徴であり、これが管理費をかさ上げしている。

9. マーケティング

米国 2 団体のマーケティングには特徴的なものがみられる。USATF は、組織改編を機にマーケティング部門に新しい人材を雇うのではなく、2011 年 11 月より外部 (Max Siegel 社) へ委託した。USATF はこれまでも外部のマーケティング会社と契約したことはあったが、Max Siegel 社と交わした「月々決められたコンサルティングフィーを支払う」という形態ははじめてであった。その後、ロンドンオリンピックを前に、Max Siegel 氏自身が USATF の CEO に就任したため、USATF と Max Siegel 社の契約は終了した。

USAV は、コーポレートパートナーとして自治体 (アナハイム市) と契約を結んでいる。そのため、USAV の男女代表チームは、アナハイム市が所有するスポーツ施設の利用をはじめ、住居、食事、車両も同市から無償で提供されている。

10. 強化

10.1 代表選手

JAAF では、代表選手の多くは国内企業に所属している。大学、地域クラブの選手も一定数代表に含まれるが、海外に所属する選手はいない。JVA については、代表の大半が国内リーグ加盟のチームに所属している。これらのチームについては、企業スポーツとして実施しているものといえる（堺ブレイザーズについては新日本製鉄の内部組織ではなく法人格を持つが、100%子会社なので企業スポーツと考えてよいだろう）。企業スポーツ以外では、海外チーム、また男子については大学生が一部ではあるが見られる。

これに対して米国の 2 団体は様相が異なる。陸上競技については、選手の多くが協賛社と契約して活動資金を得、競技会に選手名が掲示される際も協賛社名が所属の項に記載される。陸上クラブや大学名で競技会に参加する選手もいるが少数である。バレーボールの代表の大半は、海外チーム所属選手である。したがって、簡単にいえば、国内には、USAV 傘下の日常的な強化機能は代表チーム以外にないということである。

10.2 競技者支援制度

JAAF には年間 6,000～7,000 万円の競技者支援予算がある。制度としては、強化競技者を 4 ランクで指定し、強化費、合宿費等を支給する。これに対して、JVA は競技者支援制度を持たない。これは、代表クラスの選手がリーグ加盟チームに所属しており、そこで日常的な強化活動が実施されているためであるといえるだろう。USAV についてはほとんどの代表を国外から招集するため、代表チームとしてのトレーニング期間については USAV が費用を負担している。

とくに支援制度が充実しているのは USATF である。事例研究に記述しているので詳細は略すが、経済的支援のほか、多くの支援プログラムがある。米国には企業スポーツというインフラがないので、支援プログラムが強化にとって重要な役割を果たしている。

また、既述のとおり各競技には統轄団体と別個に基金がある。USATF Foundation は

- ・若い競技者への経済的支援
- ・成績を伸ばしている競技者への経済的支援、就業紹介、メンタリング
- ・長距離競技の支援
- ・薬物対策の支援
- ・米国代表支援

を目的としている。

USA Volleyball Foundation については決算がウェブサイトで開示されており、これを見ると、総資産約 US\$3,470,000、年間事業支出約 US\$190,000 である。

10.3 強化拠点

日本の 2 団体はナショナルトレーニングセンターを強化拠点としている。国立の施設であり、陸上競技とバレーボールそれぞれの専用施設があり、年間を通じて継続的に利用されている。USATF の拠点は USOC が運営する 2 ヶ所のオリンピック・トレーニングセンターであり、USOC に加盟する競技団体が使用している。これに対して USAV のインドアバレーボールは、アナハイム市が所有するインドアバレーボール専用の施設

であり、通年で利用されている。シットティングバレーボールの代表チームが、セントラルオクラホマ大学内の施設を強化拠点として優先利用していることは特筆すべき点である。

11. 育成

JAAF では U12、15、18 の区分があり、小学校から高校までの学制と同じ区分で育成が進められている。これは、陸上競技の育成基盤が部活動にあることを示している。主な育成事業としては、年代別のトレーニングキャンプや研修合宿がある。

USATF は、年齢区分を「8歳以下」から2歳刻みに細分している。ジュニアオリンピックを育成事業の柱に据え、「8歳以下」から記録会を開催し、USATF が主導して参加の機会を提供している。

JVA では、男女別に年齢区分を設け、導入期（男子 U13、女子 U11）から3歳ごとに第1～3までの育成期がある。育成事業として、中学生・高校生を対象とする巡回指導、強化合宿がおこなわれている。エリートレベルの選手については高校で本格的な育成が始まる。逆にいえば中学段階ではこのような選手が「散在」しているので、オーディションによる発掘がおこなわれる。

USAV では、エリートレベルの選手については全米代表、ユース代表、ジュニア代表ともにトライアウトやキャンプを経て、チームとして大会に出場という流れである。トライアウトという選抜方式は日本とは異なるが、代表候補を選抜して強化合宿をおこなうという点では変わりがない。

12. 近年の競技結果

2008年北京オリンピックにおける陸上競技のメダル獲得数ランクを見ると、米国は合計で23個のメダルを獲得し1位であった。NFHSの調べでは、高校世代の陸上競技実施者が118万人を超え、全米スポーツ・グッズ協会の調査では、陸上競技の推計人口が432万人であることから、会員制度への登録は10万人程度であっても、潜在する陸上競技愛好者は多い。これらの愛好者の状況に加え、1つのスポーツ種目に縛られず、競技会のみ参加する他競技実施者を受け入れる環境も、陸上競技人口の拡大と裾野レベルの引き上げに繋がると推察される。一方、日本の北京オリンピックでのメダル獲得数ランクは22位タイで、男子400mリレーの銅メダルのみだった。日本には、陸上競技に限らず、スポーツ少年団をはじめ各年代における競技環境はあるものの、1人が多種目を実施するケースは稀である。中体連や高体連の陸上競技部に加盟する生徒数は、それぞれ21万人と10万人に上るが、その他の生徒が陸上競技に触れる機会はほとんどない。このように、選手が早期に特定の競技に専念し、競技者が絞りこまれる状況でも、傘下団体の育成環境を整えることで、国際舞台で善戦できていると考えられる。

13. 普及

普及については、団体によって認識、活動、成果目標がかなり異なる。まず JAAF

は、高校で陸上競技を始める生徒を増やすことを重視しようとしている。これに対して **JVA** については、小学生を対象とするバレーボール教室が主な普及活動である。すなわち、小学校段階でバレーボールに興味をもつ児童を増やすことで、中学校でバレーボール部（あるいはクラブ）に所属しようという生徒を増やそうと考えられている。**USATF** は、普及活動は各地域組織に委ねるが、あわせて達成目標を個々の地域組織について設定している。**USAV** は競技会を開催し、年齢を問わず参加者を増やすことを普及の具体的な目的と捉えている。

「中央競技団体の運営に関する調査研究」研究会

■構成員（敬称略、所属機関 50 音順）

公益財団法人 日本体育協会	事務局長代理	川島 雄二
〃	総務課 課長	岩田 史昭
〃	総務課 係長	金谷 英信
公益財団法人 日本バレーボール協会	業務執行理事	橋口 陽一
公益財団法人 日本陸上競技連盟	事業部長	森 泰夫
〃	運営企画部	三宅 聡
早稲田大学 スポーツ科学学術院	教授	武藤 泰明
早稲田大学大学院 スポーツ科学研究科	修士課程	足立 名津美
公益財団法人 笹川スポーツ財団	常務理事	渡邊 一利
〃	スポーツ政策研究所 主任研究員	澁谷 茂樹
〃	研究員	吉田 智彦
〃		小淵 和也
〃	非常勤研究員	横塚 聡

「中央競技団体の運営に関する調査研究」米国団体調査協力者

■米国陸上競技連盟（USATF）について

テンプル大学 Sport Industry Research Center リサーチアシスタント 佐藤 幹寛

■米国バレーボール連盟（USAV）について

米国バレーボール連盟 Special Projects Coordinator 内藤 拓也

中央競技団体の運営に関する調査研究 報告書

2012年3月発行

発行者 公益財団法人 笹川スポーツ財団

〒107-6011 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 11F

TEL 03-5545-3303 FAX 03-5545-3305

E-mail info@ssf.or.jp URL <http://www.ssf.or.jp/>

無断転載、複製および転載を禁止します。引用の際は本書が出典であることを明記してください。

本事業は、ボートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて実施しました。

